

2023/11/17



第3回 人口問題審議会「人口と家族に関する特別委員会」 記付資料

昭和62年9月17日(木)

1. 議事次第
2. 資料1 離婚制度等研究会報告書の概要
3. 資料2 離婚制度等研究報告書
4. 資料3 新しい家庭像に関する調査研究事業
5. 資料4 親子関係について
6. 資料5 女性の目から見た家庭について
7. 資料6 2000年の日本の家庭像
8. 第3回会合座席表
9. 第2回「人口と家族に関する特別委員会」議事要旨

第3回 人口問題審議会「人口と家族に関する特別委員会」 配付資料

昭和62年9月17日(木)

1. 議事次第
2. 資料1 離婚制度等研究会報告書の概要
3. 資料2 離婚制度等研究報告書
4. 資料3 新しい家庭像に関する調査研究事業
5. 資料4 親子関係について
6. 資料5 女性の目から見た家庭について
7. 資料6 2000年の日本の家庭像
8. 第3回会合座席表
9. 第2回「人口と家族に関する特別委員会」議事要旨

第3回 人口問題審議会

「人口と家族に関する特別委員会」

B50.81
4
2-3

昭和62年9月17日(木)
10:30~12:30
厚生省特別第一会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 「離婚問題研究会」の報告等について
(質 疑 応 答) 田中義行 星竹博
3. 親子関係について
(質 疑 応 答) 中川幸竹
4. 女性の目から見た家庭について
(質 疑 応 答) 藤原幸竹
5. その他
6. 閉 会

配 布 資 料

1. 離婚制度等研究会報告書の概要
2. 離婚制度等研究会報告書
3. 新しい家庭像に関する調査研究事業
4. 親子関係について
5. 女性の目から見た家庭について
6. 2000年の日本の家庭像

資料 1

離婚制度等研究会報告書の概要

離婚制度等研究会報告書の概要

第1章 わが国の離婚の概況

1 離婚率の動向

わが国の離婚率を人口千人対で見ると、戦後最低だった昭和38年の0.73から上昇を続け58年には1.51となった。一方、夫婦総数に対する割合で見ると、昭和35年の0.36%から55年には0.48%に上昇しているが、対人口比ほどの伸びとはなっていない。

昭和59年の人口千人対の離婚率は1.50と21年ぶりに減少しており、今後はこれまでのような急上昇は考えられないが、その動向を注目する必要がある。

2 離婚の傾向と特徴

(1) 離婚に至るまでの期間の長期化と有子離婚の増加

わが国の離婚年齢は上昇傾向にあり、離婚の中心は20代から30代に移っている。離婚に至るまでの同居期間も長期化しており、昭和30年代の平均6.4年から昭和59年には10.2年に伸びている。

これらに伴い有子離婚が増加し、昭和59年には22万3千人もの未成年の子が離婚に巻き込まれている(昭和38年の6万8千人の3.3倍)。

(2) 離婚の態様等の状況

わが国の離婚では、夫婦の合意のみによって成立する協議離婚が9割以上を占めている。子の親権者については、かつては夫がなる場合が多かったが、昭和41年以降は妻の方が多くなり、現在は7割以上が「妻が全児の親権を行う場合」である。

また、離婚に際しての妻に対する財産分与や子の養育費に関する取決め及びその履行が十分になされているとは言いがたい状況にある。例えば、離婚母子家庭の母のうち前夫からの子の養育費を受けているか受けたことのある者は21%にすぎない(昭和58年厚生省調査)。

3 離婚増加の背景

離婚の増加の背景を一概に言うことはできないが、しばしば指摘される事情を整理すると、次のとおりである。

第1は、離婚に対する意識の変化であり、総理府の調査で「相手に満足できなければ離婚すればよい。」という考え方に理解を示す者が増加してきていることに示されるように、一般に離婚をタブー視しなくなる傾向にある。

第2は、婚姻破綻をもたらす要因の増大であり、①若年夫婦の精神的未成熟、②長寿化、少子化による人生や結婚を見つめ直す機会の増大、③夫の多忙、単身赴任等による夫婦の意志疎通の希薄化、④サラ金禍、アルコール依存症等の社会的病理現象の増加である。

第3は、離婚の歯止めとなる要因の弱体化であり、①核家族化等による夫婦間のトラブルの緩衝の役割を果たすものの減少、②女性の雇用の増大、社会保障制度の整備等による離婚後の生活への不安感の減少である。

第2章 離婚により生ずる諸問題と対策の現状

1 家計、家事への影響

離婚後の母子世帯は一般の世帯に比べて収入が低く（昭和57年の離別母子世帯の平均年収は177万円で、一般世帯の444万円の40%）、厳しい経済状態の下におかれている。

また、母子世帯に対する前夫からの子の養育費の支払状況が良くない一方で、母子世帯に対する公的給付（生活保護、児童扶養手当）は年々増大している。

父子世帯についても収入水準が低い等の問題は存在するが、むしろ家事についての悩みが大きい。

2 児童の成長に及ぼす影響

両親の離婚や離婚に至るまでの婚姻の破綻は、児童にとって家庭環境を大きく変化させ、その成長に様々な影響を及ぼしている。

離婚に至るまでの問題としては、父母間の紛争、父親又は母親の家出、蒸発、別居等による家庭内の人間関係の混乱や子どもの引きとりをめぐる争いは、児童に深刻な不安感や喪失感を与えることが指摘されている。

離婚後の問題としては、単親で仕事、家事、育児に従事しなければならないこと等による家庭の養育機能の低下、人格形成のためのモデルの不在、転居等による生活環境の変化等が、児童の成長に様々な影響を及ぼしている。

しかし、一方では、離婚によって家庭内の葛藤が解消したり、親の暴力、放任、虐待等から解放され、親子が心身ともに安定した生活を送っている事例や、単親家庭という環境の中で早期に自立心を確立する児童の事例もみられ、一律に評価することは困難である。

3 福祉対策の現状

離婚後の母子世帯に対しては、児童扶養手当をはじめ母子福祉資金、母子相談員、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子寮、介護人派遣事業等の福祉施策があるほか、生活保護でも母子加算が設けられている。また、税制上の措置や、就業促進対策がある。

父子世帯に対しては、介護人派遣事業や税制上の措置がある。

第3章 わが国の離婚制度と諸外国との比較

1 外国の離婚制度

欧米諸国では、キリスト教の影響により、長い間離婚について制限的態度がとられてきたが、近代市民法の導入に伴い、配偶者の一方に非行や義務違反があった場合に、他の配偶者からの離婚の請求を認めるという有責主義の考え方が導入され、さらに、客観的に婚姻が継続しがたい事情に至った場合には離婚を認めるという破綻主義へと変化しつつある。

アメリカ、イギリス、フランス及びソ連について離婚法制をみると、米英仏では離婚には必ず裁判所の判決が必要であり、ソ連でも未成年の子がある場合には判決が必要である。しかし、当事者の合意があるものについては、手続面での簡素化が図られる傾向にある。また、一般的傾向として、離婚後の妻や子に対する扶助料や養育費、子の監護についての詳細な規定が設けられている。

2 わが国の離婚制度

わが国の離婚には、協議離婚、調停離婚、審判離婚及び判決離婚がある。

全体の9割を占める協議離婚は、当事者間の合意以外にいかなる制約も課さないという点において離婚の自由化を最も進めた制度であるが、一方では、届書への署名、押印以外に当事者の意思を確認する方法がないため、逆に当事者の自由意思の尊重に慎重さを欠く面があること、子の権利の十分な確保を担保する手段に欠けていること等の問題がある。また、養育費についての具体的規定がないため、協議離婚においてほとんどその取決めがなされないままになっている。

第4章 提言

離婚は破綻した婚姻から当事者を解放するものであり、離婚を抑制するために離婚手続を厳しくするという選択はとるべきではない。

しかし、離婚の増加が児童福祉の観点からも様々な問題を惹起している現状に鑑みれば、少なくとも婚姻の破綻を防止するための方策について、十分に検討する必要がある。

また、離婚を選ばざるを得なくなった場合については、離婚のもたらす諸問題を離婚手続の過程でできる限り防止する方策が考えられるべきである。

さらに、なお残される問題については、福祉行政が当事者の自助努力とあいまって解決していく必要がある。

以上の観点から、今後とられるべき方策について、いくつかの提言を行い、今後、省庁の所管を超えた検討が行われ、幅広く関係者の協力を得て議論が深められることを期待する。

1 相談機関の整備

現在、児童相談所、家庭児童相談室のほか、家庭裁判所の家事相談、地方自治体や警察の窓口、民間や弁護士会等の相談機関がそれぞれの相談機能を果たしている。

婚姻の破綻や離婚は、基本的には夫婦間の問題であるが、核家族化の進行、地域コミュニティの解体の中で孤立感を深めている夫婦が問題を解決するための補助機関として、相談機関の果たすべき役

割合が高まっている。

相談機関として十分機能するためには、①夫婦間の問題の調整、②子の福祉の確保、③他の専門的機関との連携、④法的手続の指導等の諸機能を総合的に発揮することが望ましい。

今後は、以上の諸機能を有する相談機関が問題の生じた夫婦の身近に存在し、誰もが気楽に足を選べられるようにするため、公私の相談機関の役割や在り方、人的資源の確保方法を検討していく必要がある。

2 離婚制度等の再検討

(1) 離婚手続における子の権利の確保

現在の協議離婚制度や家庭裁判所の調停制度は、子の権利の確保において不十分な点があるので、次のような方策について検討がなされるべきであろう。

ア 養育費の問題を含め子の監護についての取決めがあるものについては、それを離婚届書に記載させる方法

イ 未成年の子を有する夫婦の協議離婚に離婚意思、子の監護に関する取決め等の確認手続を導入する方法

ウ 未成年の子を有する夫婦の離婚については、家庭裁判所の審判を経ることとする方法

エ 家庭裁判所の調整機能の一層の強化

ただし、以上の方策については、離婚の自由という基本的な考え方との調整、家庭裁判所等の処理能力の確保等の問題があり、慎重に検討する必要がある。

(2) 養育費に関する具体的規定の整備

現在の民法では、離婚時における子の養育費の確定についての具体的規定は存在しない。子の養育費支払義務については、離婚時におけるその具体的確定（程度、履行方法等）についての規定の整備を検討する必要がある。

(3) 養育費支払義務の履行の確保

現在、養育費支払義務の履行の確保方法としては、債務名義がある場合には、通常の強制執行の手続のほか、家事審判法による履行勧告、履行命令、裁判所への金銭の寄託の受入れがあるが、養育費のような継続的な定期給付債権については、通常の執行手続よりも簡易な手続が必要であり、例えば、一度執行の申立てをすれば、将来の一定期間は定期的に給与等からの天引きがされるというような手続を設けることが考えられる。

しかし、わが国では、ほとんどの離婚について養育費についての債務名義がないため執行を確保できないのが現状であり、養育費については必ず債務名義を伴うような仕組みを作ることが前提となる。

3 公的扶養と私的扶養の調整

(1) 諸外国の立法例

社会保障給付と私的扶養義務の調整について諸外国では、裁判所で決められた養育費債権が常に存

在するという状況の下に、次のような仕組みが作られている。

ア アメリカのAFDC（児童扶養家庭扶助）では、1975年の法改正により、扶助の申請者は扶養義務請求権を州に譲渡して扶助を受け、州は扶養義務者に対し直接に請求できるようになっている。

イ スウェーデンの先払い養育料制度（1937年発足）では、社会保険事務所が先払い養育料を給付した上で、扶養義務者に対し求償することになっている。

ウ フランスの家族支援手当制度（1985年発足）では、家族手当金庫等が家族支援手当（ASF）を給付した上で、養育費請求権者の地位を代位することとされている。

（2）わが国の課題

公的扶養と私的扶養の調整をする方法としては、

① 行政庁が具体的な養育費請求権を請求権者に代わって行使する方法

② 行政庁が扶養義務者に対して費用徴収の形で負担を求める方法

が考えられる。

①については、養育費支払義務の内容が具体的に確定していることが前提となるため、養育費に関する具体的規定の整備、養育費支払義務の履行の確保のための法制上の措置を講ずることが必要である。

また、②についても、具体的な徴収額の算定方法、行政コスト、実施体制等多くの問題があり、慎重な検討を要する。

従って、今後は、公的扶養と私的扶養との調整の観点から、民事制度と福祉制度との両方を視野に入れた総合的な検討が必要である。

人口問題審議会特別委員会
昭和62年9月17日(木)

資料 2

離婚制度等研究会報告書

離婚制度等研究会報告書

●厚生省／離婚制度等研究会*

* 厚生省児童福祉局長の元で活動中

目次

はじめに	第4章 結 言
第1章 わが国の離婚の現状	1 離婚件数の動向
1 離婚件数の動向	2 離婚制度等の所管府
2 わが国の離婚の傾向と特徴	3 公的調査と私的調査の調査
3 離婚の増加の背景	お ち び
第2章 離婚により生ずる社会問題と対策の現状	(参考) 研究会の採行経過
1 家族・社会への影響	
2 児童の成長に及ぼす影響	
3 社会生活の現状	
第3章 わが国の離婚制度と他外国との比較	
1 外国の離婚制度	
2 アメリカの離婚制度	
3 イギリスの離婚制度	
4 フランスの離婚制度	
5 その他諸国の離婚制度	
6 わが国の離婚制度	

はじめに

わが国では昭和39年以降離婚が急増し、離婚件数は38年の7万4千から58年には17万9千件と、この20年間に2.5倍となった。特に、未成年の子を有する夫婦の離婚が増大し、両親の離婚を建設した子どもの数は、38年の6万8千人から58年には22万6千人となり、同じ20年間で3.3倍となっている。

離婚は夫婦間のプライベートな事情であるが、これにより年間18万もの家庭が崩壊しているという事実(1)は、福祉の観点、とりわけ児童福祉の観点から様々な問題を惹き起している。

このようなことから、離婚及び離婚制度をめぐる諸問題について幅広く研究し、今後とらえるべき諸方針について検討すること(2)は、時宜に達するものであると考える。

当研究会は、昨年(昭和59年)7月に第1回の会合を開催して以来、15回の会合を重ね、この間、国内外における離婚の実態と法制度についても、外部の講師(別紙2)を招いて研究を行ってきた。

この側面から問題点や論点を整理し、今後とらえるべき方向でも検討の方向をできる限り具体的に提示することに努めた。この報告書を一つの契機として、離婚及び離婚制度を問題に際して、学問の領域や省庁の所管を超えた検討がなされ、国民の間にも活発な議論が展開されることを期待するものである。

昭和60年12月16日

離婚制度等研究会

- | | | |
|----------|--------|----------------|
| (理 長) | 上村 一 | 社会福祉・医療事業団理事長 |
| (総務(代理)) | 池沢 重彦 | お茶の水女子大学家政学部教授 |
| | 石崎 富江 | 東京師範大学助教授 |
| | 大野 輝男 | 東京家政大学客員教授 |
| | 佐藤 隆夫 | 国学院大学法学部教授 |
| | 永井 紀昭 | 法務省民事局参事官 |
| | 長尾 すすむ | 全国母子家庭協議会副会長 |
| | 東 浦 めい | NILK協議会員 |

外部からお招きした講師の方々は、次のとおりである(敬称略)。

- 第7回会合(アメリカ、フランス)
 - 石川 稔 上智大学教授
 - 原田 隆孝 東京大学助教授
- 第8回会合(イギリス)
 - 三木 妙子 早稲田大学教授
- 第9回会合(ソ連)
 - 藤田 勇 東京大学教授

第1章 わが国の離婚の概況

1 離婚率の動向

(1) わが国の離婚率の動向(単位: 妻1千名)
わが国の離婚率の動向を人口千人当たりの離婚件数で追ってみると、法体系が整備された明治30年代前半には、1.5前後の高い数値を示していたが、それ以後、第2次世界大戦の終戦前まで低下傾向にあった(終戦前の最後の離婚統計による数値は、昭和18年の0.68である)。

戦後の数年間は1.0前後の高い数値を示したが、昭和26年以降再び低下傾向に転じ、38年には戦後最低の0.73となった。

ところが、39年からは上昇に転じ、以降毎年上昇を繰り返して、58年には1.51となった。なお、59年には1.50とわずかではあるが21年ぶりに低下を示した。

離婚率を人口千対で見ると、上記のように20年間で2倍以上の上昇となっているが、これには、近年の人口構成の高齢化により、夫婦総数自体の人口に対する比率が上昇してきたことの影響もあると考えられる。

そこで、夫婦総数に対する離婚件数の比率を試算してみると、昭和35年が0.36%であるのに対し、55年は0.48%となっており(35年の1.3倍)、人口千対の離婚率は急激には上昇していないことが分かる。

- * 5年ごとの国勢調査による有配偶者数の男女平均値を夫婦総数とみなして試算
- ** もっとも、59年について、厚生行政基礎調査から推計した有配偶者数の男女平均値を夫婦総数とみなして試算すると、0.58%となり、この数字は夫婦総数に対する離婚率も伸びが早まってきたことがうかがわれる。

(2) 欧米諸国の離婚率(単位: 妻1千名)
欧米諸国の人口千対の離婚率をみると、米国は1982年(昭和57年)で5.08、英国(イギリス)は1982年(昭和57年)で2.94、フランスは1980年(昭和55年)で1.71、西ドイツは1982年(昭和57年)で1.92と、おおむねわが国よりも高い離婚率を示している。また、その推移をたどると、第2次世界大戦後一時期高い数値を示し、いったん低下した後再び上昇というわが国と類似した推移をたどる国が多い。

しかし、各国の離婚率の推移は、それぞれの国の離婚法制度の変遷(一般的には近年緩和の傾向にある)とも密接な関係を有していることに留意する必要がある。

(3) 今後の離婚率の見通し
今後の離婚率がどのように推移するかを見通すことは極めて困難であるが、昭和59年に離婚率が約20年ぶりに低下したことから、少なくともこれまでのような急激な上昇は考えられないと思われる。

しかし、基本的には離婚の増加は社会構造の変化、国民の価値観の変化に伴って生じているものと考えられ、今後の動向を注視する必要がある。

2 わが国の離婚の傾向と特徴

(1) 離婚に至るまでの期間の長期化と有子離婚の増加
わが国の離婚年齢は上昇傾向にあり、離婚に至るまでの同居期間も長期化しており、多くの子どもが離婚に巻き込まれるようになってきている。

7 離婚年齢の上昇(単位: 妻1千名)
離婚した夫婦の別居時の年齢分布(昭和59年)をみると、夫の場合、「30~34歳」が22.9%を占めて最も多く、次いで「35~39歳」が21.9%、「40~44歳」が16%となっており、妻の場合は「30~34歳」が22.9%、「35~39歳」が20%、「25~29歳」が19%となっている。夫妻とも30代までの離婚の占める割合が高く、相変わらず若年層が離婚の中心を占めている状況にあるが、夫の場合は昭和52年まで、妻の場合は55年まで「25~29歳」が最も層であったのと比べ、離婚の中心は20代から30代に移ってきている。

一方、年代ごとの離婚の発生率(有配偶者数に占める離婚件数の割合)をみると、昭和55年11、夫の場合、「20~24歳」が1.48%、10代が1.01%、「25~29歳」が0.87%、妻の場合、10代が2.08%、「20~24歳」が1.24%、「25~29歳」が0.69%となっており、若年層の発生率が高い。しかし、45年の離婚発生率と比較すると、夫妻とも40代は1.31倍増しており(夫0.12%→0.24%、妻0.10%→0.19%)、若年層に比べて中年層の離婚の発生率の方が伸びは急である。

* 別居した年に離婚届を提出したものの数を対象としたもの。母数は昭和59年で120,114件(離婚総数の67%)である。

4 離婚に至る同居期間の長期化

離婚した夫婦の同居期間別割合の推移をみると、昭和25年には65%を占めていた5年未満の同居が、45年には59%に、更に59年には33%と大幅に低下し、一方、10年以上の同居は、25年には17%であったのが45年には24%、59年には45%と上昇している。離婚に至る平均同居期間は、昭和30年代は6.4年前後で大きな変動はなかったが、40年代に入って伸び始め、昭和50年は7.2年となり、59年には10.2年に達している。

5 有子離婚の増加

離婚年齢が上昇し、離婚に至る同居期間が長期化するに伴って、未成年の子がいる夫婦の離婚の割合も上昇している。未成年の子がいる離婚の割合は、昭和25年から48年までは57~60%であったが、昭和19年に60%を超えた後急上昇を続け、昭和59年には70%

96となった。

これに伴って1年間に親の離婚に巻き込まれた子ども数は最低だった昭和38年の6万8千人から増加して、59年には、22万3千人の子どもが離婚に巻き込まれている。

これを20歳未満人口に占める割合で見ると、38年には10.19%だったものが、59年には10.64%となっている。

(2) 離婚の態様等の状況

わが国の離婚では、夫婦の合意による届出のみによって成立する協議離婚の形態をとるものが大部分を占めているが、子の養育費等について十分な取決めがなされないままに、離婚している場合が多い。

7 離婚の種類

わが国の法制度上、離婚には大別すると協議離婚及び裁判所の関与する離婚があり、後者はさらに調停、審判、判決の3種類がある。そのうち、協議離婚の占める割合が圧倒的に高く、戦後常に90%内外を占めている。これに対して調停離婚の占める割合は昭和51年に9.6%と戦後最高を占めた後年々低下して、59年には7.6%となっている。一方、審判、判決離婚の占める割合はこの20年間に1.0%→1.2%でほとんど変動はない。

また、家庭裁判所で受け付けた夫婦間の調停事件数は、昭和48年に35,499件であったのが、59年には46,282件と増加し、家庭裁判所の手を離れた離婚件数(その後の協議離婚に移行したものも含む)も、48年には11,808件だったのが、59年には15,652件と増加しているもの、離婚総数に占める割合は、反対に10.6%から8.8%に減少している。

4 親権者

未成年の子を有する夫婦が離婚する場合には、夫婦のいずれか一方を親権者と定めなければならないが、子の親権を夫又は妻のどちらが行うか、その割合の年次推移をみると、昭和25年から40年までは「夫が全親の親権を行う場合」の方が、「妻が全親の親権を行う場合」を上回っていた。しかし、昭和41年にこれが逆転し、後者が年々多くなっており、59年には前者(夫)が22%、後者(妻)が72%となっている。

妻が親権を行う割合が増えたこと、核家族化により夫が親権を「この」という觀念が変化してきたこと、核家族化により夫が親権を行う場合に祖父母などの世話をする者がいなくなったこと、女性の雇用機会が拡大、社会保障制度の整備等により妻が子を養育していくに際しての不安が減少してきたことなどが考えられる。

一方、子の監護、親権に関して家庭裁判所に審判、調停を求めた事件は、監護に関しては、昭和40年の281件から59年は7,524件、親権に関しては、昭和40年の3,651件から59年は10,184件と急激に上昇してきており、子どもが離婚後の争いにも巻き込まれていくことが分かる。

5 財産分与、慰謝料、養育費に関する取決め

家庭裁判所の手を離れた離婚(その後の協議離婚に移行したものを含む)のうち、財産分与、慰謝料の取決めのあるものは、昭和59年で55% (妻から夫に支払った場合を除く)と約半数しかない。金額の分布では100万円以下が37%、400万円を超えるものは23%となっている。

また、家庭裁判所の手を離れた離婚で妻が未成年の子を引きとった場合に夫から妻への養育費支払いの取決めがあるものは、昭和59年で70%となっており、金額の分布では、月額2万円以下が24%、月額4万円を超えるのは34%となっているが、その履行状況は必ずしも良くない。

一方、昭和58年に実施された全国母子世帯等調査によれば、離婚を原因とする母子世帯のうち、子どもへの養育費を前夫から受けている者は11%、過去に受けたことのある者を足しても21%に過ぎない。

* その他、協議離婚について、調査対象が千件余りと少ないが、昭和59年に行われた人口動態社会経済面調査がある。これによれば、51%の夫が妻に対して金銭等の財産を遺しているが、金額で見ると、100万円以下が55%と過半数を占めており、400万円以上遺しているのは、16%に過ぎない。

また、妻が未成年の子を引きとった場合の養育費の出所については、妻が全部負担しているものが55%となっており、夫が全部又は一部を負担しているのは、29%に過ぎない。

3 離婚の増加の背景

婚姻が破綻して離婚に至る経過は夫婦によって異なり、また、様々な要因が複雑にからみあっている。したがって近年の離婚の増加についても、その原因を何に求めるかは一概には決めがたいが、ここでは離婚増加の背景としてしばしば指摘されているいくつかの事情について整理してみる。

(1) 結婚・離婚に対する意識の変化

離婚増加の背景には、基本的には、結婚観、離婚観の変化があると考えられる。

昭和59年に総理府が実施した婦人に関する世論調査では、「相手は満足できなければ離婚すればよい」という考え方に「共鳴できる」又は「ある程度理解できる」と答えた者が男性では27%、女性では33%を占め、54年調査時の男性22%、女性24%より増加した。

一方、結婚については、「一人立ちできればあえて結婚する必要がない」と考える女性が24%となっている(77年調査時13%)。このような結婚観や離婚観の変化が、離婚の増加に直接結びつくものとは必ずしも言えないが、一般的な考え方として、離婚を「クワイ」扱いしなくなることが認められる。

* 昭和59年に厚生省人口問題研究所が全国の10歳以上35歳未満の独身男女を対象として実施した「第8次出婚力調査」は、独身者調査によると、結婚意思の有無について「一生結婚しない」と答えた者は、男性では2%、女性では4%に過ぎず、自分身の結婚については、独身志向は高いとは言えない。

(2) 婚姻破綻をもたらす要因の増大

ア 精神的未成熟

いつの時代でも若年夫婦の精神的未成熟が離婚の一つの要因として指摘されているが、とりわけ、近年、ピーター・パン・ syndrome、シンデレラ・コンプレックス等の言葉に代表されるように、精神面が未成熟のままに大人となる者の増加が問題とされるようになってきている。このような精神的未成熟から、家庭内に対する

責任感を持ちにくく、相手に対する依存心が強い。つまり、プラス・マイナス・トランスが脆弱で、ちょっとしたきっかけが婚姻の破綻につながっているケースが目立っている。

イ ライフ・サイクルの変化

長寿化により夫婦の婚姻期間が長くなり、さらに少子化により従来と比較して育児から早期に解放されるため、子育て終了後に、改めて自分自身の人生と結婚を見つめ直す機会が増大しているところから、夫婦間の価値観のズレが顕在化し、中高年夫婦の離婚増加の一要因となっていると考えられる。

ウ 夫婦の意思疎通、ふれあいの希薄化

婚姻期間が長期化し、互いに結婚について見つめ直す機会が増大しているにもかかわらず、夫の多忙や単身赴任、共働き等により、互いの意思疎通を図る機会は、反対に減少しがちである。

エ 社会的経済現象の増加

わが国の社会では、近年、情報化が急速に進む一方で、地域社会でのふれあいの場の減少及び核家族化の進行に伴い、個人や家庭は孤立化する傾向にある。そのような状況の中で、情報過多により消費生活がアンバランスとなり、サラ金借りに巻き込まれるケースや、孤立感やストレスからの逃げ道を探るケースが、アルコール依存症に陥るケースなどが増えている。

オ 離婚の阻止めとなる要因の弱体化

トラウマの緩和の役割を果たすもの不在
核家族化、都市化、地域コミュニティの解体は、嫁、姑間、親戚間の争いを減少させる一方で、夫婦間当事者間の問題については、トラウマの緩和の役割を果たすものを少なくさせており、一時的な夫婦の不和を決定的な婚姻の破綻に導く一面も有している。

イ 離婚後の生活への不安感の減少

女性の雇用機会の増大、児童扶養手当や生活保護等の社会保障制度の整備、サービス産業（コンビニエンスストア、外食産業、24時間ストア等）の発達による生活の簡便化等により、離婚後の生活への不安感が減少してきており、離婚をクローズアップしないという傾向とあいまって、離婚に踏み出すことを容易にしているとも言える。

第2章 離婚により生ずる諸問題と対策の現状

1 家計・家事への影響

離婚後、両親の一方が子どもを引きとっての生活は、母子世帯であれ父子世帯であれ、一般的に決して容易なものではない。特に、母子世帯の場合には、経済的な自立のための十分な準備なしに低賃金での就労を余儀なくされるなど家計や仕事の面でのいろいろな困難に直面する事態が生じやすい。父子世帯の場合にも収入水準が一般世帯より低い等の問題は存在するが、むしろ父子世帯にとっての大きな問題として指摘されるのは家事の負担などについてである。

(1) 母子世帯の場合

ア 母子世帯の状況

昭和58年の全国母子世帯等調査の結果によると、離別母子世帯の1世帯当たり平均年間収入(57年)は177万円であり、これは同年の一般世帯平均年間収入444万円(国民生活基礎調査)の40%にすぎない。この177万円の中には生活保護法に基づき給付は含まれておらず、また、離別母子世帯の平均世帯人員は3.05人で一般世帯の3.42人に比して少ない等の留意点はあるものの、一般世帯との相対比較でみる限り平均的な離別母子世帯の経済状況はかなり厳しいと言わざるを得ない。

通常、離婚後の母子世帯の生活が安定したものであるかどうかは、母親の就労と密接に関係して行くが、全国母子世帯等調査によれば、母子世帯の母等のうち就労している者は84.2%（常用雇用者55.1%、臨時又は日雇雇用者7.6%、自営業10.5%）である。このうち、母子世帯になってから新たにその職についた者は40.0%、母子世帯になってから転職した者は19.9%にのぼっている。また、就労している者のうち、仕事をやめたいと考える者が6.0%、仕事をやめたいと考える者が20.7%存在しており、就労の不安定さをうかがわせる。

なお、上記調査において現在困っていることがあると回答した63.9%のうち、その内容として「家計」をあげたものが38.9%と最も多く、次いで「仕事」が27.3%となっている。

また、最近の母子世帯の中にはいわゆる「サラ金」等の金融業者からの借入金の問題をかかえ、自立一原因となるものとしていえるケースも少なくない。昭和59年の東京都社会福祉協議会の調査によれば、東京都の母子世帯に在籍する815世帯のうち20.2%に当たる165世帯で「サラ金」等の金融業者からの借入金があったと回答している。

* 死別母子世帯を含む母子世帯の平均は200万円である。

イ 少ない養育費支払いと増大する公的給付

離婚の原因とする母子世帯のうち子どもの養育費を前夫から受けている者は11.3%で、過去に受けたことのある者を足しても21%に過ぎず、79%の者は養育費を受け取ることがないと言っている(昭和58年全国母子世帯等調査)。

また、離婚後妻が引きとった子どもの養育費を妻が全部負担しているものが55%、夫が全部又は一部を負担しているものが29%という調査結果もある。

このように私的な関係での扶養義務が十分履行されていないのと対比的に、公的給付については年々その比重が増大している。昭和60年3月現在、生活保護受給母子世帯は117,334世帯(全世帯保護世帯の14.8%)であるが、これは昭和40年3月の68,503世帯(全世帯保護世帯の9.8%)の1.7倍に達している。特に近年は大都市での増加が顕著である。

さらに、主として離別母子世帯を対象として支給される児童扶養手当の受給状況をみると、受給世帯数は60年3月現在627,307世帯であり、これは50年3月の221,721世帯の2.8倍に達している。

(2) 父子世帯の場合

ア 家計・就労の状況

全国母子世帯等調査の結果によれば、父子世帯(性別を含む)の1世帯当たり平均年間収入(昭和57年)は299万円であり、母子

世帯の収入水準よりはかなり高いものの、一般世帯に比べれば低い水準にある。

父子世帯の父のうち就労している者は89.0%（常用雇用者60.9%、臨時又は日雇雇用者4.3%、自営業15.4%）であり、母子世帯に比して常用雇用者の比率が高い。

イ 家事の悩み

上記調査において、現在困っていることがあると回答した父子世帯62.3%のうち、その内容として「家事」をあげている者が54.0%を占めている。

家事の処理については、その3〜4割を父が処理しているが、ほぼ同じ割合で「その他の家族」つまり祖父母等に家事を頼っており、また、子どもにも2割前後役割分担させている。

2 児童の成長に及ぼす影響

両親の離婚や離婚に至るまでの婚姻の破綻は、児童にとって、家庭環境を大きく変化させ、その成長に及ぼす影響にも大きなものがあると考えられる。

もっとも、両親の離婚後においても健全な家庭生活を維持している単親家庭も多いことから、離婚や婚姻の破綻が児童の成長に及ぼす影響を考慮する際には、婚姻の破綻が生じる過程、児童の年齢、性別、保護者等の対応の在り方等に配慮する必要がある。

また、学問的にも、これらの問題と児童への影響についての学際的研究は現在のところ必ずしも進展していない状況にある。これらの前提に立つて婚姻の破綻や離婚と児童育上の諸問題について考えると次のようなことが指摘される。

(1) 離婚前における問題

性格の不一致、異性関係等による父母間の紛争の頻発や父親又は母親の外出、蒸発、別居等により、家庭内の人間関係は著しく混乱するとともに、児童の中には片方の親との分離を体験するものも生じる。

このような中で、児童はストレスにさらされて心理的に不適応の症状を呈することがある。また、親から放任あるいは虐待されることにより、適切な保護が受けられない状態に陥る場合もある。

一方、離婚が成立するまでの間、子どもの引きとりをめぐる父母間の争いもあり、一方の親あるいは兄弟姉妹と別れなければならないという不安は、児童に深刻な喪失感を与えることとなる。母親や父親との分離を恐れ、幼稚園の登園拒否や夜泣きを示す幼児や、落ち着きなく集中心に欠け、学業不振のみられる児童等の事例もみられる。

以上のように離婚は中止されていても、実際には夫婦関係が破綻していたり、あるいは離婚を内包しつつ辛うじて均衡を保っているような家庭環境の中では、児童に深刻な不安感や喪失感を与えることが指摘されている。

(2) 離婚後における問題 (注1・注2参照)

両親の離婚に伴う家族構成の変化や生活環境の変化は、児童の成長に様々な影響を及ぼしている。

ア 家庭養育機能の低下

離婚により単親家庭となると、父又は母は一人で家計を支え、

家事・育児に従事しなければならなくなる。そして場合によっては、経済的困難からのサラ金借入や彼の仕事による不規則な生活等のため、家庭の児童養育機能は著しく低下する。そこまで行かなくても、単親の負う精神的、身体的負担は一般家庭より重くやもすれば児童への対応が希薄になりがちである。

児童にとっては、愛着欲求が満たされないことや、親からのしつけが十分にされないことなどから、非行に走る事例も指摘されている。

また、児童にかまわなければならないことや離婚により自身の思いをさせていることにひきめを感じ、親は子どもを喜ばすことだけを考えて甘やかし、物を買い与え過ぎたりすることによって、しつけに失敗する事例もみられる。

イ 人格モラル不在による自己確立不全

単親となることによって児童は女性又は男性の核となる男性像又は女性像を自己の中に形成していく上でモラルを失うことにもなる。

そのため男性として又は女性として社会に適応していく方法を一旦して学習していく上で不利となる場合がある。

また、父又は母が別れた相手に抱く憎悪、恨み、敵意等は、児童の男性観、女性観の確立を阻害する要因となりやすいことも指摘されている。

ウ 離婚に伴う生活環境の変化

離婚に伴う転居は、児童にとっては、慣れた環境や友人からの別離を意味し、児童によっては、新たな環境に適応できず孤立するものもいる。この場合、単親が新たな環境に適応できないときには、この傾向はさらに促進されるおそれがある。

一方、転居しない場合でも、姓の変更や離婚に対する社会的偏見等によって、児童が劣等感をもったり、いじめられたりする事例もみられる。

エ 離婚の事実の伝達の問題性

離婚時に児童が乳幼児期であった場合には、児童には父又は母との別別という実感が希薄であるが、離婚という事実を親がいかに児童に説明し、認識させていくかは極めて困難な問題である。

例えば、死別と書かれていた父又は母が生別であったことを何らかの理由で知ったとき、児童は、親をはじめ周囲の者が事実を隠していたことに大きな不信感を抱くことになり、このような不信感は、親への反抗や置換拒否等の行動に児童を駆り立てる場合もある。

オ 子どもへの過剰な期待

離婚後、親は子どもに対して、別れた親の役割を期待したり、子どもの精神的、身体的能力以上のものを期待する場合もみられ、その場合、子どもは、親からの過剰な期待を受けて精神的に大きな負担を感じることもある。

離婚によって児童に及ぼす影響には、以上のようなもののみならず、一方、反対に、離婚によって家族間の葛藤が解消したり、親の暴力、放任、虐待等から解放され、親子が心身ともに安定した生活を送っている事例もみられる。

また、単親家庭という環境の中で、家族間の連帯意識を強め、協力的に親を助け、早期に自立心を確立していく児童の事例も指

告されている。

このように、母親を失うことによる家庭教育機能の低下を、その後の望ましい親子関係の再確立の契機とすることも可能であるなど事例によって内容は多岐にわたるが、離婚が児童に及ぼす影響を一律に評価することは困難である。しかし、児童は発達過程において保護者から影響を受けている状態にあるため、離婚等による影響に対しては、常に受身の立場に立たざるを得ないし、児童自らの力によって影響を排除することはできない。

3 福祉対策の現状

1で述べたように、離婚後の母子家庭は、一般に経済的基礎が弱く生活面でも様々な問題を抱えている。これに対し、現在、児童扶養手当法、母子及び家族福祉法を中心に、次のような母子家庭の自立促進、生活安定のための施策が行われている。併せて、父子家庭に対する施策も講じられている。

(1) 児童扶養手当制度

離婚等により父と生計をともにしない18歳未満(児童が一定の障害者の状態にあるときは20歳未満)の児童を監護している母に対して、一定の所得条件の下に、児童扶養手当が支給されている。昭和60年5月に成立した改正法により、同年8月より、手当の支給額に二段階制が導入されている。具体的には、給与所得者の母と児童が1人の場合、年収171万円未満で月額3万3,000円、年収171万円以上300万円未満で月額2万2,000円の児童扶養手当が支給される。なお、児童が2人の場合は15,000円、3人以上の場合は児童1人につき2,000円が加算される。

児童扶養手当の支給を受けるためには、市町村の担当窓口申請して、都道府県知事により支給資格の認定を受けなければならない。なお、昭和60年5月の制度改正により、離婚時の父の所得が一定額以上である場合には児童扶養手当を支給しない旨の規定が新たに設けられた。この規定は、父の扶養義務の履行状況、父の所得の把握状況等を勘案して別途政令で定める日から施行することとされている。

(2) 母子及び家族福祉法による施策

母子及び家族福祉法は、20歳未満の子のいる母子家庭及びかつて母子家庭の母であった「寡婦」を対象とする各般の施策について定めている。

7 母子家族福祉資金

母子家庭等の経済的自立、児童の福祉のための施策として、母子福祉資金及び家族福祉資金の貸付制度が設けられている。貸付金の種類としては、現在、次の13種類がある。

- (1) 事業開始資金
- (2) 事業継続資金
- (3) 修学資金(児童を高校、大学等に修学させるための資金)
- (4) 生活保護資金(母又は寡婦の知識技能習得のための資金)

- (5) 修業資金(児童の知識技能習得のための資金)
- (6) 就職支援資金
- (7) 療養資金
- (8) 生活資金(知識技能習得中又は療養中の生活のための資金)
- (9) 住宅資金(住宅の補修、改装、増築のための資金)
- (10) 転宅資金(住居移転の際の敷金等のための資金)
- (11) 修学支援資金
- (12) 結婚資金(児童の結婚のための資金)
- (13) 児童扶養資金

* 児童扶養資金は、母子福祉資金のみの制度であり、昭和60年の児童扶養手当法の改正に伴い同年8月から設けられた。この資金は、児童扶養手当の全部又は一部の支給停止を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である者を対象とし、支給停止を受けた金額を限度として貸し付けるものである。

資金の貸付限度額は、種類によって異なるが、例えば、事業開始資金は200万円、事業継続資金は1回につき100万円、修学資金は高校について月額2万1,000円、大学について月額3万1,000円などとなっている。

利率は、年3% (修学資金、事業継続における修業資金、就学支援資金及び児童扶養資金については無利率) である。

4 母子相談員

母子家庭等に対する相談機関として、母子相談員が福祉事務所に配置されており、各種の相談、自立のための指導等の業務を行っている。

5 自立促進のための施策

公共的施設内における売店、理・美容所の設置に関する優先許可、たばこ売店の優先指定等の施策が行われている。

なお、予算措置により、家庭責任員、社会福祉施設等の給食調理員などに必要な知識技能の習得のための講習会の開催が行われている。

6 母子福祉施設

母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設であり、全国で54か所(59年10月現在)設置されている。

(1) 母子休業ホーム

母子家庭等に対して、レクリエーションその他休業のための便宜を供与することを目的とする施設であり、全国で30か所(59年10月現在)設置されている。

7 公営住宅の供給に関する配慮

地方公共団体は公営住宅の供給について母子家庭の福祉が促進されるよう特別の配慮をしなければならないことが定められている。

(2) 生活保護制度

何らかの原因で生活の困窮に陥った場合、最低生活を保障する経済的なよりどころとして、生活保護制度がある。生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能

力その他のあらゆるものを活用した後に初めて適用されるものであり、民法上の扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものと定められている。保護の種類は、生活扶助、教育扶助、医療扶助等の7種類である。

母子世帯についての生活扶助基準には母子加算が設けられており、母子30歳、子9歳、4歳の母子3人の世帯をモデルにとると、月額14万2,777円(1世帯)となっている。ただし、勤務しているケースについては、収入認定上勤務控除が適用されるので、実際の保護水準はこれよりも高くなる。

(4) その他の福祉施策

7 母子寮

母子寮は、児童福祉法に基づき、父がいない又はこれに伴って母子を居所させ、保護することを目的とする施設であり、都道府県知事又は市長が居所措置を行っている。60年1月現在、348か所に約5,350世帯が措置されている。

4 介護人派遣事業

乳幼児を抱えた母子家庭の母が一時的な事情のため日常生活を営むのに支障がある場合、必要な介護及び乳幼児の保育等を行う介護人の派遣事業が50年度から行われている。なお、60年10月からは児童が出席の場合も対象とするほか、所得制限の撤廃と一部有料制の導入を行った。

(5) その他の施策

7 税制上の措置
母子世帯に対して税制上、所得税において25万円、住民税において24万円の課税免除が認められている。

また、住民税においては、非課税限度額100万円が定められている。

4 就業促進対策

労働省の所管により行われている母子世帯の就業促進対策としては、養育等職業相談員等による職業相談の実施のほか、公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する場合の訓練手当(月額平均108,950円)の支給、公共職業安定所の紹介により母子家庭の母等を継続して雇用する事業主に対する特定求職者雇用奨励助成金の支給などの措置がある。

(6) 父子家庭対策

父子世帯に対しては、児童の保育所入所に配慮しているほか、従来母子世帯に対してのみ実施していた介護人派遣事業を57年度からは父子家庭も対象として実施している。

また、税制の面では、寡夫控除の制度が55年度から所得税において、56年度から住民税において創設された。控除額は寡夫控除と同様、所得税で25万円、住民税で24万円となっている。

第3章 わが国の離婚制度と諸外国との比較

1 外国の離婚制度

従来のキリスト教国においては、その宗教的束縛から、真い間、離婚について制限的態度がとられてきた。すなわち、キリスト教においては、元来、婚姻を解消すること

は許されず、ただ婚姻無効の法理又は別居制度によってのみ事実上の離婚の途を開くことができた。

近代市民法は婚姻を民事契約と考えることによって、これを解消することができるものとした。当初、離婚の原因としては、配偶者の一方に非行や義務違反があった場合に、それに対する制裁として他方からの離婚の請求を認めるといった有責主義の考え方が導入され、さらに、客観的に婚姻が維持しがたい事情に至った場合には離婚を認めるという破綻主義へと変化しつつある。これが欧米諸国における離婚法制の発展の大きな流れであるということができる。

特に、1970年秋以降、離婚についての制限は急速に緩和される傾向にあり、いくつものカトリック諸国において離婚が法的に認められるようになったのはこの時期に入ってからである。この点は、江戸時代以前から離婚についての宗教的束縛等がほとんど存在せず、既に明治民法において協議離婚の制度が設けられたわが国と対照的である。

諸外国の離婚法制の概要は別表(註)「主要国における離婚法制の概要」のとおりであるが、多くの国において離婚制度とは別に、又はその前提として別居の制度があり、また一般的傾向として、離婚後の妻や子に対する扶助料や教育費、子の監護についての詳細な規定が設けられている。

また、わが国のように、未成年の子がいる場合も含め、夫婦双方の合意のみで離婚を提出すれば、戸籍関係事務担当職員が形式的審査だけで意思確認の手続もなしに届が受理され、離婚が成立するという協議離婚の制度を有する国は、ほとんど例をみない。次に、主要国の離婚制度について概観する。

2 アメリカの離婚制度

(1) 離婚法の改革

アメリカでは離婚は裁判所の判決によっても可能であるが、協議離婚法は州によって異なる。

ニューヨーク州は1966年まで流通を唯一の離婚原因とする厳格な有責主義離婚法を守っていたが、実際には夫婦の「別れ合い訴訟」や比較的容易に離婚を認める他州で離婚判決を得るなどにより、戻れけとなっていた。

このため、ニューヨーク州は1966年の立法により全米で初めて積極的破綻主義を採用し、これが契機となってその後全米に広がった。

ニューヨーク州の新しい制度では、夫婦が2年以上(後に1年以上)に別居すれば(裁判所の別居命令による場合と夫婦双方の別居契約による場合とを問わない)、これを離婚原因とするものである。

一方、カリフォルニア州は1969年に積極的破綻主義を採用したが、離婚原因については「和解しがたい婚姻の破綻」と「不和の精神病」の2つを規定し、裁判所の審理において具体的に破綻を認定する方式をとっている。

前者のいわゆる「別居型離婚原因法」では、裁判において夫婦のプライベートに深く立ち入る必要がないが、離婚判決を得るまで

に時間がかかり、後者のいわば「破綻認定型離婚原因法」では、夫婦の細かい事情に立ち入った審理を行うことになるが、破綻があれば直ちに離婚申立てができる。

アメリカでは、この両方の立法を参考に各州で離婚原因法の改革が行われ、別居型の州が3分の1、破綻認定型の州が3分の1、両方の性格を併せもつ型の州が3分の1となっている。

(2) 離婚の増加と離婚手続の簡易化
こうした離婚原因法の改革に伴い、アメリカにおける離婚は急増し、人口千対の離婚率は1966年の2.5から1976年の5.0へ、10年間で倍増した。

このような離婚の増加により裁判所の負担が増加し、このため、離婚を申し立てた夫婦は審問まで一般に10か月程度待たされている(審問口は、当事者間争いのない離婚申立ての場合、10-15分程度である)。

審問に基づき下される判決は中間判決であり、その後多くの州では最終判決まで通常6か月の冷却期間を置くこととなっているから、申立てから最終判決まで1年半近くかかることになる。

こうした状況を背景に、アメリカで最も離婚件数の多いカリフォルニア州では、1978年に、一定の条件の者について、裁判所に申し立てを必要としない簡易離婚手続を創設した。すなわち、婚姻期間が5年以内で子がなく、財産が一定以下である場合には、夫婦が共同で婚姻解消を申し立てれば、6か月経過後に夫婦どちらから一方の申請により婚姻解消の最終判決が得られる。

今日では、7州が簡易離婚手続法を有している。

(3) 離婚給付
離婚に伴う財産調整は、伝統的には、経済的弱者としての夫から経済的弱者である妻に対して与えられるアリモニー(alimony 離婚扶養料)によっていた。しかし、男女平等の思想が広がる中で、夫から妻へのアリモニー請求権を認めないアラバマ州法を違憲であるとした1979年の連邦最高裁判決以後は離婚給付は完全に性的に中立な制度に変わり、名称も配偶者扶養(spousal support)等に変更された。

さらに今日では、夫婦の一方が他方を扶養するという考え方はなくなり、夫婦が築き上げてきた財産を離婚により分配するという考え方に転化してきている。この場合、分配されるべき財産として、年金や退職金の受給権(離婚までの期間に見合う額の分配)、学位、医師免許、法曹資格(妻の就労により夫の学費を支えていた場合の授業料の回収)等も対象に含まれるようになってきている。具体的には、裁判所が給付の事情を考慮して決定する。

(4) 子の監護
離婚後の子の監護権の付与について、有責主義離婚原因法の下では有責性が1つの基準となっていたが、破綻主義の採用により、それは基準となり得なくなつた。

また、母が監護不適格でない限り子の監護権は母に付与されるという用親優先の原則があつたが、これも男女平等思想の広がりの中で1970年代に各州で廃止された。
その結果、子の監護権付与の基準となつたのは子の最良の利益基準("best interest of the child" test)であつたが、その具体

的な適用について判断すべき要素として、各州法は、親の希望、子の希望、親や子の兄弟姉妹とのつながり、家庭、学校及び地域への子の適応、関係者の健康状態等を定めている。

中でもミシガン州及びアリゾナ州では、その要素の1つとして、「どちらの親がより一貫的かつ継続的な非監護親と子との接触を許容するか」をあげており、離婚後も親との交流があることが子の利益であるとの考え方を示している。

これを一層進め、離婚後にも父母双方によって子の監護を行うことを認めようとするのが共同監護(joint custody)であり、1980年にカリフォルニア州で最初に立法され、今日では33州に立法が存在する。

現在、どのような場合に共同監護権を付与することが適当であるかについて、盛んに研究が行われている。

3 イギリスの離婚制度

(1) 離婚法の改革
16世紀の宗教改革は、英国教会をローマ教会の支配から離脱せしめたものの、教理の面では引き続きカトリック色の強いものであり、イギリスでは長期にわたる婚姻非解消主義が貫かれてきた。

1857年の婚姻事件法により、裁判上の離婚が導入されることとなったが、離婚原因は逐通のみに限られていた。その後、1937年には、遺棄、虐待、不治の精神障害が離婚原因に加えられたが、有責主義を基調とするものであり、これは1969年の離婚法の改正まで続くこととなる。

第2次世界大戦後の離婚の急増、当事者間の別れ合いや偽造の横行は、こうした有責主義の離婚制度見直しへの気運を高めることとなり、1969年に離婚法が改正され、破綻主義が離婚制度に採り入れられることとなった。この改正は、1971年に施行され、現在のイギリスの離婚制度を形作っている。

(2) 離婚原因

離婚法は、離婚原因を「婚姻が復元の見込みのないほどに破綻していること」として、破綻主義をとることを明示しているが、そのような破綻の認定を受けるためには、次の事実のいずれかを立証しなければならないこととされている。

- ア 被告が逐通をなし、原告が被告との同居を拒否がたいと感じていること
- イ 原告が逐通をなし、原告が被告との同居を拒否がたいと感じていること
- ウ 被告が2年以上継続して原告を遺棄してきたこと
- エ 当事者が2年以上継続して別居し、被告が離婚判決の付与に同意すること
- オ 当事者が5年以上継続して別居してきたこと

オの場合は、有責配偶者が無責配偶者の意に逆らつて離婚することも可能であるため、特別の棄却事由が用意されている。すなわち裁判所は、被告の中立てがあるとし、婚姻の解消が被告に「重大な経済的又はその他の苦難」をもたらす、不当であると認めるときは、棄却しなければならないこととなっている。しかしながら、本条項は厳格に解釈され、裁判上この適用が認められる

ことはごくまれである。
裁判所は、ブーオのいずれかの事実が立証され破綻を認めると、離婚判決を下すこととなる。裁判所は婚姻を法的に終了させるものではなく、法的終了は原告の6週間後に下される絶対判決によつてなされる。裁判所は、子の福祉のために当事者がなした判決が「満足のもの」であるか、あるいは「その状況において考えられる最善のもの」であること、及び上記エ、オの場合は原告から被告への財産供与が「相当かつ公正」であるか、あるいは「その状況においてなされる最善のもの」であることが確認できなければ、絶対判決を差し控えなければならない。

(3) 訴訟手続
イギリスにおいても、離婚は裁判物の判決によつてのみ可能であるが、その訴訟手続については簡素化が図られている。
離婚の訴は県裁判所(county court)に提起されるが、被告に争う意思のない無効離婚事件の場合には、県裁判所において、「特別手続」(special procedure)と呼ばれる実質的には行政手続と変わらない簡素な手続によつて処理される。
特別手続による場合には、訴訟当事者も訴訟代理人も裁判所に出席する必要がなく、特別の世式に記入して郵送すればよい、書式は補助裁判官によつて形式審査され、裁判官が下される場合は各当事者に通知の上、公開の法廷で裁判官によつて言い渡されることとなる。

なお、訴の提起については、冷却期間が設けられており、婚姻成立後1年間は訴の提起を制限することにより、性急な離婚を防止している。

(4) 離婚の際の財産問題

裁判所は、離婚判決の際、又は判決後に配偶者又は家庭の子(原則として18歳未満)のために、財産供与決定、財産調整決定又は財産完済決定を下すことができる。財産供与には定期払と一括払がある。

配偶者のための財産上の決定に際し、裁判所は一切の事情を考慮しなければならないが、まず第一に配慮されるべき事項は、未成年の家庭の子の未成年期を通じての福祉である。その上で、次の諸事項についても考慮すべきこととされている。

- ア 当事者の現在、将来の収入、所得能力、財産等
- イ 当事者の現在、将来の経済的必要、養育及び責任
- ウ 婚姻継続前に家族が享受していた生活程度
- エ 当事者の年齢、婚姻期間
- オ 当事者の身体的、精神的障害
- カ 当事者が家族のためになした貢献又は将来なすであろう貢献
- キ 無税するならば税平に反すると考えられる当事者の行動
- ク 離婚により当事者が失う給付の価値
- ク 家庭の子のための財産上の決定に際しては、上記ア〜エの他、次の事情を考慮することとされている。
- ア 子の経済上の必要
- イ 子の収入、所得能力、財産等
- ウ 子の身体的、精神的障害

エ 子が受けている教育、訓練の進捗
扶養料支払いの執行方法としては、賃金差引決定と治安判事裁判所(Magistrates' Court)による強制執行がある。前者は、州民に対して賃金の一部を差し引いて支払わせる方法であるが、決定がなされるのはごく少数である。後者は県裁判所等での決定を住民により身近な裁判所において強制執行する方法で、これにより利用されている。

4 フランスの離婚制度
(1) 離婚法の沿革
フランスでは、大革命(1789年)以前のフランス・レジームの下では、離婚は禁止され、別居のみが制度として認められていた。

大革命以後のフランスの離婚法制は、婚姻は不解消とするカトリックの考え方と、婚姻を民事契約として離婚の自由化を主張する個人主義的自由主義的考え方の間で大きく揺れ動いてきた。
まず、大革命によつて離婚は民事上契約として制度化され、協同離婚も認められることとなった。1792年の離婚法は、フランス史上最も自由な離婚法である。

しかし、1804年のナポレオンによる民法典では有責主義が採用され、離婚の自由は制限された。
さらに、1815年の王政復古により再び離婚は禁止され、別居制度のみが認められることとなった。

パリ・コミューンを経た第3共和制の下で、1884年の法律により離婚制度は復活したが、その内容は有責主義による制限的なものであり、有責事由も限定された。

その後、多くの法律による修正が行われ、離婚に代わる別居から離婚の前提としての別居へという別居制度の位置づけの修正や、離婚における夫婦平等の実現が図られた。また、判例法によつても、離婚事由の認定の緩和、基準定期金を中心とする妻の権利保護の強化が進められた。

そして、1975年の離婚法の制定により、今日のフランスの離婚制度が決定した。

(2) 1975年法の特徴

1975年法は、婚姻不解消論と離婚自由化論の妥協の結果成立したものであり、極めて複雑な制度となった。
離婚は、その事由に応じて、次の6種類に分けられた。

- ア 相互の合意による離婚
- イ 協議・共同請求離婚
- ウ 相互の合意(婚姻後最初の6か月を除く)を離婚事由とし、共同で請求を行う。婚姻事件裁判官(後述)は、3か月の熟慮期間と6か月内の請求更新を指示する。更新がなされなければ請求は失効する。また、当事者は離婚の効果(子の監護、有責配偶者についての合意案を提出しなければならない)が、その内容に問題があるときは、婚姻事件裁判官は離婚を言い渡さないことができる。事実婚は無い。

(3) 協議離婚
共同生活の維持を拒否したかとする事柄の態様を離婚事由とし、原告の請求に対し被告が婚姻事件裁判官の面前で認諾する。有責

性の認定なしに判決を得る。

イ 共同生活の破綻による離婚の破綻離婚

6年以上の事実上の別居による共同生活の破綻を離婚事由とし、原告(有責者でも可)から請求する際、被告及び子に対する養育費執行方法を示しなければならぬ、動解前置主義であり、動解不調の場合に大審裁判所で判決を得る(有責者は動解せず)。

(1) 精神障害離婚
6年以上前からの精神能力の著しい減退を離婚事由とし、裁判手続は破綻離婚とはほぼ同様である。

ウ 有責離婚

(1) 一方的有責離婚
(2) 双方的有責離婚
両者とも、①婚姻から生じる義務の重大な又は反復された違反で共同生活の維持がなげなくするもの、②重罪(特別又は名誉刑)の有罪判決を離婚事由とする。動解前置主義であり、大審裁判所で前者の場合に一方的過誤(Corri)の判決を、後者の場合は双方的過誤の判決を得る。

1982年の統計によれば、アの相互の合意による離婚が全体の51%を占め、ウの有責離婚が47%を占めている。

なお、フランスには家庭裁判所が無いので、1975年法により上述の婚姻事件裁判官が各県の大審裁判所に設置された。この裁判官の主たる役割は、協議・共同離婚と認諾離婚という意思疎的な離婚裁判において、離婚手続の迅速化に寄与するとともに、未成年の子の利益の保護に特別の配慮を払うことである。

(3) 未成年の子に関する離婚の効果

離婚後においても、未成年の子の親権は夫婦の双方が保持する。監護権については、子の利益に従いどちらか一方に与えることになるが、夫婦の合意をできる限り尊重するよう決定される。非監護者には、子に対する訪問権、宿泊させる権利が認められると同時に、子に対する養育、育成費用の分担が義務づけられる。

法改正後の1976~77年の統計によれば、子の監護権が母に与えられる場合が85.3%、父が9.3%、父母両方が3.8%、その他(第三者又は父・母と第三者)が1.6%となっている。

(4) 扶養義務の履行方法

扶養義務の履行方法としては、民事上の手続として、判決で設定された担保、保証人からの取立て、給付、預金等の差押えが行われるが、1973年法により扶養定期金の直接支払制度が作られた。

この直接支払制度は、扶養定期金の出資者が債権者の肩主または預金先の銀行等に対して定期金の自己への直接支払いを請求できるようにしたもので、過去6か月分の未払い額と次の月の分割対象となる。

扶養定期金については、さらに1975年に「扶養定期金の公的取立てに関する法律」が制定され、民事上の執行方法によって取立てができない場合に、請求により国庫の直接徴収官が取立てを実施するという制度が導入された(対象となる債権は、直接支払制度と同じ)。扶養定期金の公的取立て手続に訴えるためには、債権者

は、大審裁判所付きの共和国検事に請求を行うこととされており、共和国検事は、請求を認める場合には執行明細書を作成し、国庫に送付することになっている。

5 ソ連の離婚制度

(1) 離婚法の沿革

革命前のロシアでは、離婚するためには教会裁判所の判決を得なければならず、例えばギリシア正教では、①露通、②性的不能、③自由刺殺を伴う刑の宣告、④失踪、⑤修道僧願が離婚事由として認められていた。

ロシア革命により、離婚は大幅に自由化された。すなわち、夫婦の合意があるときは身分登録機関での協議離婚を認め、合意がないときでも裁判所が夫婦の一方の意思を確認するだけで離婚を認めるようになった。その後、さらに自由化が進められ、夫婦の合意がなくても、一方の身分登録機関への申請のみで、離婚が成立するようになった。

しかし、1930年代の後半からソ連では家族の強化が唱えられ、36年には、離婚回数によって高額化する登録手数料が掛けられた。離婚法に大きな転換をもたらしたのは1944年の婚姻法の改正で、それにより協議離婚は廃止され、離婚は二段階制裁判離婚(人民裁判所で和解の手続が成立しないときに初めて一審上の裁判所で訴訟できるというもの)のみとなった。

このような離婚の自由の制限は、婚姻の破綻の防止を意図するものだったが、必ずしもその役に立たなかったのみならず、大抵の内縁関係と婚外子の発生という矛盾をもたらした。これが1965~1970年の離婚法の改正の契機となった。

(2) 1960年代における離婚法の改正

まず、1965年の改正により、裁判離婚の二段階制が廃止され、人民裁判所ですぐに訴訟ができるようになった。ついで、1968年の連邦の婚姻・家族基本法及び1969~1970年の各共和国法典により、協議離婚が復活した。

しかし、この協議離婚は全く自由なものではない。すなわち、共同申請が義務づけられている上に、離婚が成立するのは3か月後であり、いわゆる「熟慮期間」が設けられている。また、離婚登録手数料は、平均賃金の約2分の1と高く、制裁的色彩が強い。さらに未成年の子がいる場合には、裁判離婚が義務づけられている。

裁判離婚は、未成年の子がいる場合のほか、離婚効果につき争いのある場合等が対象となる。これは、一般の民事事件と同様に人民裁判所において処理されるが、離婚原因については「破綻主義」であり、かつ中立数の80%以上は秘密判決となっている。

ただし、各共和国法典により、裁判所は審理の前に「和解期間」を設定することができるようになっており、裁判所に和解促進の努力が期待されている。

(3) 未成年の子に対する扶養義務

ソ連では、離婚の効果においては、子に対する養育の責任が重視されている。また、親権の平等を前提とする。裁判には、子の利益のため、扶養保護機関(地方ソビエト執行委員会の国民教育部)が参加する。

養育費は、離婚配偶者の賃金に対する固定的割合で定められており、子が1人の場合4分の1、2人の場合3分の1、3人以上の場合2分の1である。

養育費は、職場の管理部長、支払義務者の自発的申請により、または執行令状に基づいて賃金から天引きし、3日以内に養育費受取人に送金する。

行方をくらましたりすること等により、故意に養育費の支払義務を怠った者には罰則が科され、さらに身分証明書に養育費の支払義務が明記される。そして、支払義務者が職場を変えた場合でも、新しい職場の管理部長、身分証明書の記載に基づいて執行令状がなくても、その者の賃金から天引きできることとなっている。

(4) 離婚増大の原因

1965~1970年の離婚法の改正により、44年法下で低く抑えられていた離婚率は急上昇した(例えば、ロシア共和国では、人口千対の離婚率が、1965年の1.8から翌年には3.2へと上昇した)。これは、旧法下で婚姻が破綻しながら離婚手続がとりえなかつた夫婦がかなり存在したことを示している。

その後、離婚率は同水準のまま推移したが、70年代の後半に入ると、再び上昇し、そのま高い水準を保ちつつ現在に至っている(共和国によって差があるがソ連全体で1982年には3.3)。

この原因について、ソ連では一般に次のように言われている。第一は、女性の社会的地位の向上である。女性の就労率が高くなり、女性の経済的独立性が高まり、そのことが妻の夫に対する不満が離婚に結びつく可能性を大きくしている。

第二は、家族の機能の変化である。今日、家族は、消費生活共同体からエモーショナルな欲求充足を主とするものへと変わってきている。

第三は、女性の社会的活動と家庭内分業構造の矛盾である。ソ連では、女性の社会的地位が向上し、女性の経済的独立性の割合は極めて高いが、にもかかわらず、家庭内における伝統的な分業構造はしめるべき形に変わっていない。さらに、夫の意識も女性の社会的地位の向上に伴っておらず、それが夫婦の意識のズレを生んでいる。

6 わが国の離婚制度

わが国では離婚の方法として、協議離婚、調停離婚、審判離婚及び判決離婚がある。

(1) 協議離婚 協議離婚は、夫婦が協議によって婚姻の解消を約し、届出をすればその効力を生ずる。

離婚届書には、婚姻届書と同様、夫婦双方と2名の成人の証人の署名があれば足り、これを市町村長(実際は戸籍事務担当職員)に提出すればよい。この際、意思確認のための特段の手続はない。

なお、夫婦の一方が他方の意思に反して離婚届を提出するおそれがある場合には、前もって離婚届不受理申出を市町村長に提出しておくことにより、これを防ぐことができる。未成年の子がある場合には、夫婦の一方を親権者として定め(申立親権主義)、離婚届書に記載することとされている。

子に対する扶養等について特段の取決めをなすことは届出に際し要求されない。

既述のとおり、わが国では約り割が協議離婚によっているが、これは世界でも最も簡便な離婚方法であるといえよう。

(2) 調停離婚 離婚に関する調停は、当事者から家庭裁判所に申し立てることにより開始される。調停の申立てをすることなく離婚の訴を提起した場合は、裁判所は事件を調停に付さなければならぬ(調停前置主義)。調停により当事者間に離婚の合意が成立し、これを調停に記載すれば調停が成立するので、調停調書の原本を添えて離婚の届出をすることになる。

離婚調停は手続が簡便であるが、裁判手続と同様、権利義務の確認や形成をなし得る司法的機能を有している。同時に、離婚調停は夫婦間の紛争を解決し円満な婚姻関係を復活させることを期する人間関係調整機能を持つ。

(3) 審判離婚

離婚の審判は、調停が成立しない場合において家庭裁判所が相当と認めるときに、一切の事情を考慮して、当事者双方の申立ての趣旨に反しない程度で、協議で行う。

(4) 判決離婚

判決離婚は、当事者の一方からの離婚の請求に対して、裁判所が判決によって婚姻を解消させるものであり、相手も協議にも調停にも応じない場合の唯一の離婚方法である。

欧米諸国では判決離婚が唯一の、又は最も中心的な離婚手続であるが、わが国では1%程度しか用いられていない。

民法は、次の5つの離婚原因を定めている。

- ア 配偶者に不貞な行為があったとき
 - イ 配偶者から悪意で遺棄されたとき
 - ウ 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
 - エ 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき
 - オ その他婚姻を維持しがたい重大な事由があるとき
- オの事由は、わが民法が一般的破綻主義の考え方に立っていることを示している。

しかし、同時に、裁判官の届出により「一切の事情を考慮して離婚の維持を相当と認める」場合は離婚請求を棄却できることが定められている。

(5) わが国の離婚制度の特徴

わが国の離婚制度には、これまでに見てきたような国外の離婚制度に比べ、次のような特徴が指摘できる。

ア わが国の協議離婚制度は、当事者の意思の合致以外にいかなる制約も課さないという点において、離婚の自由化を最も進めた制度であると言える。

イ 一方では、届出への署名・押印以外に当事者の真の意思を確認する方法がない点において、逆に当事者の自由意思の尊重という点において慎重さを欠く面もある。ウ また、両親の離婚は子の人生に極めて重要な影響を与えるものであるにもかかわらず、協議離婚制度においては、子の権利の十分な確保を担保する手段に欠けている。

エ 離婚の前提として別居制度が存在しないため、当事者が十分な時間的余裕をもって離婚の可否得喪について冷静に判断する機会を与えられないという指摘がある。

オ 非親権者側にとつては、両親の一方は親ではあるが親権は有しないという存在になり、そのことが親子関係に基づいて権利義務の意識を希薄なものにさせているという面がある。

カ 子に対する養育費について具体的な規定がないため、協議離婚においてはほとんどこれらに関する取決めがなされないままになっている。

第4章 提 言

第2章で述べたように、離婚の増加は児童福祉の観点からも様々な問題を惹起している。

離婚は破綻した婚姻から当事者を解放するものであるという考え方に立つならば、離婚を抑制するために離婚手続を厳しくするという選択はとるべきではない。

しかし、離婚のもたらす深刻な問題に思いを致すとき、少なくとも婚姻の破綻を防止するための方策については十分な検討を必要があると言えざるを得ないであろう。

また、離婚を遂げざるを得なくなった場合には、離婚のもたらす諸問題を離婚手続の過程でできる限り防止する方策が考えられるべきであろう。

さらに、それでもなお残される問題については、福祉行政が当事者の自助努力とあわせて解決していく必要がある。

以上のような観点から、今後とられるべき方策について、いくつかの提言を以下に行うこととする。

もとより、離婚制度をめぐる諸問題は基本的に民事法制的問題であり、法務行政の分野に属する事項であるが、既に述べたような福祉面での問題の発生を予防することの重要性を考えると、行政の所管を超えた検討が必要である。そのような観点から、以下の点についても、幅広い関係者の協力を得て、議論が深められることを期待するものである。

なお、婚姻の破綻の背景には精神的未成熟に基づく安易な結婚観があることも否定できないところであるが、この問題は個人の人生観、家庭観と密接にかかわるものであり、学校教育、家庭教育等の場でのどのように対処すべきか、別途、慎重かつ十分な検討が望まれる。

1 相談機関の整備

(1) 各種相談機関の現状と問題点
家族に関する相談を受け付ける機関として、現在でも、各種の相談機関が存在している。ここでは、それらの相談機関の主なものについて、その現状と問題点を整理する。

ア 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法の規定により、都道府県及び指定都市が設置する機関であり、その業務は、児童に関する各般の問題について相談に応ずること、児童及びその家庭につき判定、指導を行うこと等である。

児童相談所では、年間約25万件の相談を受けており、その中には離婚や夫婦の不和に起因するものも含まれている。しかしながら、児童相談所に相談に来るときは、婚姻は既に破綻している児童の福祉に何らかの問題が生じている場合が多く、また、児童相談所の相談は児童福祉の観点から行われるものであるため、広く夫婦の問題について相談を受け付ける機関とはなっていない。

イ 福祉事務所（家庭児童相談室）
福祉事務所は、社会福祉事業法の規定により、都道府県、市、特別区等に設置する機関であり、その業務の1つとして家庭児童福祉に関する相談指導業務を行っている。

福祉事務所における相談も、基本的には児童福祉の観点から行われており、夫婦関係に関する相談機関として制度上位置づけられていない。

* 地方自治体の中には、福祉事務所において、夫婦間の問題について相談業務に積極的に取り組んでいるところもある。

ウ 家庭裁判所の家事相談

家庭裁判所の家事相談は毎年30万件を超える相談を受け付けており、その約半数が夫婦間の問題についての相談である。

家庭裁判所の家事相談は、上記のように多数の相談に応じているにもかかわらず、司法機関としての制限が多いためその法的な位置づけに限界があり、事件の受付事務の延長として行わざるを得ない現状にある。そのため、夫婦関係の円滑にまで深く立ち入った相談業務を行うことは困難な場合がある。また、家庭裁判所に相談に来た時点では、婚姻の破綻はかたまり進行している場合が多い。

エ 市町村の相談窓口

市町村の多くは、役所に相談窓口を設けて幅広く市町村民から持ち込まれる相談に応じている。しかし、多くは行政相談が中心を占めており、夫婦の問題にまで立ち入った相談業務を行っている所は少ない。

オ 都道府県の相談機関

都道府県の中には、独自に家庭相談のための機関を設けているところがある。

例えば東京都の場合、婦人相談センターと婦人情報センターがその相談業務の一環として、家庭相談業務を行っている。これらは専ら婦人からの相談を対象とした機関である。

* 両者とも、相談員にはカウンセリングに知識・経験を有する者であって、1件当たり1～2時間かけて内容に立ち入った相談を行う点で共通の性格を有しているが、婦人相談センターは、先着防止法に基づく婦人情報センターとしての機能を併せ持っている。これに対し、婦人情報センターは、専ら住民サービスの観点から相談窓口を設けている。

カ 警察の相談窓口

警察では、各警察本部及び警察署の防犯課や防犯係で住民の悩みに関する相談を受け付けている。

しかし、警察の業務は民事不介入の原則の下に置かれており、相談業務も、生命、身体、財産を危殆から保護する観点から行われ、奥の深い問題については他の専門機関を紹介することとしている。

1 市民間の相談機関

民間の相談機関には、公益法人や宗教法人など福祉事業の一環として行っているもの、大学の法政系や社会福祉学系の関連施設で行っているもの等様々な形態のものがある。

民間の相談機関は、法的権限をもたず、相談が法的効果と結びつかない。しかし、そのためにかえって、相談者がより主体的に問題解決にかかわることとなるという側面がある。また、法的規制がなく柔軟な体制が仕組めるため、生活、法律、児童等多面的な相談システムをとりやすい。

一方、民間機関の場合、最も問題となるのは、相談体制を維持するための費用をどのように確保するかである。また、これらの機関は大都市に偏在する傾向がある。

* 59年度の相談件数は約22万件であり、そのうち家庭に関する問題は約7万件となっている。夫婦間の問題に関する相談は、夫の暴力による相談が多い。

* 東京都千代田区で開設している福祉相談室は、法律相談、生活相談、児童教育相談の3部門から成っており、活動相談（59年度11月）の半数以上は夫婦間の問題についての相談である。生活相談では、家庭裁判所の調停委員、大学の児童福祉関連学部の教員等が相談に当たり、1件当たりの相談時間は約2時間、継続的に相談するケースが多い。場合によっては、同相談室の他部門と連携をとりつつ相談を進めている。

*** 台東区の寺院に付設されている福祉相談室は、家庭相談、教育相談、法律相談の3部門から成り、家庭相談には1件当たり2時間かけて相談に応じている。59年度には夫婦間の問題について、150件近くの相談を受け付けている。

ウ 弁護士会による法律相談

各地方の弁護士会においても、法律相談の中で離婚問題について相談を受けている。

弁護士会の法律相談は主として既に婚姻の破綻に至った夫婦が何らかの障害により離婚できないという状態の解消のために機能していると言える。

* 第二東京弁護士会では婚姻問題専門の法律相談コーナーを設けており、ここでは、法律相談の他、弁護士が本人の依頼を受けて相手方との交渉を受任することを中心としている（受任のための費用は6万円）。この相談コーナーは、弁護士法違反の悪質行為が横行している現状に対応するため本年（編注=昭和60年）1月に設けられ、相談日は毎平日となっている。

(2) 相談機関の果たす役割
婚姻の破綻や離婚は、基本的に夫婦両当事者の問題であり、破綻に至るまでには相談機関が関与することがあっても、最終的に結論を下すのは夫婦両当事者である。その意味で、相談機関の果たす役割には一定の限界があると言わなければならない。また、わが国の場合、夫婦間に問題が生じて、第三者である相談所に行くことは少ないと言われている。

しかし、一方で、核家族化の進行、地域コミュニティの解体により、安心して相談できる人がいなくなったり、夫婦の孤立感が高まってきている。そのような夫婦が、主体的に問題解決をするために、問題の所在、解決の糸口を示す補助機関として、相談機関の果たすべき役割は高まっていると言える。

の果たすべき役割は高まっていると言える。

(3) 相談機関の整備

相談機関として、夫婦間の問題に対応するためには、次の整備を総合的に発想できることが望ましい。

ア 夫婦間の問題の調整

夫婦間の問題の円滑に立ち入り、問題の所在を示し解決の手がかりを与えるためには、知識、経験を有する相談員によって、十分に時間をかけたカウンセリングを行う必要がある。

イ 子の福祉の確保

夫婦間に子がいる場合は、子の権利、福祉の確保にも十分配慮できる相談体制が必要である。

ウ 他機関との連携

サラ金、アルコール依存症などの問題については、それぞれの専門機関と連携をとることが必要である。

エ 法的手続の指導

法的手続をとる必要がある場合には、その適正な指導ができることが望ましい。

問題の生じた夫婦の身近に、以上の機能を有する相談機関が存在することが望ましいが、現在存在する各種相談機関には、(1)で述べた問題点があり、誰でもが気軽に相談機関に足を運べるような状況とはなっていない。

今後は、相談機関をより充実・整備して行く必要があるが、その際、人的資源の確保方法、公私各レベルの相談機関の役割、在り方等について併せて検討を進める必要がある。

2 離婚制度等の再検討

(1) 離婚手続における子の権利の確保

既に述べたように、わが国の離婚の9割を占める協議離婚においては、子の立場は離婚の当事者たる父母を通してしか考慮されないが、現在の協議離婚制度には、前章で述べたように、子の権利の確保が不十分であるなどの問題点がある。

また、調停離婚においても、現在の家庭裁判所の調停委員の体制では、離婚調停の増加という状況の中で十分なカウンセリング機能を發揮できず、夫婦間の権利義務関係についての司法的解決に重点が置かれざるを得ないと言われる。

以上のような問題を解決するため、過去に提言されたものを改めて、次のような方策につき、新たな観点からの検討がされるべきである。

ア 離婚届書的方式

離婚届に際し、子との関係で前記に記載すべき事項は、現在は親権者の定めだけである。

しかし、民法においても、父母が協議離婚をする際は、「子の監護をなすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める」（第766条第1項）とされているのであるから、養育費の問題を含め子の監護についての、取決めがあるものについては、それを離婚届に記載させることとしてはどうであろうか。

それによって、子の監護費に関する父母の具体的な話し合いや取決めが若干でも促進されるという効果が期待される。

イ 離婚意思及び監護費取決めの取決めに関する調停手続

協議離婚は当事者双方の合意と届出のみによって成立するものであるが、離婚意思の確立手段がないため、実際には形式的に要件を具備した届書が受理されれば離婚が成立することとなる。このことも、子の権利の確保を阻害する一因となっていると思われる。

そこで、少なくとも未成年の子を有する夫婦の協議離婚に際しては、家庭裁判所あるいは公的機関による離婚意思等の確認手段を必要とする制度に改めることが考えられる。

その際、子の監護責任、財産分与等に関する取決めに ついては、何らかのチェック機能を働かせることが可能となる。

* 最近（昭和27年）における民法改正案の国会審議の過程で、「協議上の離婚はその届出前に家事審判所の審議を経なければならぬ」という1項を加える修正案が参議院で可決されたが、衆議院で否決され、修正案が成立しなかったという経緯がある。修正案が成立しなかった主な理由は、協議離婚の件数が多いため、裁判所の業務負担を軽減することが困難であること、貴族院の同意により成立した離婚も届出され、事実上の離婚が増えるおそれがあることなどであったとされている。

ウ 有子夫婦の離婚審判制度
さらに、イと同様の考え方から、未成年の子を有する夫婦の離婚については、必ず家庭裁判所の審判を経なければならぬものとすることも検討に値する。

エ 家庭裁判所の調整機能の強化
家庭裁判所における調停の過程に子の幸福の確保という観点を上りよく反映させるため、調整機能の強化を図る必要がある。これにより、当事者に対し、家庭の在り方、子の幸福といった問題について、もう一度十分に考えさせる機会を与えることができるであろう。

以上のような方策については、離婚の自由という基本的な考え方との調整をどのように図るか、家庭裁判所等の処理能力を確保し得るかなどの問題があり、慎重に検討する必要がある。

(2) 養育費に関する具体的規定の整備
今日、協議離婚においては、未成年の子に対する養育費支払いの取決めが全くされないことが多い。

現在の民法では、一般的に親子間、親族間の扶養義務に關する規定以外に、離婚時における養育費の確定についての具体的な規定は存在しない。

この点については、(1)に指摘したような協議離婚に対する公的機関の関与制度等の導入問題とあわせて、離婚時における養育費支払義務の具体的な規定（収入、執行方法等）の義務付けと、そのための規定の整備について検討すべきである。

なお、現実には、離婚に伴って子を引きとる一方の当事者が、他方の当事者と子との面会交渉を将来的に絶つために、あえて養育費の履行を求めないという場合が多いことも、しばしば指摘されることであるが、子の養育についての経済的条件的確保という観点からは問題が多いと言わなければならない。この点も、全体として、子の監護責任、子に対する面会交渉等に關する法的なルールが具体的に定められていないことから生ずる問題である

と考えることもできる。

(3) 養育費支払義務の履行の確保

わが国で、離婚後の子に対する養育費の支払いが低調である背景には、そもそも協議離婚に際し養育費に關する取決めがされない場合が多いという事実がある。

しかし、協議離婚に際し、既に養育費支払いの取決めがなされていなければ、直ちに強制執行の手続きをとることはできない。

一方、調停、審判、判決離婚により養育費請求の債務名義を有している場合、又は協議離婚の後、養育費支払いの調停等により事後的に債務名義を取得した場合には、民事執行法による強制執行の手続きによるか、家事審判法による履行確保の手続き（判決離婚の場合を除く）によることのできる。

家事審判法の履行確保の手続きは、昭和31年の同法改正により導入された制度であり、審判、調停により定められた義務一般を対象とするものであるが、①履行勧告、②履行命令（違反した場合に過料を科すことができる）、③裁判所による金銭の差押の受入れという3つの手段が用意されている。

昭和59年度の司法統計年報によれば、養育費を含む養料一般（離婚によるものに限らない）についての履行勧告は、7,138件であり、そのうち全部履行したものが2,170件（30%）、一部履行したものが2,709件（38%）、全部不履行のものが2,170件（30%）となっている。また、全部不履行の理由をみると、連絡つかずが13%、履行能力なしが35%、履行確保の制度が44%となっている。この数字から、履行確保の制度は相当程度機能しているという評価があるものの、限界があることも否めない。

強制執行手続きに關しては、改善の余地がある。すなわち、養育費のような継続的な定期給付債権については、通常の執行手続きよりも簡易な手続きを設ける必要があるという事は、かねてから指摘されている。例えば、一度執行の申立てをすれば、将来の一定期間は定期的に給与等からの天引きがなされるというような手続きを設けるべきではないかと考えられる。

しかし、その場合でも、既にみたように、離婚の圧倒的大部分を占めるケースにおいては養育費についての債務名義がないのが現状であり、したがって、養育費については必ず債務名義を作らなければならないことが前提となる。

また、諸外国におけるような、強制執行とは異なる手法による養育費の支払と義務者からの徴収の制度についても検討を要する。

いずれにしても、養育費の確保の問題については、(2)に述べた養育費に關する具体的な規定の整備の問題と併せて、総合的に検討される必要がある。

(4) その他の検討課題

以上のほか、離婚の前提としての別居制度の導入、別居時における子の養育費の確保、共同親権制度の導入も、当研究会の議論の過程で指摘された事項である。

3 公的扶養と私的扶養の調整

これまでみたように、民法上の父の扶養義務が十分履行され

ていない一方で、離婚母子家庭に対する社会保障給付の増大には著しいものがある。

このような状況は、わが国だけでなく他の先進諸国においてもみられており、各国で公的扶養と私的扶養の間の調整について種々の制度がとられている。

そこで、まず、この点についての諸外国の立法例を概観した上で、わが国における課題を検討したい。

(1) 諸外国の立法例

ア アメリカの AFDC

アメリカでは、歴史的にみて、コモンローによる親の子に対する扶養義務は十分に機能しなかったために、社会保障法の中の扶養義務の規定がこれに補って来たと言われる。

今日、18歳以下の児童のいる貧困家庭に対する公的扶助である AFDC (児童扶養家庭援助 Aid to Family with Dependent Children) の受給者が離婚や未婚の母の増加によって急増したため、父の扶養義務の履行をいかにして確保するかについて大きな関心が集まってきた。

これまで扶養義務の履行を強制するための方法としては、刑事罰を科することや裁判所等が通用が用いられてきたが、十分な機能は果たし得なかった。

1975年に成立した連邦社会保障法の改正により、AFDCの申請者は扶養義務請求権を州に譲渡し、州が直接父に対し養育費の支払いを求め得るようになることと、父の居所探知システムを連邦政府内に設け、州からの問い合わせに迅速に対応する体制を整備した。

さらに1984年の改正により、州が引き続き連邦政府の助成を受けてAFDCを運営する場合には、裁判所の扶養命令に際して、従来の18歳以上の住まわっていた養育費天引命令を必ず付さなければならぬこととなった。この改正は、本年（編註=1985年）10月1日から施行することとされている。

イ スウェーデンの先私養育料

スウェーデンの先私養育料制度は、1937年に創設された。その対象児童は、両親の一方又は両方のいない原則として18歳未満の児童である。

先私養育料が給付されるのは、両親の間又は裁判所において決められた養育費支払義務が存在し、かつ、その養育費が先私養育料の額を下回っているか、実際に支払われていない場合である。

なお、民事上の養育費の額については保健福祉庁がそのガイドラインを定めており、両親は、社会福祉事務所や社会保険事務所でガイドラインに基づき指導を受けるのが一般的になっている。先私養育料の運営主体は、当初市町村であったが、1977年以降、社会保険庁—社会保険事務所となっている。

養育費支払義務者であって、先私養育料が支給されるため、自ら養育費を支払っていない者は、社会保険事務所に対して養育費相当額を償還する義務を負う。

社会保険事務所からの督促にもかかわらず償還義務者が支払わない場合は、国政府の徴収取立庁に移管する。徴収取立庁は、通常、償還義務者の給与から天引きする形で取り立てている。

1984年9月現在の先私養育料支給対象児童は、25万4,700人、

償還義務者は18万5,800人である。

1983年における支給総額に対する要償還額の割合は、44.5%、償還額の要償還額に対する割合は、77%であり、償還率は以前に比べ上昇している。

また、償還額のうち58%は自主的な償還、42%は徴収取立庁による強制徴収であり、自発的償還率も近時上昇している。

なお、この制度については、行政コストが高くなる（1981年の先私養育料支払額に対する行政経費は13.9%に上っている）などの問題点も指摘されている。

ウ フランスの家族支度手当

フランスでは離婚後の養育費は原則として扶養定期金の形で支払われているが、その履行を確保する手段として、第3章で述べたとおり、扶養定期金の直接支払制度、さらに公的取立制度が設けられている。

これに併せて、1975年の「扶養定期金の公的取立に關する法律」において、家族手当金庫がその保健・社会活動基金から扶養定期金の債権者に対し定期金の「前貸し」を行い、その場合には金庫が債権者に対し前貸しの額の限度で債権者の権利を代位するという制度が作られた。

以上のような経緯を経て、昨年（編註=1984年）12月に成立した「支払われない養育費の履行確保のための家族給付支払機関の関与に關する法律」により、家族給付の一種として「家族支度手当 (allocation de soutien familial)」が設定することと、養育費支払義務者に対する代位請求制度が設けられた。

「家族支度手当」は従来の「孤児手当」を衣替えしたもので、親が無い児童、親が法的に確定していない児童等のほか、裁判所により決定された養育費の履行を阻害している児童も対象としている。

このうち、養育費滞滞の場合に支給される家族支度手当は、その養育費滞滞の「前払い」として支給されるものである。給付額は、決められた養育費が全く支払われない場合は手当の全額であり、一部しか支払われない場合はその不足額相当額（それが手当額を上回る場合は手当額を限度とする）である。

この場合、家族手当支払機関（通常は家族手当金庫）は、給付額の範囲で債権者の地位を代位することとされている。

(2) わが国の課題

先般の児童扶養手当法の改正において、父の子に対する扶養義務の存在に着手目として、離婚時の父の所得が一定以上ある場合には手当を支給しないこととする改正が盛り込まれた（未施行）。しかし、現実には養育費の支払いが十分でないことから、児童扶養手当を支給する代わりに、行政が扶養義務者に対して求償する制度が作れないかという議論がうまれた。

一般的に、そのような方法としては、
① 行政が具体的な養育費請求権を請求者に代わって行使する方法
② 行政が扶養義務者に対して費用徴収の形で負担を求める方法

の2通りが考えられる。
(1)のみならず、諸外国においては裁判所等に

より養育費支払義務の内容が、具体的に確定していることを前提に、社会保険との調整がなされている。

この点において、わが国では、多くの場合、養育費の支払義務が確定されていないのが実情である。

したがって、①のような方法をとるためには、前節で述べたように、養育費に関する具体的な規定の整備、養育費支払義務の履行の確保のための法制上の措置を講ずることがどうしても必要になる。

このような法制上の措置が講ぜられるまでの間において、公的扶養と父の扶養義務との調整を図ろうとするならば、②の方法の一種である生活保護法第77条の規定を参考にした立法措置を講ずるはかあるまい。

ただ、このような規定も実務処理の上からみると、具体的な徴収額の算定方法、行政コスト、実施体制等、多くの問題が考えられ、慎重な検討を要する。

したがって、今後は、公的扶養と私的扶養の調整の観点からも、民事制度と福祉制度との両方を視野に入れた総合的な検討が必要である。

* 養育費が支払義務がなからず、養育費又は非親等の負担すべき額について保護の充てられず、扶養義務者の負担が重くなるか又は負担できないとき、保護の実施機関の申立てにより家庭裁判所が定めるという規定。

むすび

今日、わが国は成熟化社会の時代を迎え、国民の価値観が大幅に多様化するとともに、家庭や夫婦、親子さらには男女関係についても、これまでの観念が変容しつつある。

最近における離婚の増加の問題も、基本的にはこのような国民の意識の変化に伴って起っているものと考えられる。

しかしながら、基本的な人間関係である夫婦や親子の結びつきと、それを基にした家庭という生活基礎が安定していることが、多くの人々にとって、経済的にも精神的にも幸福な生活を営むための基礎となることは、今後とも変わることはないであろう。

したがって、離婚と離婚制度をめぐる諸問題を考えるに際しては、このような観点に立って、夫と妻、親と子のそれぞれの幸福が最大限に確保されるとともに、あたかも家族的人間関係が維持されるための方途を求めていかなければならない。その場合、われわれは、とりわけ離婚をめぐる児童の権利の確保という問題に、これまでに以上の注意を払うべきであろう。

この報告書は、そのための結論を示すのではなく、いくつかの提言を行うことにより、幅広い議論が展開されることを期待するものであるが、離婚制度をめぐる諸問題は、人間としての基本的な権利、義務にもかかわる問題であり、国民の十分な理解を得つつ、議論が進められることが必要であると考ええる。

(参考)

研究会の検討経過

研究会開催の趣旨説明、検討の取決	研究会開催の趣旨説明、検討の取決	研究会開催の趣旨説明、検討の取決
第11回 59.7.6	研究会開催の趣旨説明、検討の取決	研究会開催の趣旨説明、検討の取決
第2回 59.9.20	我が国の離婚の概況、「離婚裁判」の内容紹介等	我が国の離婚の概況、「離婚裁判」の内容紹介等
第3回 59.10.30	離婚調停での最近の概況、母子寮在籍者の状況、養育施設及び児童相談所にいる離婚家庭の児童の状況等	離婚調停での最近の概況、母子寮在籍者の状況、養育施設及び児童相談所にいる離婚家庭の児童の状況等
第4回 59.11.19	各国の離婚法制、離婚法の現代的課題等	各国の離婚法制、離婚法の現代的課題等
第5回 59.12.14	今後の研究会の進め方について(自由討議)	今後の研究会の進め方について(自由討議)
第6回 60.1.23	離婚のFWMの背景、離婚より生ずる諸問題と現行施策の問題点等について(自由討議)	離婚のFWMの背景、離婚より生ずる諸問題と現行施策の問題点等について(自由討議)
第7回 60.4.12	アメリカ、フランスにおける離婚の実態と法制について(石川隆上智大学教授、原田純孝東京大学助教授の御報告)	アメリカ、フランスにおける離婚の実態と法制について(石川隆上智大学教授、原田純孝東京大学助教授の御報告)
第8回 60.5.27	イギリスにおける離婚の実態と法制について(三木妙子早稲田大学教授の御報告)	イギリスにおける離婚の実態と法制について(三木妙子早稲田大学教授の御報告)
第9回 60.6.25	ソ連における離婚の実態と法制について(藤田勇東京大学教授の御報告)	ソ連における離婚の実態と法制について(藤田勇東京大学教授の御報告)
第10回 60.7.24	「婦人問題に関する世論調査」(東京都)の内容紹介、婚姻の破綻の予防、離婚に関する制度及び離婚問題に関する施策について(自由討議)	「婦人問題に関する世論調査」(東京都)の内容紹介、婚姻の破綻の予防、離婚に関する制度及び離婚問題に関する施策について(自由討議)
第11回 60.8.6	報告書に盛り込む事項等について(自由討議)	報告書に盛り込む事項等について(自由討議)
第12回 60.10.1	報告書第1次案案について(自由討議)	報告書第1次案案について(自由討議)
第13回 60.11.7	報告書第2次案案について(自由討議)	報告書第2次案案について(自由討議)
第14回 60.11.29	報告書案の検討(自由討議)	報告書案の検討(自由討議)
第15回 60.12.16	報告書のまとめ	報告書のまとめ

表I 離婚件数・離婚率の年次推移

年次	離婚件数	離婚率(人口千分)	修正離婚率%
1900	63,828	1.46	
明治33年	59,432	1.21	
10	55,511	0.99	0.50
20	51,687	0.87	0.44
25	51,259	0.80	0.41
30	48,528	0.70	0.37
35	48,556	0.68	0.36
40	49,705	0.68	
43	83,689	1.01	0.53
50	75,267	0.84	0.44
55	69,410	0.74	0.36
60	77,195	0.79	0.35
65	95,937	0.93	0.39
70	119,135	1.07	0.43
75	124,512	1.11	
76	129,485	1.14	
77	132,146	1.15	
78	135,250	1.17	
79	141,689	1.22	0.48
80	154,221	1.32	
81	163,980	1.39	
82	179,150	1.51	
83	178,746	1.50	
84			

資料：①「人口動態統計」
② 訂正離婚率は、国勢調査による有配偶者数の男女平均値に対する比率である。

表II 夫・妻の別居時年齢(5歳階級)百分率の推移

夫の年齢	昭和40年	45	50	55	59
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
19歳以下	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
20-24	9.4	10.6	9.5	5.3	5.2
25-29	29.5	29.2	28.6	19.4	13.6
30-34	26.4	24.0	24.0	27.9	22.3
35-39	15.4	16.0	15.2	19.2	21.4
40-44	7.8	9.1	10.4	12.0	15.7
45-49	4.1	4.4	5.9	8.2	10.3
50-54	2.7	2.2	2.8	4.2	6.2
55-59	1.9	1.7	1.5	1.8	2.9
60-	2.7	2.4	2.0	1.9	2.1

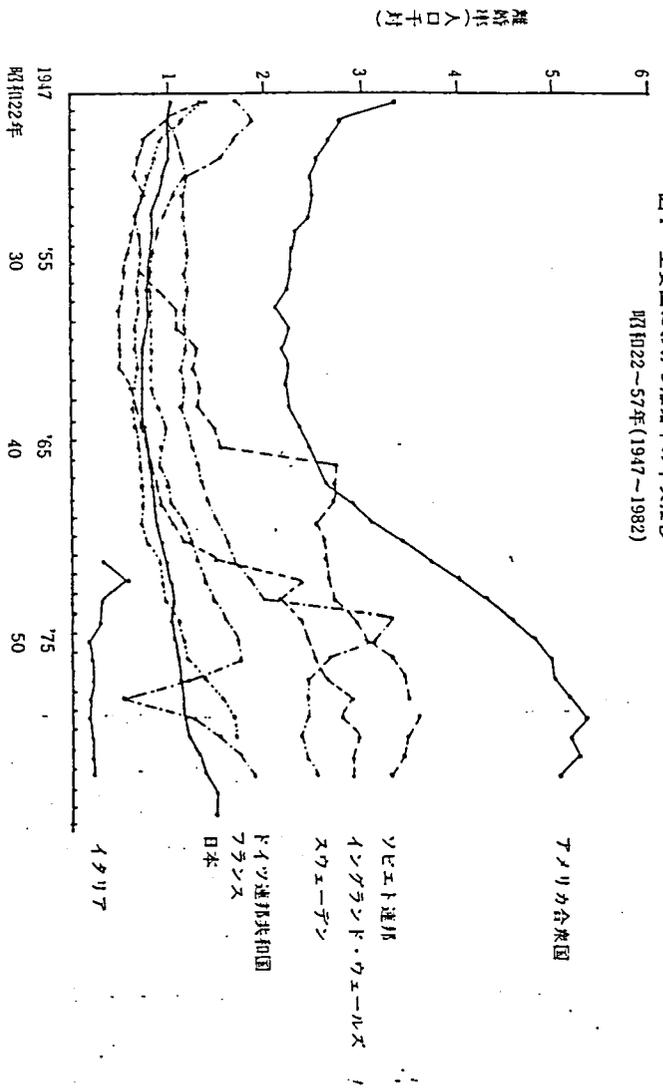
資料：「人口動態統計」

表III 同居期間別にみた離婚の推移

年次	総数	1年未満	1-2	2-3	3-4	4-5	5-10	10-15	15-20	20-	平均同居期間(年)
昭和25年	100.0	17.2	18.5	14.1	9.6	5.9	18.0	8.8	4.4	3.5	5.3
30	100.0	14.9	13.2	10.1	8.3	7.4	26.4	10.2	5.2	4.3	6.3
35	100.0	16.4	13.4	9.9	7.7	6.6	22.1	14.0	5.5	4.4	6.5
40	100.0	16.3	12.8	10.1	8.3	7.0	22.5	11.8	7.0	4.4	6.5
45	100.0	15.2	11.7	9.6	8.1	7.2	24.4	12.4	6.1	5.3	6.8
50	100.0	12.5	11.0	9.9	8.6	7.3	24.2	13.7	6.9	5.8	7.2
55	100.0	9.2	8.1	7.2	6.5	6.2	27.7	17.3	10.0	7.7	8.6
59	100.0	7.4	7.4	6.6	6.0	5.3	22.2	20.2	13.0	11.9	10.2

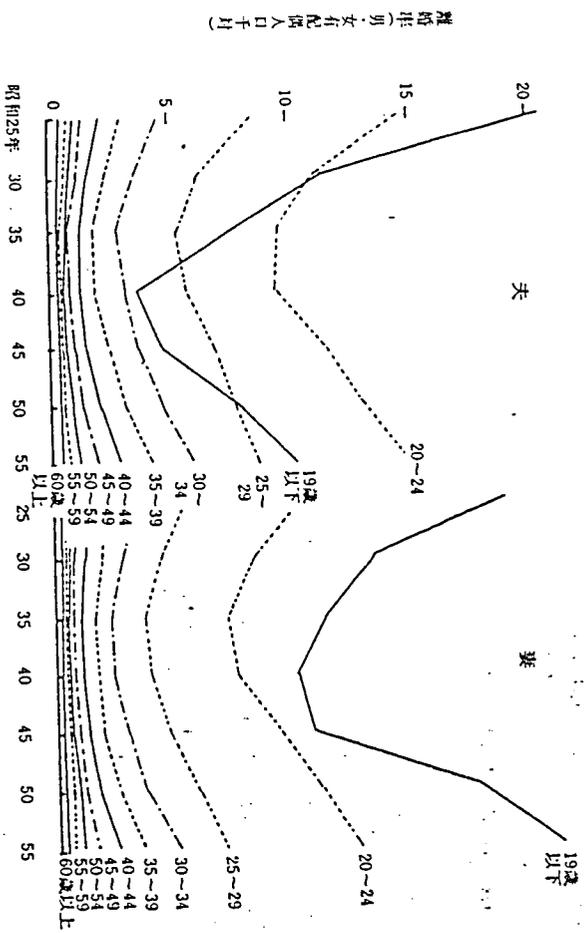
資料：「人口動態統計」

図I 主要国における離婚率の年次推移
昭和22～57年(1947～1982)



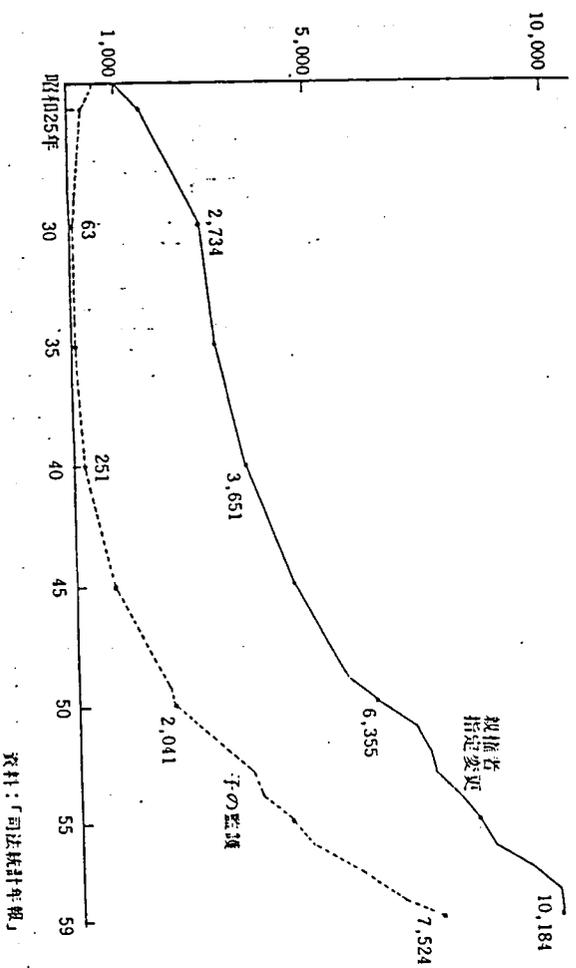
資料：「人口動態統計」『DEMOGRAPHIC YEARBOOK』

図II 夫・妻(5歳階級)別にみた離婚率(男・女有配偶者人口千対)の年次推移



資料：「人口動態統計」
「国勢調査」

図V 子の監護、親権者指定・変更案件申立件数の年次推移



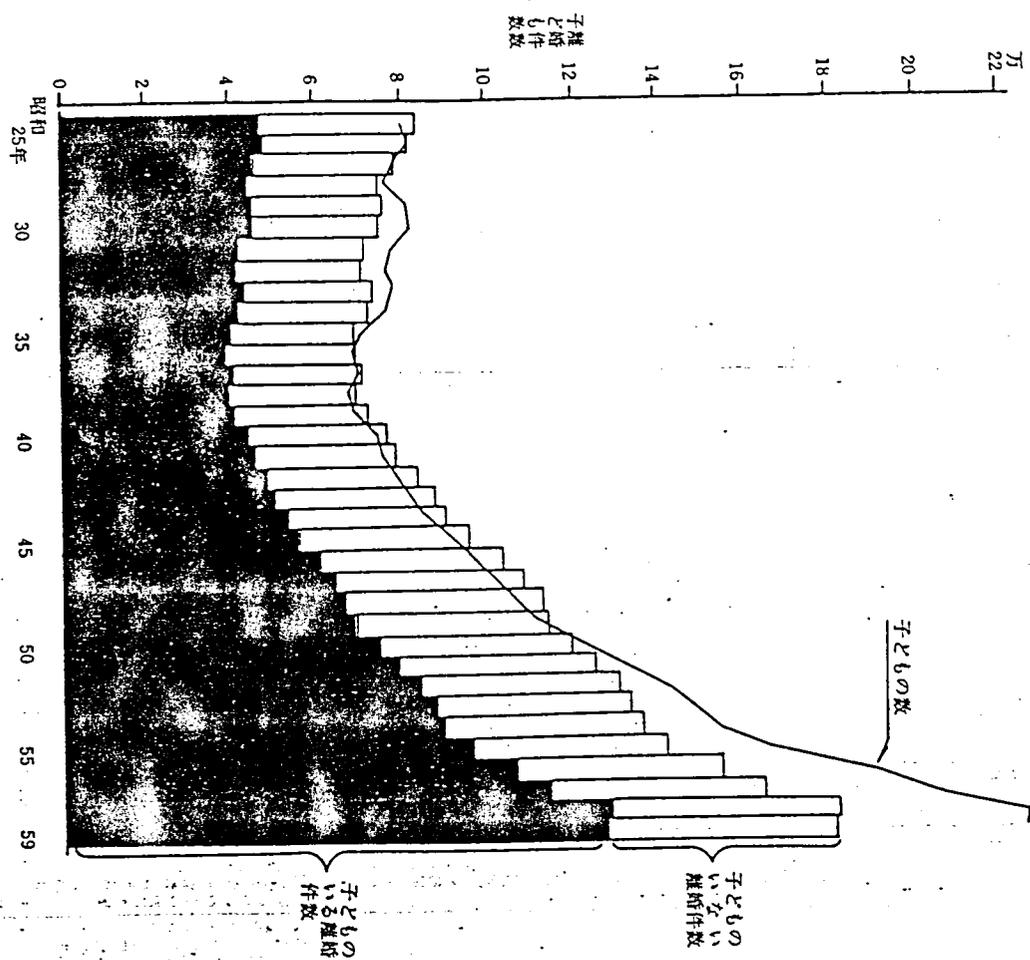
資料：「司法統計年報」

表IV 種類別にみた離婚件数と百分率の年次推移

年次	離婚件数				百分率			
	総数	協議	調停	裁判	総数	協議	調停	裁判
昭和25年	83,689	79,955	3,276	458	100.0	95.5	3.9	0.5
35	69,410	63,302	5,413	695	100.0	91.2	7.8	1.0
45	95,937	85,920	8,960	1,057	100.0	89.6	9.3	1.1
50	119,135	107,138	10,771	1,226	100.0	89.9	9.0	1.0
55	141,689	127,379	12,732	1,578	100.0	89.9	9.0	1.1
59	178,746	163,209	13,617	1,920	100.0	91.3	7.6	1.1

資料：「人口動態統計」

図III 親権を行う子の有無別にみた離婚件数と子ども数の年次推移



(注) 親権を行う子とは離婚届出時に20歳未満の子をいう。
子が10人以上いる場合は、10人として計算した。

資料：「人口動態統計」

表VI 母子家庭になったときの子の様子

1. シツかりした	82人	22.0%
2. 動揺がみえた	119	31.9
3. 行動が手にあまるようになった	16	4.2
4. その他	46	12.4
5. 回答なし	110	29.5
計	373	100.0

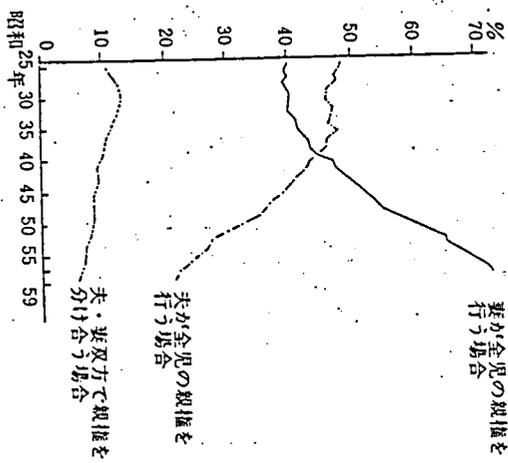
資料：「母子家庭世帯実態調査」
(東京都社会福祉協議会 昭和59年)

表V 婦人に関する世論調査(総理府)
離婚届「結婚しても相手に満足できないときは、いつでも離婚すればよい」

[59年5月調査] 総数 (性)	該当者数 人	[54年5月調査] 総数 (性)	[59年5月調査]				
			非時できる %	ある程度 理解できる %	あまり賛成 できない %	まったく 反対である %	わからない %
総数	8,031	8,239	3.7	26.6	48.8	16.7	4.2
男	3,600	3,649	3.2	23.6	50.0	19.2	4.1
女	4,431	4,590	4.1	29.0	47.9	14.7	4.3
[年齢]							
20~24歳	408		6.1	34.6	42.9	9.6	6.9
25~29	691		4.6	36.6	47.0	8.1	3.6
30~34	1,029		3.6	37.3	46.0	9.7	3.4
35~39	1,065		3.4	33.6	47.9	11.6	3.5
40~44	1,019		4.7	27.0	49.8	14.6	3.9
45~49	884		3.7	24.3	52.1	16.3	3.5
50~54	819		3.2	23.0	51.4	19.2	3.3
55~59	660		2.4	17.3	54.1	22.1	4.1
60~64	537		4.1	15.6	50.8	25.7	3.7
65~69	395		1.8	16.7	49.1	28.1	4.3
70~	524		2.5	10.9	43.3	33.8	9.5
総数	8,239	8,239	2.8	20.0	47.8	23.5	5.9
男	3,649	3,649	2.8	18.9	48.7	24.2	5.5
女	4,590	4,590	2.7	20.9	47.2	22.9	6.3

資料：「婦人に関する世論調査」(総理府)

図IV 親権を行う者別にみた離婚件数割合の年次推移



資料：「人口動態統計」

資料 3

新しい家庭像に関する調査研究事業

1 趣旨

今後ますます本格化する高齢化社会を支えるのは、現在及びこれからの児童であり、次代を担う児童の健全育成は国民的課題である。

人間社会における最も根源的社会集団であるとされる家庭の持つ最も重要な機能は子供を産み、育てる機能であるが、最近、社会構造の変化に伴う家庭の変質について、核家族化、単親家庭の増加、家庭機能の外部化等の外形的なことにとどまらず、家族の絆、家庭観等の内面的なことも含め、各方面から種々の指摘がなされているところである。また、家庭内暴力、登校拒否等の近年における児童に関する社会的病理現象が、こうした家庭、特に親子関係の変化との関連で論ぜられることも多いが、いずれも断片的、直感的な指摘であり、本格的な実証研究に基づくものとは必ずしも言い難い。

児童育成の最重要基盤が家庭にあるとするならば、児童・家庭を取り巻く社会経済環境の変化、これに伴い児童及び家庭が変化しているのか否か、変化しているならば、どのように変わっているのか、また、今後、どう変わっていくのかについて、総合的かつ実証的にとらえ、正しい認識を引き出す必要がある。これが、ひいては今後の児童家庭の対策のみならず、各般の行政施策を考える上での基本となるものである。

(参考)

① 社会経済環境の変化

- ・ 児童数の減少
- ・ 核家族化
- ・ 女性の社会進出（有子主婦の進出、M字カーブの高原化）
- ・ 都市化（遊び場、地域社会の弱化）
- ・ 家庭機能の外部化（食事、育児）
- ・ 単親家庭、単身赴任家庭の増大
- ・ 子供の時間の過ごし方（塾、TVゲーム）
- ・ 余暇時間の増大、所得の向上
- ・ 女性の高学歴化

② 子供や家庭の変化

- ・ 登校拒否等の社会的病理現象の増大
- ・ 現代児童の耐性等の弱化
- ・ 家庭の「ふところ」の弱化
- ・ 家族の「むすびつき」の弱化（親と子／夫婦）
- ・ 離婚の増大

2 事業の内容

(1) 研究会の設置

①メンバー及び運営

研究会は、児童福祉の領域に限定されない幅広い各界の有識者、専門家により構成する。

研究会においては、児童・家庭をめぐる社会経済環境の変化、これに伴う児童・家庭の変化の実態を把握し、併せて、新しい家庭像の向っている方向を探ることを目指して、多角的に議論することとする。

②テーマ

具体的には、後記の実態調査の実施及びその結果の分析と並行して、以下のテーマを中心に検討を進める。

- a. 児童や家庭との関連で見落とすことのできない社会経済環境の変化は何か。
- b. 社会経済環境の変化に伴い、児童や家庭の実態はどう変わってきているのか。
(家庭の社会形態別、子供の発達段階別、地域別等)
- c. 現象面のみならず、家庭観・家族の絆、親子関係、夫婦関係といった根底的なものまでが変化しているのか。また、将来はどうなるのか。
- d. 児童や家庭に係る現代の社会的病理現象(家庭内暴力、いじめ、非行、登校拒否、情緒障害、家庭崩壊、子に対する虐待等)は、上記の変化との関係でどう考えるべきか。
- e. 諸外国の児童観、家庭観から示唆されることは何か。
- f. 今後、予想される家庭の変容の中で、児童の健全育成は将来とも保たれるのか。そのために、必要な公的・私的援助は何か。

(2) 児童家庭実態調査の実施

①調査のねらい

実態調査は、家庭用と有識者・専門家用に分けて実施する。前者は、事前に世帯類型を分け、その類型毎に調査分析を行う。後者は、専門家の目から見た児童・家庭の変遷及び今後の予測を中心に行う。

ア. 家庭用調査(父母及び年長児童が回答)

社会的形態別(核家族/三世代/専業主婦/共働き)及びライフサイクル別(未婚/未出産/乳幼児期/小学生期/思春期)の分類を基本として、家庭を幾つかのタイプに分類し、それぞれの家庭の意識面も含めた実態を調査し、特性を把握する。

イ. 有識者・専門家用

各界の有識者及び児童相談所職員、保母、教師等、長年児童を見てきた専門家を対象に、児童・家庭の変遷及び今後の予測をどう考えているかを中心に意識調査を行う。

② 調査内容

ア．家庭用

- ・ 児童の生活実態
- ・ 児童の価値観、生活意識
- ・ 家庭生活の実態
- ・ 親子関係の実態と意識
- ・ 夫婦関係の実態と意識（結婚観等）
- ・ 家庭観
- ・ 社会的援助として望むこと

イ．有識者・専門家用

- ・ 現在の子供をどうみているか。（現代っ子の特性等）
- ・ 現在の家庭をどうみているか。
- ・ 社会的病理現象の原因をどう考えているか。
- ・ 将来の児童像、家庭像をどう予測しているか。
- ・ 望ましい児童・家庭像
- ・ 社会的援助として必要なことはなにか。

3．予算要求額

9, 976万円

資料 4

親子関係について

親子関係について

小此木 啓吾

I, 家族精神医学から見た親子関係

(1) 全体としての家族

健全な核家族の条件 (Middz, T.H.) —— エディアプス・モデル

① 世代境界の確立

② 父母の同盟

③ 性別役割モデルの提示

※ エディアプス・コンプレックス —— 父・母・子の三者関係

(2) 母子の分離—個体化と父親の役割

母子共生・母同一化からの分離—個体化

女性——女性同一性

男性——男性同一性

性別同一性 (gender identity)

① 中核性別同一性 (core gender identity)

② 性別役割 (gender role)

③ 対象選択 (object choice)

※ ユリシエズ・シンδροム

※ ※ 男性月経社会モデル —— スーパーウーマン・シンδροム

(3) 家族ライフサイクルと親子関係 (資料 2・資料 3 参照)

II, 現代日本の親子関係

(1) 家父長的父親像の消失

(2) 形式的核家族と日本的家族関係の矛盾

夫婦本位 (横関係) —— 親子本位 (縦関係)

(3) いわゆる父親不在と擬似母子家庭

(4) 父母不在型 —— ホテル家族化へ

潜在離婚型家族 —— 家庭内離婚

(5) 「川の字」文化論 —— 阿闍世モデル

(6) 契約の原理と縁の原理

家族ライフサイクルの各段階

家族ライフサイクルの段階	移行に伴う情緒過程—特徴的な原理	発達過程によって引き起こされる家族状態の第一水準の変化
1 家族と家族の間の中間的存在 —どの家族にも属さないハン グ・アダルト	親からの分離の学習	<ul style="list-style-type: none"> a 家族との関係での自己の確立 b 親密な同世代仲間関係の発達 c 職業上の自己の確立
2 結婚によるそれぞれの家族の 結合—新しい新婚カップルの 誕生	新しいシステムの開始	<ul style="list-style-type: none"> a 夫婦システムの形成 b 拡大家族や友人たちとの関係を回復する
3 幼い子どもたちをもった家族	家族システムの中への新しいメンバーの参加を けいれる	<ul style="list-style-type: none"> a 子どものための空間を設けることに夫婦システムが適応する b 親としての役割をとり c 父母および祖父の役割を包含するという形での拡大家族との関係の回復
4 青年期の子どもをもった家族	子どもたちの自立を包含するような形での家族境 界の増大	<ul style="list-style-type: none"> a 青年期の子どもたちが家族システムの内と外を自由に出入りすることを許容するような形に親子関係が移行してゆく b 中年の夫婦問題や職業、人生上の課題が夫婦の間であらためて問題になる c 老年世代に対して配慮する方向への移行が始まる
5 子どもたちの離脱と自立	家族システムの外で暮したり家族システムに新しく参加したりする家族メンバーの多様化を受け入れる	<ul style="list-style-type: none"> a 二人組としての夫婦システムの協力の再開 b 成長した子どもたちとその父母との間の大人同士の関係への、大人になった家族同士の発達 c 養育の子とも孫たちを包含した形での家族関係の回復 d 父母(祖父母)の心身の障害や死への対応
6 人生晩年を送る家族	世代的な役割の交代を受け入れる	<ul style="list-style-type: none"> a 自分自身または夫婦の機能を維持すること、肉体的な衰へへの同心 b 中年世代のより中心的な役割の支持 c 年長者の知恵と経験をシステムの中で生かす機会をつくる d 配偶者、同胞、同世代の仲間を失うことに対する対応、自分自身の死への準備、人生の総括と統合

離婚前から離婚、そして離婚後に至る家族過程

段階 (Phase)	離婚に至る情緒過程	各段階で出会う問題
1 離婚を決定する	夫婦関係の緊張を解決できなくなつて、夫婦関係の継続が無理になつた現実を受け入れる	結婚に失敗した自分を受け入れる
2 それまでの家族システムの解消を計画する	家族システムの各部分について、まだ可能性の残っている対処能力をどう生かすかを考える	a 子どもの保護・訪問、経済問題などについて、お互いに協力的に相談する b 離婚をめぐる大家族(祖父母など)へのかわり
3 別居	a 協力的な親としての関係を継続しようとする努力 b 配偶者に対する愛着を解消するための努力	a 一緒にいた家族を失うことによる悲哀 (Sorrow) b 夫婦および親子関係の再構成—別居して暮すことへの適応 c 大家族との関係の再調整—それぞれの配偶者の大家族との接触を保つ
4 離婚	感情的な離婚の達成、怒りや罪悪感や憎しみの克服など	a 一緒にいた家族を失うことによる悲哀—再結合への空想の放棄 b 結婚から得られていた希望や夢や期待を失つた痛手の回復 c 大家族との接触の維持

離婚後の家族	a 一方の親だけの家族(片方の親と子どもたちからなる家族) (および彼または彼の新しい家族)と子どもの接触を支える努力	a もう一方の親およびその家族との柔軟な訪問関係の設定 b それぞれに合った社会関係ネットワークの再建
b もう一方の親と子どもの世話をしない側の親	他方の親との親としての関係を維持、子どもたちと子どもの世話をしている側との関係を支える努力	a 有効な親子関係を継続する方法を見出す b それぞれにふさわしい社会関係ネットワークの再建

再婚による家族形成とその発達ライソ

段階	要求される精神的な態度	各段階で出会う課題
1 新しい愛着関係に入る	最初の結婚の喪失からの回復(情緒的離婚の達成)	結婚生活の再適応と新しい家族形成。複雑さと曖昧さに対処する心構えが必要とされる
2 新しい結婚と家族を考える。その計画を立てる	再婚や継父母・継子についての新しい配偶者や子どもたち、および本人の不安や恐れを受け入れる以下の三つの点に関する複雑さと曖昧さに適応するには良い時間と忍耐が必要であることを認める ① 多面的な新しい役割 ② 空間、時間、家族メンバーになること、そこで何らかの支配権をもつこと、などをめぐる秩序、境界を確立すること ③ 罪悪感、葛藤、相互性の喪失、忠実さ、過去の未解決の痛手などに関する情緒的な問題	a 為相互性を避けた新しい愛情関係の中で正直にかかわりあう b それ以前の配偶者との、親としての相互関係で協力関係を維持するための計画を立てる。 c 二つの家族システムの間の恐怖や不安さをめぐる葛藤について子どもたちを援助する計画を立てる d 新しい配偶者と子どもたちを包含する大家族との関係によって、以前の家族との間で失うものを回復する e 以前の配偶者の大家族と子どもたちの関係を維持するための計画を立てる
3 再婚と家族の再構成	以前の配偶者への愛着の最終的な解消、一緒に暮す家族という理想の放棄 境界が確立できず、透過性をもつ家族という、今までとは違った家族のモデルを受け入れる	a 新しい配偶者、継父母を包含できるように家族境界の再形成 b いくつもの家族システムの混線を許容するようになつた新しいシステムをもつた家族関係の回復 c 生物学的な親・父母・祖父母と他の大家族とすべての子どもたちとの関係が可能になるよう新たな空間を設定する d 継父母、継子からなる継家族の統合を促進するための記憶や歴史の共有

人口問題審議会特別委員会
昭和62年9月17日(木)

資料 5

女性の目から見た家庭について

1. 育児をめぐる男女共同責任の実態
 - 生活時間調査を手がかりに —
2. 女性のライフコースと生活空間の変容
3. 超高齢社会の「子供」の存在
 - 子供に対する期待の変化 —
4. 私的領域の相対的空洞化と子供

I 育児をめぐる男女共同責任の実態

——生活時間調査を手がかりに——

生活時間の国際比較

鈴木 横山 滋泰
世論調査部

このリポートは、日本人の生活の特徴を知るために行っている、生活時間の国際比較の中間報告である。

1のA・サライが一九六四年に欧米一か国の比較調査に基づいて行なったことがあり、日本はこれに参加しなかったが、経済企画庁が、松山での調査を媒介として比較研究を行っている。日本人の生活時間の特徴を調べる。どこで、どんな調査を行っているから調べる必要はない。

仕事時間を除き生活時間のデータが欠けている。そこで、各国との生活時間調査の比較を行い、日本人の生活を世界的に位置付け、今後の生活

国際比較での問題点は、まず、データの入手が大変だということである。どこで、どんな調査を行っているから調べる必要はない。さらに、入手できたとして、各国の調査方法が同一でない。調査時期(実施年、季節)、調査相手の年齢範囲もさまざまである。データの集計単位も曜日別、週合計(平均)とある。行動の分類基準も、さまざまである。ただ、大別すれば、欧米では、概ねサライの分類基準に従っており、日本と韓国だけが、他の国と

一 国際比較の方法と問題点

の方向を考える資料作りをすることとした。

膨大な作業のことで、最終報告書は、今年度末になる見込みである。最も問題なのは、欧米では、主たる行動(一次行動)と従たる行動(二次行動)に分け、一次行動の合計が一日では二四時間になるようにしているのに、日本と韓国は、そうした区別をしていない点である。作業上、日本のデータを外国にあわせる方が簡単である。年齢範囲をおおせるのは集計で可能だし、分類基準をおおせるのは、基準をつきあわせればなんとかなる。しかし、一次行動と二次行動を区別するのは、

そうした調査をしていない以上、どうにもならない。

そこで、八四年一〇月、東京都において、実験調査を行った。同一日に同一地点で、二組の調査を行い、た。一組は従来どおり一次二次の別のない方式、もう一組は一次二次の別のある方式により実施した。そして、この二組の対応関係によって、従来の方式から、主たる行動(一次行動)のみの二四時間に換算する式を算出した。このような作業によって、同一次元上で数字を並べて比較することを検討している。

この作業と分類基準の照合はかなりの手間を要するものなので、今回は、以下に見るようなクオパ的な比較によることとした。

まず、世界各国の調査実施状況を

表1 各国の生活時間調査実施状況 (NHKもしくはガーシェニイが入手使用したもの)

国名	調査期	調査地	調査方法	実施主体	調査の調査(年)
イギリス	1983/4 1983/4	14歳以上1300人 4歳以上16000人 (各都道府県11500人)	面接法	ESRC (社会科学調査局)	39, 47, 48, 50, 52 53, 61
フランス	1986.7	16歳以上1100人	面接法	INSEE (国立統計経済調査局)	66, 74/75 (福山)
オランダ	1980	12歳以上2700人	面接法	社会文化計測局	75
ベルギー	1980	16歳以上5205人	面接法	中央統計局	71/72
デンマーク	1975	16歳以上3700人	面接法	国立社会調査研究所	
フィンランド	1979	10歳以上10622人	面接法	中央統計局	
ハンガリー	1976	15歳以上69925人	面接法	中央統計局	
ソ連	1982	カサノフ市、0歳以上。集計は18-65歳	面接法	社会学研究所	65
カナダ	1981	ケルチ市、0歳以上。集計は18-65歳	面接法	社会学研究所	65
アメリカ	1981	15歳以上2600人	面接法	社会学研究所	72
韓国	1981	ハルビン市、0歳以上。集計は18-65歳	面接法	社会学研究所	71/72
日本	1985	10歳以上13500人	面接法	社会学研究所	65, 75/76

紹介し、生活の變化の方向が日本とどう違うのか、さらに各国での仕事や家事の男女差と日本での男女差の違いを見た。このように、数値の値

接比較は行わなかったが、以下のとおり、世界の中で日本の特徴が浮きぼりになっている。この作業には、イギリスのJ・ガーシェニイが行った国際比較の報告が、かなり役立つている。このほか、特に詳細なデータを入手したイギリスと韓国について、時刻別など具体的に比較している。変化を見る場合、何年と何年とを比較するかによって、結果が異なってくる。この報告では、二〇年間の流れの中に各国の動きを位置付けている。行動分析は、各国のものをもっとも使用し、比較する場合のみ、分析時に配慮している。また、ここで用いている平均時

(1) 韓国の生活時間

韓国の生活時間調査は、八二年、KBS (韓国放送公社) によって始められ、以後二年置きに実施されてきた。調査の実施は、いずれもソウ

ル大宇新聞研究所が当たっている。当初、NHKが協力したこともあって、この調査は、基本的にNHK調査と同じである。世界的に見て、NHKの調査とそのまま比較できる。歴史的に因縁浅からぬ隣国であり、比較も相互に有効であるから、同一の方式になつたことは結構なことといえよう。調査相手の抽出が、女子中学生のいる世帯から行われていること、調査時期が九月、四月、五月と毎回変わっている点が気になるが、あとはすべてNHKと同様に行われている。

二 各国の調査実施状況

日本と韓国の生活時間の違い (表2)

表6 イギリスの生活時間の変化(週平均, 25~60歳, 一次行動のみ)

	全 体		男勤め人		女勤め人		女無職	
	61年	74	61年	74	61年	74	61年	74
家事	4.32	4.11	3.59	7.46	7.07	7.02	6.28	6.05
家事	3.45	3.20	3.42	1.14	1.12	1.38	3.03	2.54
生活	10.48	10.53	10.38	10.18	10.27	10.02	10.31	10.30
自宅外レジャー	1.09	1.47	1.39	1.09	1.42	1.38	1.01	1.22
自宅内レジャー	3.45	3.48	4.03	3.29	3.07	3.29	2.53	3.03

出典: 文庫リスト⑩

「仕事時間の増とは関係ない。一方、車での買物がかなり増え、地元のお店への散歩に取って代わっている。これは、人口構成などのせいではない。男女別に見た変化は非常に面白い。男性の家事時間は七四年から八四年にかけて二倍となった。男の勤め人の中で炊事・洗濯をした人は、六一年三八%、七四年五五%、八四年八六%と飛躍的に増えてきた。一方、女性では「男の専門と思われる雑用など非日常的家事の増加が目立つ。」家事分業の考え方が変化してきている。現在、同じ賃金労働者の男女を比べると、女性は家事を男性の二・三倍しているが仕事と家事をあわせると総労働時間は、女性の方が減り方が大きいので、よくいわれる勤労女性の余分の重荷は、きつと減少の方向に向かうだろう。」男性の仕事は減っているが、家事の増加で相殺されている。

一年から七四年にかけて、食事時間が減ったため減少してきている。これは、睡眠時間のわずかな減と家庭での食事の大幅な減によるものであり、「明らかに便利な食べ物や、川

ように頻りに調査しているのは、イギリスのほかに、日本、西ドイツ、フランスくらいのものである。これまで、一八三三年の調査の方法が生じた。一八三三年の調査の方法が以前と変わっていたのである。これは、一日合計が二四時間になるよう一回行動と二次行動に分けられている。一八三三年調査では、NHK調査と同様に、同時に行動された行動を、一次、二次の区別なく調査集計するよう改めたのである。また、一五分ごとに少しでも行動すれば調査票にチェックするという形で調査している。この調査をそのまま集計するのではなく、時間差をそのままである。これは問題がある訳である。

そこで、パース大学の「J・ガリシニイは、ESSRC (Economic and Social Research Council) が一九八三年一月から八四年二月にかけて行った全調査と以前のBBCの調査と比較して、イギリスの生活時間の変化を調べている。

これには、死蔵されていた過去のデータを再集計するなど多大の手間がかけられている。

「イギリスと日本の違いは、男の有職者が平日に日本より仕事を休んでいて、日本より住宅率が日本より高い。仕事率が低く、若者の率が低く、若者の睡眠時刻が短い。ただ、土曜の夜はイギリスの方がやや夜更かしである。これも、勉強のためではない。テレビ、飲食、娯楽、積極レジャーで楽しんでる。

若者の睡眠時刻を比べ、日本の一六・一九歳はイギリスのどの年代よりも若者よりも夜更かしで、二月と比較しても、以下のコメントには変りはない。

イギリスでは、男性の方が女性より早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長い。これは、イギリスの女性は朝、日本の女性のほうが早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長いこととなる。

層別に比較すると違いが目立つ。イギリスでは、男性の方が女性より早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長い。これは、イギリスの女性は朝、日本の女性のほうが早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長いこととなる。

「イギリスと日本の違いは、男の有職者が平日に日本より仕事を休んでいて、日本より住宅率が日本より高い。仕事率が低く、若者の率が低く、若者の睡眠時刻が短い。ただ、土曜の夜はイギリスの方がやや夜更かしである。これも、勉強のためではない。テレビ、飲食、娯楽、積極レジャーで楽しんでる。

若者の睡眠時刻を比べ、日本の一六・一九歳はイギリスのどの年代よりも若者よりも夜更かしで、二月と比較しても、以下のコメントには変りはない。

イギリスでは、男性の方が女性より早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長い。これは、イギリスの女性は朝、日本の女性のほうが早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長いこととなる。

「イギリスと日本の違いは、男の有職者が平日に日本より仕事を休んでいて、日本より住宅率が日本より高い。仕事率が低く、若者の率が低く、若者の睡眠時刻が短い。ただ、土曜の夜はイギリスの方がやや夜更かしである。これも、勉強のためではない。テレビ、飲食、娯楽、積極レジャーで楽しんでる。

若者の睡眠時刻を比べ、日本の一六・一九歳はイギリスのどの年代よりも若者よりも夜更かしで、二月と比較しても、以下のコメントには変りはない。

イギリスでは、男性の方が女性より早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長い。これは、イギリスの女性は朝、日本の女性のほうが早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長いこととなる。

「イギリスと日本の違いは、男の有職者が平日に日本より仕事を休んでいて、日本より住宅率が日本より高い。仕事率が低く、若者の率が低く、若者の睡眠時刻が短い。ただ、土曜の夜はイギリスの方がやや夜更かしである。これも、勉強のためではない。テレビ、飲食、娯楽、積極レジャーで楽しんでる。

若者の睡眠時刻を比べ、日本の一六・一九歳はイギリスのどの年代よりも若者よりも夜更かしで、二月と比較しても、以下のコメントには変りはない。

イギリスでは、男性の方が女性より早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長い。これは、イギリスの女性は朝、日本の女性のほうが早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長いこととなる。

「イギリスと日本の違いは、男の有職者が平日に日本より仕事を休んでいて、日本より住宅率が日本より高い。仕事率が低く、若者の率が低く、若者の睡眠時刻が短い。ただ、土曜の夜はイギリスの方がやや夜更かしである。これも、勉強のためではない。テレビ、飲食、娯楽、積極レジャーで楽しんでる。

若者の睡眠時刻を比べ、日本の一六・一九歳はイギリスのどの年代よりも若者よりも夜更かしで、二月と比較しても、以下のコメントには変りはない。

イギリスでは、男性の方が女性より早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長い。これは、イギリスの女性は朝、日本の女性のほうが早起きで遅寝である。日本では女性の方が早く、イギリスでは女性の方が長いこととなる。

表5 日英の睡眠時刻・家事時刻の違い(平日、二次行動も含む)

日本は85年、20歳以上、火・木の平均
イギリスは83年、18歳以上、月・水の平均

家事	日本		イギリス	
	男	女	男	女
前 5:15	6	79	75	84
30分	62	50	65	74
30分	43	27	46	49
7	22	5	29	15
8	12	2	22	11
30分	5	2	18	6
9	4	1	11	3
後 9:15	12	8	3	12
10	33	29	12	49
11	66	66	47	83
前 0:15	87	91	79	83
1	92	96	91	91

出典: (イギリス) 文庫リスト⑩Vol.1

表7 ソ連の労働者の生活時間の変化 (1965年アスコフ市と1982年ケルチ市、週合計、1次行動)

	男		女	
	1965年	1982年	1965年	1982年
仕事(就業を含む)	43.24	43.18	39.54	37.06
仕事に関連する活動	9.48	10.00	8.24	8.48
通勤	4.54	6.24	4.12	5.00
家事	9.48	10.18	28.42	26.54
食事、後かたづけ	1.24	1.30	9.06	10.12
労働全体	63.00	63.06	77.00	72.08
生理的欲求	53.06	68.30	61.24	68.24
睡眠	53.54	54.24	53.12	54.54
余暇活動	34.18	31.06	21.00	21.42
テレビ	5.36	10.18	3.30	8.48
読書	7.42	4.54	4.12	2.30
映画など	2.06	1.18	2.06	0.54
移動(居住者関係)	5.36	4.54	5.36	4.54
その他	0	0.06	0	0.06
合計	168	168	168	168

表8 アルガリアの生活時間の変化 (カザンブルク市、18-65歳、週合計、1次行動)

	男性		女性	
	1965年	1982年	1965年	1982年
仕事	40.12	32.12	45.30	35.42
仕事以外の活動	4.54	5.36	5.36	6.18
通勤	4.54	3.30	5.36	4.12
家事	50.24	41.18	56.42	46.12
食事	4.12	4.12	3.30	5.36
掃除・雑用	4.12	3.30	2.48	4.12
洗濯	1.24	2.06	1.24	2.06
他の家事	2.06	3.30	2.06	2.48
読書・動物の世話	2.06	4.12	2.06	4.12
その他の世話	2.06	4.12	1.24	4.12
買い物・用事	2.06	2.08	2.06	2.06
小計(家事)	18.12	24.30	15.24	25.12
睡眠	51.36	57.24	54.36	56.42
身の回りの用事	6.18	4.12	6.18	4.12
食事	8.24	6.18	7.42	5.36
休養	5.36	3.30	4.54	2.06
小計(生活必需)	74.54	71.24	73.30	68.36
仕事以外の移動	4.54	5.36	4.12	4.54
読書	1.24	0.42	0.42	1.24
ラジオ	0.42	1.24	0.42	0.42
テレビ	2.06	0.42	2.06	0.42
活字	1.24	3.30	3.30	3.30
社交	1.24	3.30	1.24	3.30
会話	1.24	3.30	0.42	3.30
余暇	2.06	0.42	2.06	0.42
家庭的レジャー	0.42	0.00	0.42	0.00
他のレジャー	1.24	1.24	1.24	0.42
娯楽	2.48	2.06	2.48	0.42
小計(自由時間)	21.30	30.48	22.24	28.00
合計	168	168	168	168

(5) ソ連(表7)

社会主義国であり、世界の超大国であるソ連の生活時間を知り、他国と比較することと興味を持つ人は多いだろう。

ソ連アカデミーのP・パトリシエフが、この六五年から八二年の、一七年度の都市部の変化を分析している。ただし、勤労者についてのデータである。面白いのは、パトリシエフが七二年のデータをもとに増えている。増えているのは、パトリシエフが七二年のデータをもとに増えている。

比較する期間が、ソ連とほとんど同じなので、この二か国を比べて見るとまず、アルガリアの方が仕事の減り方が大きい。また、通勤時間が減ったのも、異なっている。家事に ついても、変化の方が逆である。なお、ハンガリーでも家事は増えているという、学会でのR・アンブーカの発言があった。

三 各国の国際比較の試み

イギリスのJ・ガリシニイが各国の動向を概括しており、その研究グループは、今、大きな動きとなりつつある。彼は、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ソルウェー、デンマーク、オランダの七か国と比較を行っている。

ねらいとすると、先進国のライフスタイル、時間変化の仕方を把握し、経済と生活のかかわりを考えて行こうとするものである。

彼は大変なエネルギーをかけて七か国のデータの行動分類を対応させ、集計している。そのうえ、変化を人口構成の変化と厳しく区別している。

ガリシニイによると、「見かけ

九〇年の生活時間の予測を行っていることである。これによると、男女とも仕事と家事の時間が減り、自由時間も減る。これによって、男は三〜四時間増えた。レジャーは五時間増え、読書が二〜三時間、映画が一時間減った。レジャー全体として、男性で三時間の減、女性で一時間の増となっている。

六五年から八二年までの変化(部 部)を見ると、女性の仕事時間が週三時間弱、家事が二時間減っており、通勤の増と差引して、総労働時間は四時間の減となっている。男性は仕事はほとんど変わらず、家事、通勤の増などで、総労働はわずかに増えている。

(6) アルガリア(表8)

調査は〇歳以上の住民を対象に一 年間行ったが、前回と比較のため一 〇月の一八〜六五歳について集計している。

これによると、勤め人(男女合計)の仕事時間は週間で一〇時間減り、通勤時間も一時間減となった。これは、休日が増えたためかもしれない。

しかし、家事時間は一〇時間増えている。どの家事も増えているが、特に子どもの世話と庭の手入れ、動物の世話が增えた。

睡眠は二時間増えた。しかし、食

家庭内の労働の再分配ということだけではなく、耐久消費財の利用も反映しているものと思われる。

なお、有給の仕事、家事を合せた総労働時間は男女同程度である。

睡眠、食事など生活必需行動の時間は少しだが増えている。「食事時間の国による差はヨーロッパの人々の通念を裏付けている。フランス人の食事は平均より長く、アメリカ人は平均より短い。」

また、どの国でも子供の世話がなり増えている。買物関係の移動はヨーロッパが北米のレベルに近いといっている。これは郊外へのスリーパー進出によるものである。

一般に男性の方が女性より余暇にかける時間が長い。自宅外の余暇は男女差がないが、消極的レジャー(テレビ、ラジオ、音楽鑑賞を含む)は男性の方が長い。やや意外なもので、二次行動までを含めたものでは、日本でもテレビの専念視聴時間(テレビ、ラジオ、音楽鑑賞を含む)は男性の方が長い。やや意外なもので、二次行動までを含めたものでは、日本でもテレビの専念視聴時間(テレビ、ラジオ、音楽鑑賞を含む)は男性の方が長い。

女性の方が男性より長い。

個別に見ると、イギリス人は子供と過ごす時間、積極的余暇の時間が

表9 欧米7か国の生活時間の変化(アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、25-45歳、週平均)

仕事物事	男女合計				男				女			
	60年代	70年代	80年代	90年代	60年代	70年代	80年代	90年代	60年代	70年代	80年代	90年代
仕事	44.13	44.10	3.59	6.41	2.11	2.21	2.23	2.23	2.11	2.21	2.23	2.23
通勤	2.45	2.08	1.49	2.24	4.40	3.35	2.50	2.50	4.40	3.35	2.50	2.50
家事	35	42	46	26	.42	51	56	56	.42	51	56	56
食事	1.24	1.23	1.16	1.18	1.07	1.25	1.19	1.19	1.07	1.25	1.19	1.19
読書	34	44	49	15	1.27	1.07	1.08	1.08	1.27	1.07	1.08	1.08
ラジオ	9.15	9.09	32	43	9.19	9.20	9.16	9.16	9.19	9.20	9.16	9.16
テレビ	1.52	2.24	2.16	1.55	1.49	2.08	2.14	2.14	1.49	2.08	2.14	2.14
映画	1.52	1.36	1.44	2.09	1.36	1.29	1.40	1.40	1.36	1.29	1.40	1.40
合計	1.12	1.26	1.50	1.12	1.12	1.29	1.58	1.58	1.12	1.29	1.58	1.58

- <韓国>
 ①韓国放送公社「1981年生活時間調査」
 「1983」
 「1985」
 <イギリス>
 ④BBC: Daily Life in the 1980s. Vol. 1-4.
 ⑤Jonathan Gershuny and G. Thomas: Changing Patterns of Time Use. UK 1961-1974/5. 1980
 ⑥J. Gershuny, Sally Jones: The Changing Work/Leisure Balance in Britain, 1961 to 1984. 1986
 ⑦J. Gershuny, and others: Time Budgets, Preliminary Analyses of a National Survey, 1986.
 ⑧J. Gershuny and others: Evaluation of the 1983's ESRC Time Budget Survey, 1985
 ⑨J. Gershuny and Sally Jones: Time Use in Seven Countries, 1961 to 1984. 1986
 <アメリカ>
 ⑩F. Thomas Juster: Time, Goods, and Well-Being, 1985
 <カナダ>
 ⑪Government of Canada: Explorations in Time Use. Vol. 1-4, 1983.
 <ソ連>
 ⑫Zachary Slavkov: Changes in the Time Budget of the Kazanlik Population over the Last 20 Years. 1986.
 <フィンランド>
 ⑬Iiris Niemi: Use of Finland, 1979.
 ⑭Central Statistical Office of Finland: The 1979 Time Use Study Method <ハンガリー>
 ⑮Rudolf Andorka and others: Use of Time in Finland and in Hungary, 1983.
 ⑯V. D. Patrashkev: Past and Future Changes in Soviet Workers' Time-Budget, 1986.

リカの社会学者との共同の調査が行われ、アメリカのジョージタウン市での調査と比較したとの情報もある(日刊AP)。アラバマ⑩、自宅外レジャー⑪、食事ではレストランに行くのは、食事ではな(7) (6) 文獻リスト⑫、
 文獻リスト⑬、
 文獻リスト⑭、
 文獻リスト⑮、
 日本は途中から調査方法が変更されているのに、そのまま比較したため、
 問違った記述がある。
 ⑩ P. Harvey and S. Gremo: Social Contact in Canada and Norway (Central Statistical Office of Finland: Time Use Studies Dimension and Applications, 1986)
 ⑪ ILOが発表した八五年の製造業従事者のデータによると、日本より韓国の方が週労働時間が長いことであるが、週平均労働時間は、日本四八時間三十分、韓国四三時間五十分である。
 こうした労働統計との差は、事業所

- ①9009 Television Audience 1985
 ①9009 Television Audience 1984
 ①9009 Canadian R.T. and Telecommunication Commissions: Television in Canada 1977
 ①9009 N.H.K.放送世論調査所「テレビ視聴の三〇年」P. III
 ①9009 Television Information Office: Trends in Attitudes Toward Television and Other Media
 ①9009 放送研究所「八四年一月一

ある。八四年のデータによると、CATVの加入率は非加入世帯より一日一時間程度テレビを長く見ている。加入率は約四〇%であるから三分を上乘せようである。しかし、同社の個人単位(八四年、CATVを除く)のデータではアメリカの四時間二分、日本四時間一分であり、CATVのデータを加えるとアメリカの方が長くなる。カナダでも、調査方法は未確認だが、七七年で三時間四分というデータもあり、一日中、一般向けの放送をしているアメリカ、カナダ、日本の三か国が同程度ではないかと思われ。ただし、仕事時間の長さを考えると、生活の中でテレビのタイムアウト日本が一番大きいことになる。これから生活するため、どの耐久消費財を選ぶかという質問に日本人はテレビを、アメリカ人は冷蔵庫を選ぶという結果は、このようにテレビのタイムアウトを反映しているようである。

増えテレビが減ったが、諸外国との比較では、依然、テレビのタイムアウトが大きいものと思われる。ただし、一次行動—テレビ視聴に専念している時間に限れば、イギリス、カナダの方が長いのは先に見たとおりである。なお、アメリカのテレビ視聴時間は、ニールセンやロウパールの調査から見ると、減ってははいない(口本のように、途中から調査対象者数を増やしているかもしれない)。

日本人の余暇は、テレビのタイムアウトが大きく、他のレジャー活動が少ない点が特徴である。

以上、日本人の生活時間の特徴を欧米諸国との対比によって概観し

た。調査方法、分類のしかたなどの違いを考慮して比較しているのので、直接数字を対比していないが大体の傾向を把握できたと思われる。今後、十分、確認して行きたい。仕事時間が長く、減らないこと、男性の家事が増えず、家事の男女差が大きいこと、睡眠時間が減少傾向にあること、女性の睡眠が短いこと、テレビ中心の余暇などに日本人の生活時間の特徴性が認められる。

仕事が増、睡眠の減など、生活全体の特質性の根幹は、男性の仕事時間の長さではないだろうか。「図説日本人の生活時間一九八五」

表12 イギリス人の余暇活動 (1984年、1次行動、週平均)

テレビ	25-60歳の男女動員時間分
テレビ	1.42
ラジオ	3
音楽	24
勉強	1
読書	3
会話	16
趣味	14
映画	6
散歩	12
動物園	0
映画	1
バーチャイコ	5
クラフ	5
バザ	13
レストラン	4
友人訪問	18
スポーツ	10
スポーツ見物	2
散歩	9
教会	2
市民の義務	3
旅行	24
エクスカーション	1

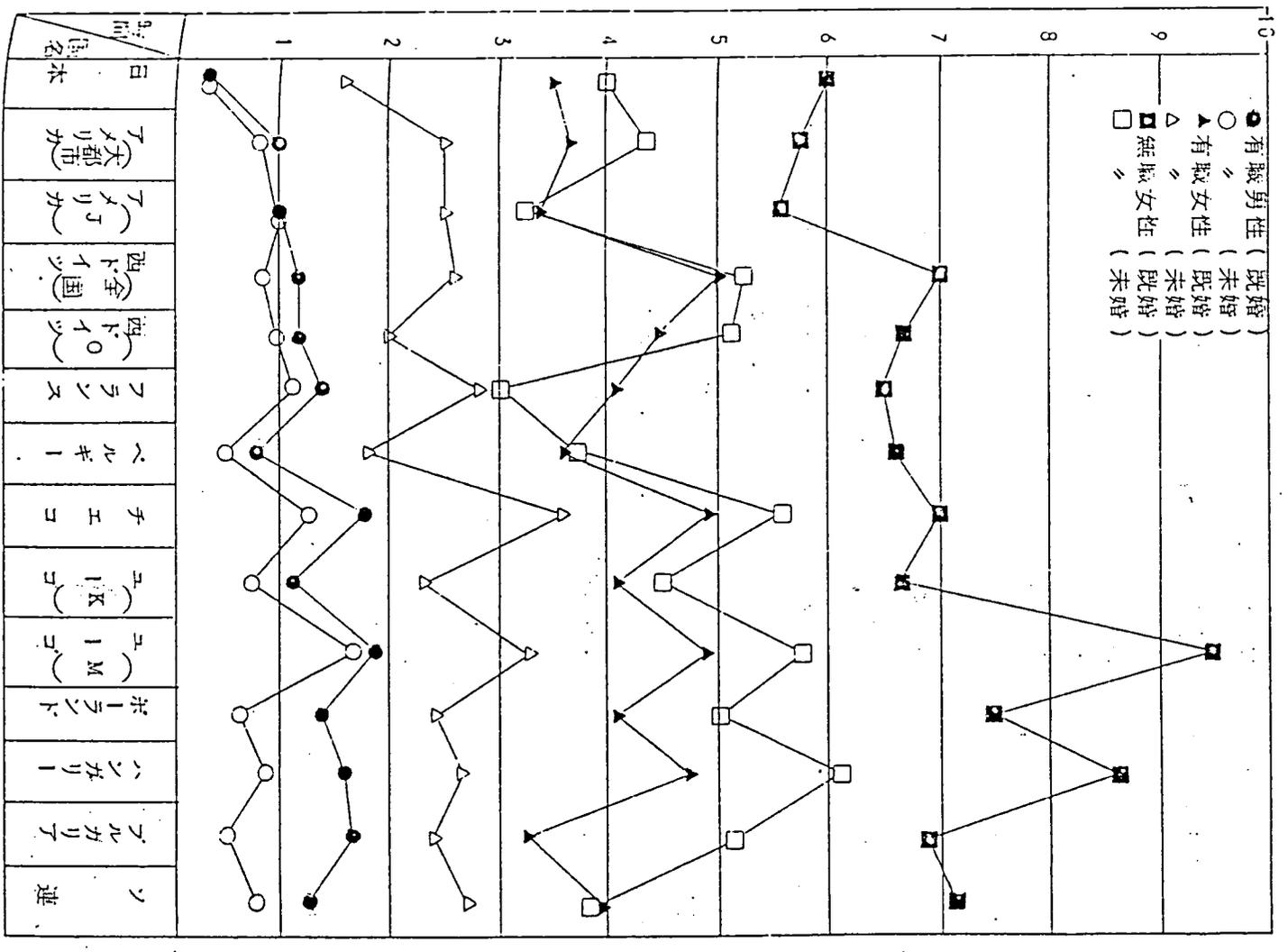
↑ N.H.K.方式に分類した場合。
 ●...交際...食...
 ▲...交際...食...
 出典:文獻リスト⑮

表13 日英の余暇比較 (週平均)

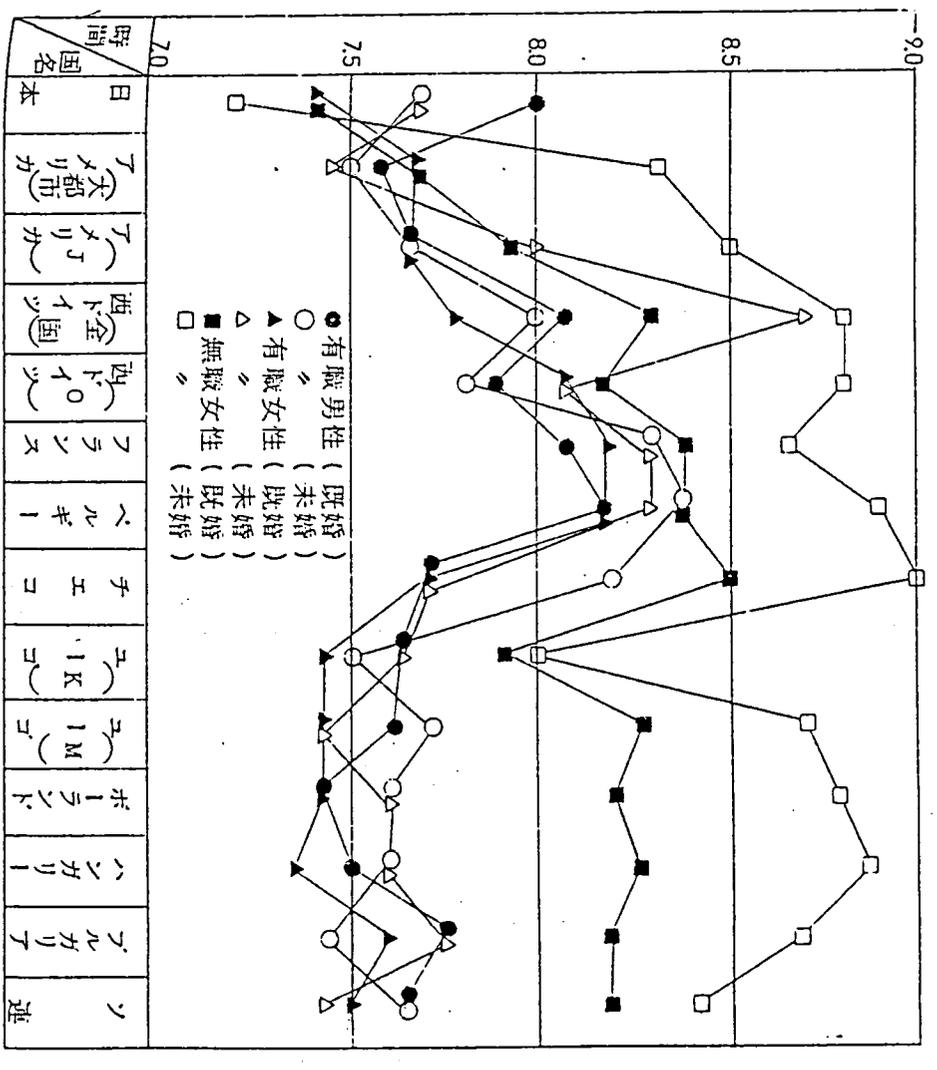
	日本 '85年 春2次行動		イギリス '81年 1次行動	
	男動員分	女動員分	男動員分	女動員分
レジャー活動	41	46	1.06	56
読書	37	31	30	35
新聞雑誌	46	26	21	20
ラジョ (週念)	30	23	—	3
テレビ (週念)	2.27	2	—	—
テレビ (週念)	1.35	1.15	2.09	1.42

イギリスについては、表12よりN.H.K.方式に換算したものの、日本は10代、61才以上を含まない。

各国の家事時間 (単位：時間)



睡眠時間 (一次行動の平均時間) (単位：時間)

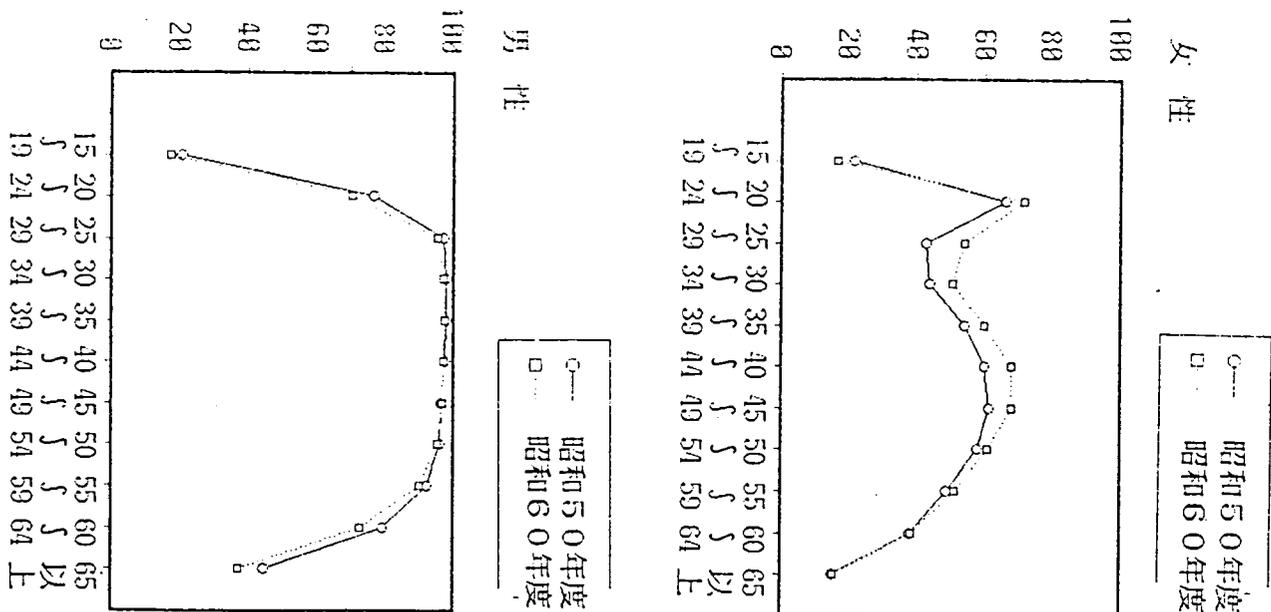


2 女性のライフコースと生活空間の変容

年齢階級別労働力率

勤労者世帯の年平均1か月間の収入

年次	内訳	実収入	世帯主の収入		妻の収入		その他の収入	
			額(円)	(%)	額(円)	(%)	額(円)	(%)
昭和45年平均		112,949	94,632	83.8	5,049	4.5	13,268	11.7
46		124,562	104,589	84.0	6,133	4.9	13,840	11.1
47		138,580	117,330	84.7	7,070	5.1	14,180	10.2
48		165,860	139,233	83.9	9,394	5.7	17,233	10.4
49		205,792	173,558	84.3	12,304	6.0	19,930	9.7
50		236,152	198,316	84.0	15,294	6.5	22,542	9.5
51		258,237	218,253	84.5	15,951	6.2	24,033	9.3
52		286,039	238,714	83.5	19,304	6.7	28,021	9.8
53		304,562	254,671	83.6	21,443	7.0	28,448	9.3
54		326,013	274,142	84.1	21,531	6.6	30,340	9.3
55		349,686	293,362	83.9	24,397	7.0	31,927	9.1
56		367,111	307,533	83.8	26,207	7.1	33,371	9.1
57		393,014	327,120	83.2	29,747	7.6	36,147	9.2
58		405,517	337,395	83.2	31,960	7.9	36,162	8.9
59		424,025	351,413	82.9	34,698	8.2	37,914	8.9
60		444,846	367,036	82.5	35,677	8.0	42,133	9.5
61		452,942	373,267	82.4	37,393	8.3	42,282	9.3



女性をとりまく社会環境：4つの生活空間における今後の変化

家庭

家族構成の多様化

- ・離婚率の上昇による母子家庭・父子家庭の増加
- ・単身世帯の増加
- ・シングルマザーの増加
- ・単身赴任家庭の増加
- ・多世代同居世帯の出現

コミュニケーションによる家庭管理進歩

- ・H/Aの普及・ソフト需要の拡大
- ・ホームセキエリテイシステムの普及
- ・医療・情報システムの開発
- ・ホームバンキングシステムの開発

家事代行サービスの普及

- ・住宅管理会社によるホームケアサービス
- ・ハウスクリーニングの外部化
- ・育児・老人ケアの外部化
- ・食材料料の宅配サービスメニューの多様化
- ・「便利屋」

少産傾向

- ・子供を生まない夫婦の増加
- ・長男長女時代

高齢者世帯の増加

- ・老夫婦のみの世帯の増加
- ・高齢者のひとり暮らしの増加
- ・女性にかかる老親介護の負担が増大

新しい家族関係の模索

- ・未婚同伴の割合増大
- ・夫の家事・育児への参加
- ・血縁以外の共同生活
- ・国際結婚の増加

家計構成の変化

- ・余暇時間への出費の増大
- ・家計支出の中の交際費・通信交通費・娯楽費の増大
- ・娯楽・社会保障費の負担増大
- ・可処分所得の比率低下
- ・主婦の金融商品への関心高まる

外部化の進む食生活

- ・外食産業の成熟化と外食の日常化
- ・デリカテッセンの充実
- ・フーズストアードの高級化
- ・自然食・健康食品への需要

家事のホビー化

- ・「手作り」の見直し
- ・Do It Yourselfの普及

住環境の見直し

- ・住宅の住替えニーズ上昇
- ・マンションの老朽化問題深刻化
- ・ソフティエナルキーの導入
- ・アパレルの重視
- ・エクス테리어への関心増大
- ・街の美観・景観への配慮意識が高まる

地域に根ざす字はれ教育の広がり

- ・ニューメディア利用を含む教育産業の多様化
- ・開放的な集団での子育てサークル
- ・体カづくり・生活体験のための塾の増加
- ・保育産業の多様化

地域での高齢者ケアの必要性急増

- ・高齢者福祉施設の利用増大
- ・在宅福祉サービスへの要請高まる
- ・公共および民間の有料ホームヘルプ制度の普及
- ・福祉医療機器の開発とレンタル
- ・家具・自治体・民間サービスと住民が一体となった地域福祉システムへ

コミュニケーション活動への期待が高まる

- ・持家による地域定年荘の上昇
- ・高齢化により、地域で過ごす自由時間が増大
- ・高齢者の社会参加志向、学習志向高まる
- ・共通の趣味や生きがいを媒介とした、多様な地域サークル活動の展開

職場

女性の進出進出

- ・女性の高学歴化と雇用機会の高まり
- ・女子社員能力開発への需要高まる
- ・女性の職種多様化
- ・女性を賢力としたソフト産業
- ・ニュービジネスが台頭する
- ・女子社員の再雇用制度が広がる
- ・主婦の再就職が一括化する
- ・男女雇用平等法

労働時間の短縮

- ・週休2日制の定着
- ・残業制度の見直し
- ・育児休業制度の普及
- ・介護休業のニーズ高まる

労働市場の高齢化

- ・労働力の中高年齢化
- ・定年の延長
- ・高齢者の雇用開発

日付的雇用制度の変化

- ・能力別、個人志向別雇用制度への移行
- ・求人情報網の拡充
- ・企業への格差意識が薄れる
- ・年功序列意識の見直し
- ・構造的労働市場の再生

エレトロニクス化

- ・OA機器の導入
- ・ロボットの導入
- ・技術革新に対応する専門的職業教育の強化
- ・OALによる新しい職業開発の問題化

自由時間を生活の充実にむけて積極的に活用し出す

- ・パブリック・セミパブリックなスペースの見直し
- ・夜間外出機会の高まり
- ・地域・血縁をこえた仲間づきあいの定着
- ・「知識」のネットワーク化

余暇・健康産業の隆盛

- ・教育・余暇・文化の産業化いっそう進む
- ・夜間サークルのスポーツ・文化施設が増加
- ・自治体・企業のスポーツ・文化イベントの拡充
- ・健康への関心ますます高まる
- ・様々な健康法の広がり

進める自然志向

- ・自然環境の保護・再生を求る運動高まる
- ・自然・緑に親しむアウトドアライフの充実

生涯教育への関心増大

- ・資格・教養へのニーズ増大
- ・個性に合った教育が志向される
- ・ニューメディア利用の学習システム
- ・放送大学の増設と充実
- ・高齢者向けの教育産業

レジャーの国際化・多様化

- ・長期滞在型レジャーの増大

レジャーの国際化・多様化

- ・長期滞在型レジャーの増大

レジャーの国際化・多様化

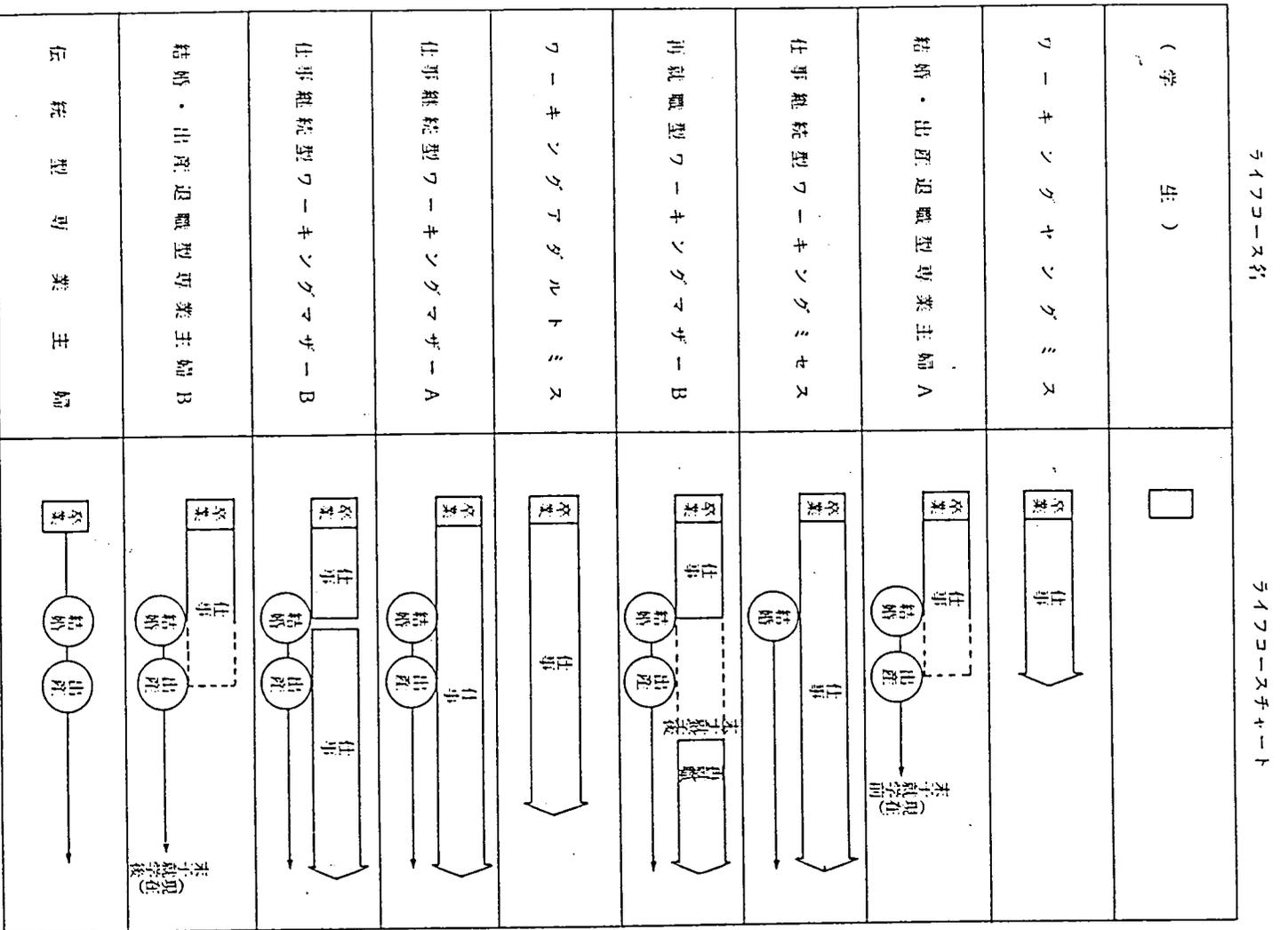
- ・長期滞在型レジャーの増大

レジャーの国際化・多様化

- ・長期滞在型レジャーの増大

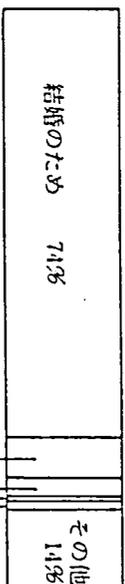
近隣地域

第四空間



A子 20才 1964年生まれ 学 生	母(41才) 	家庭 近隣地域	職場 第1空間
B子 23才 1961年生まれ ワンプロ・テレビタレント	父(49才) 母(47才) 弟(20才) 	家庭 近隣地域	職場 第1空間
C子 32才 1952年生まれ 専業主婦	夫(33才) 長女(4才) 次女(1才) 幼相續 	家庭 近隣地域	職場 第4空間
D子 34才 1950年生まれ 会社員・秘書	夫(37才) 長男(10才) 	家庭 近隣地域	職場 第4空間
E子 36才 1948年生まれ スーパーのアルバイト	夫(41才) 	家庭 近隣地域	職場 第4空間
F子 38才 1946年生まれ		家庭 近隣地域	職場 第4空間
G子 41才 1943年生まれ 地方公務員	姑(71才) 夫(49才) 長女(20才) 長男(13才) 	家庭 近隣地域	職場 第1空間
H子 45才 1939年生まれ 家業従事(米屋)	夫(56才) 長男(20才) 長女(24才) 長女(30才) 次女(25才) 三女(22才) 	家庭 近隣地域	職場 第4空間
I子 52才 1932年生まれ 専業主婦	夫(55才) 長女(30才) 次女(25才) 三女(22才) 	家庭 近隣地域	職場 第4空間
J子 54才 1930年生まれ 専業主婦	夫(55才) 長女(30才) 次女(25才) 三女(22才) 	家庭 近隣地域	職場 第4空間

職業経験のある女性の職業をやめた理由



経済的に楽になった1.9%

年をとった1.9%

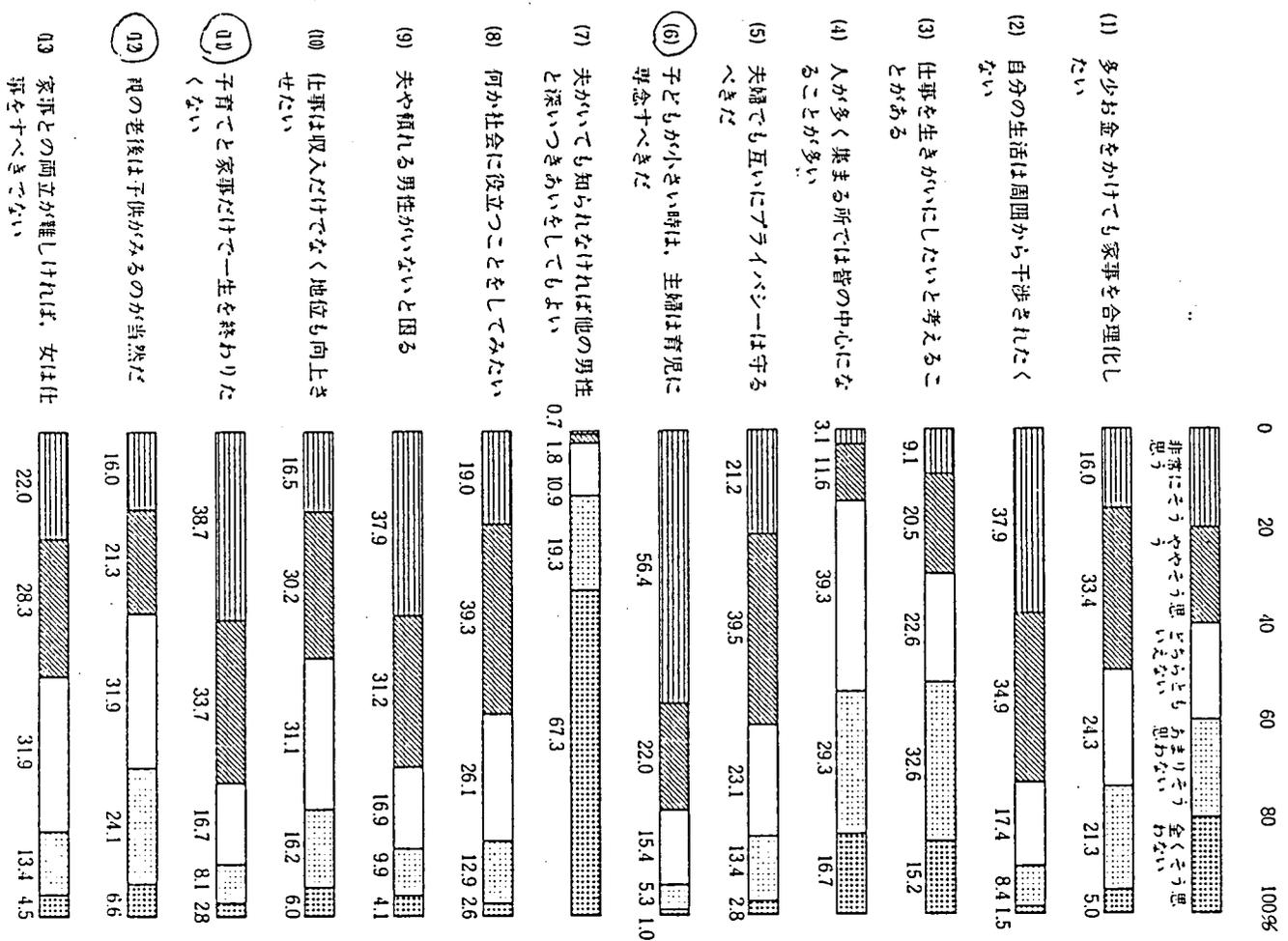
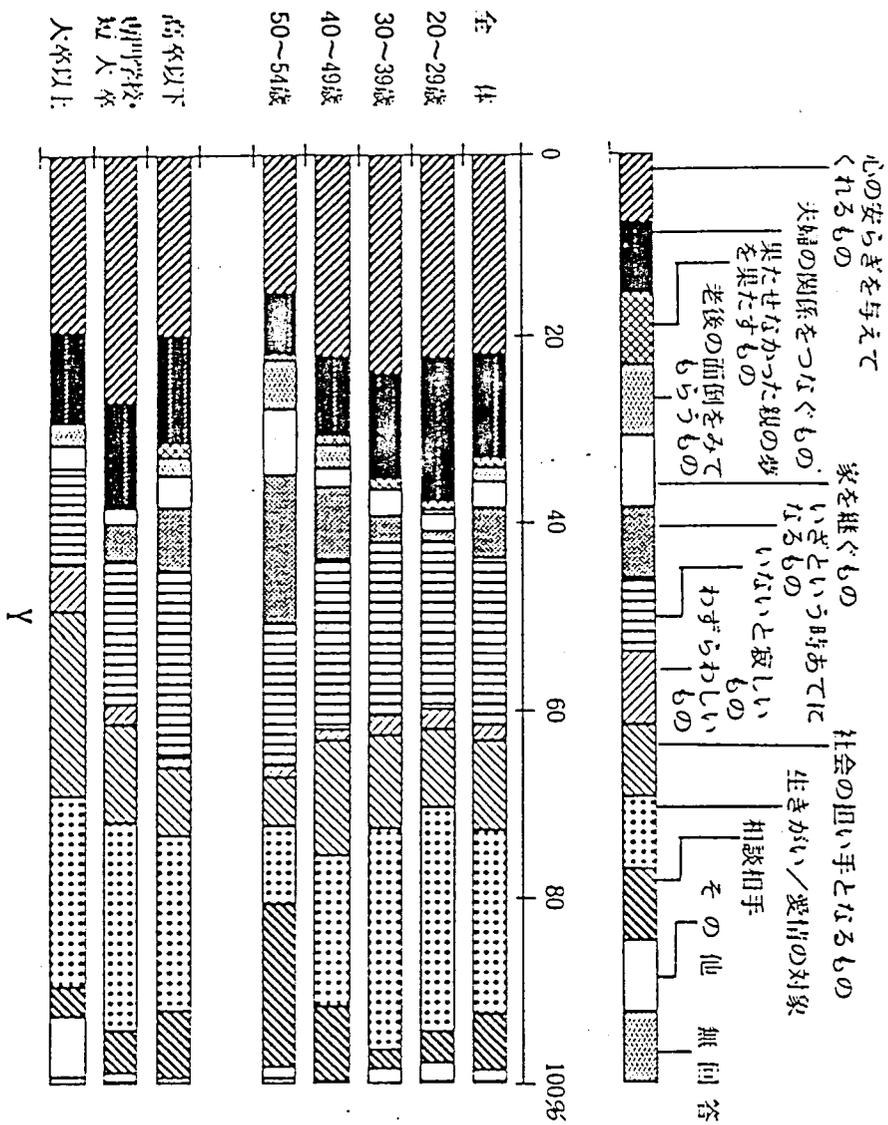
病気になる3.9%

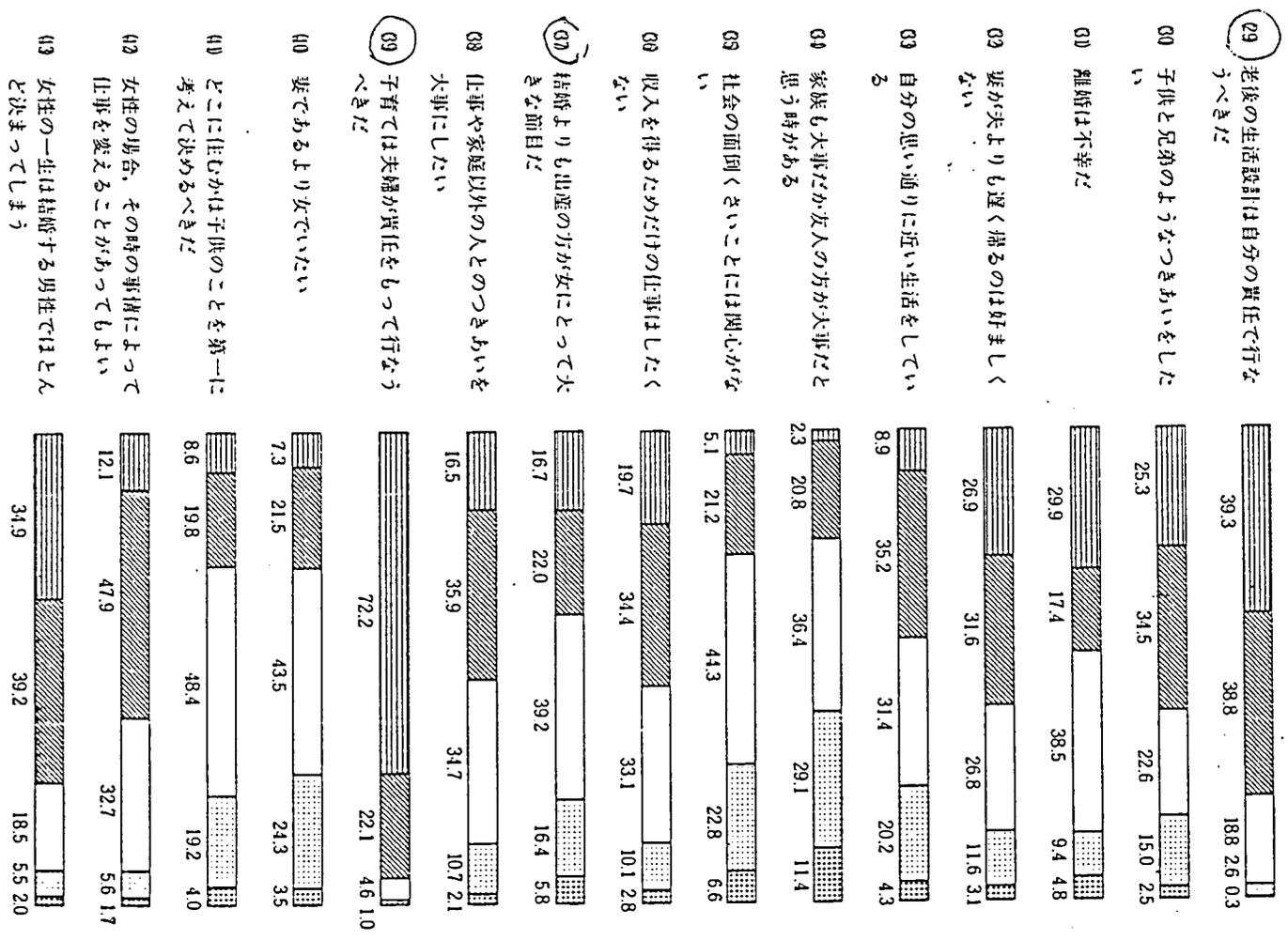
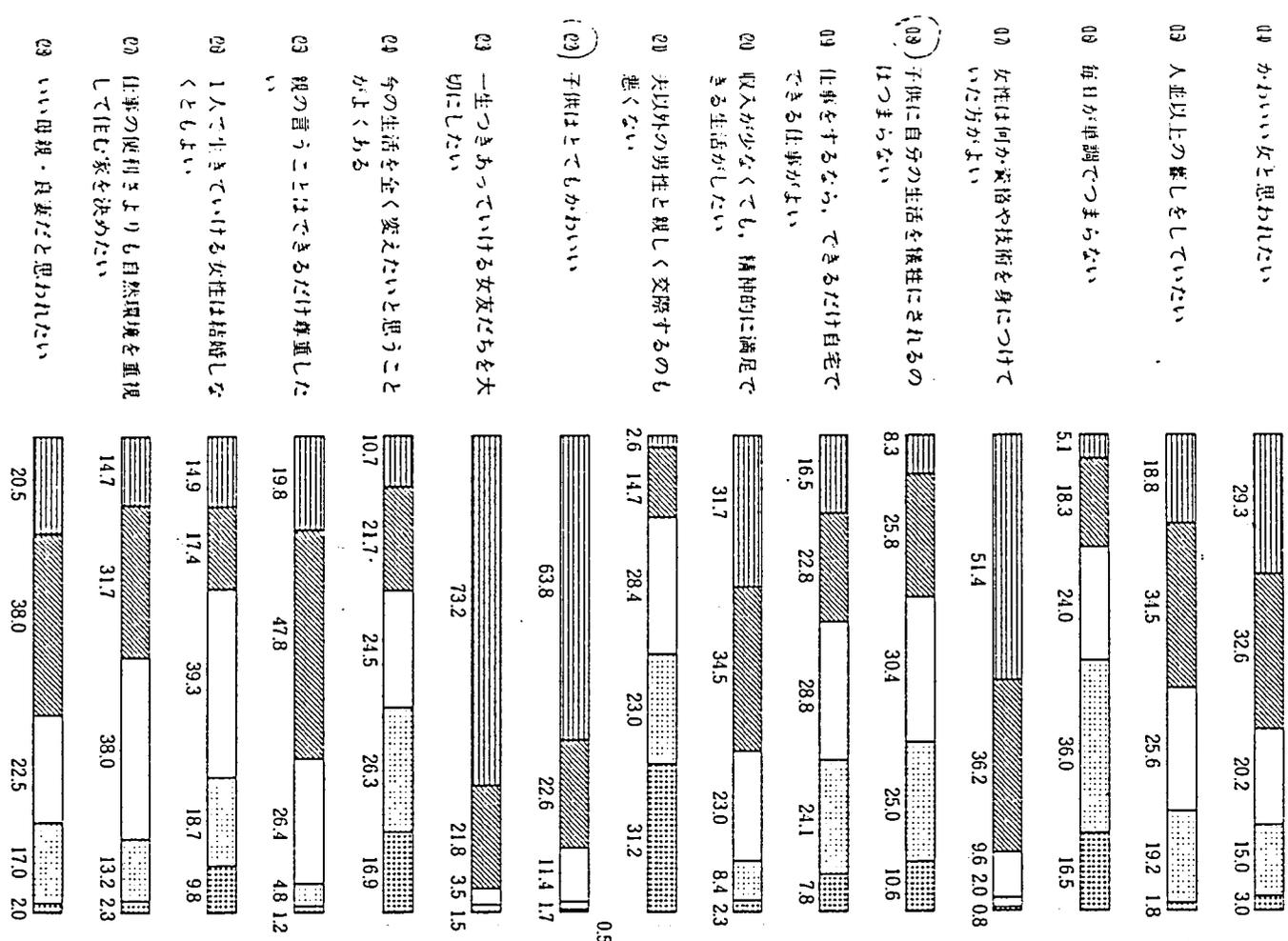
子供ができたから7.9%

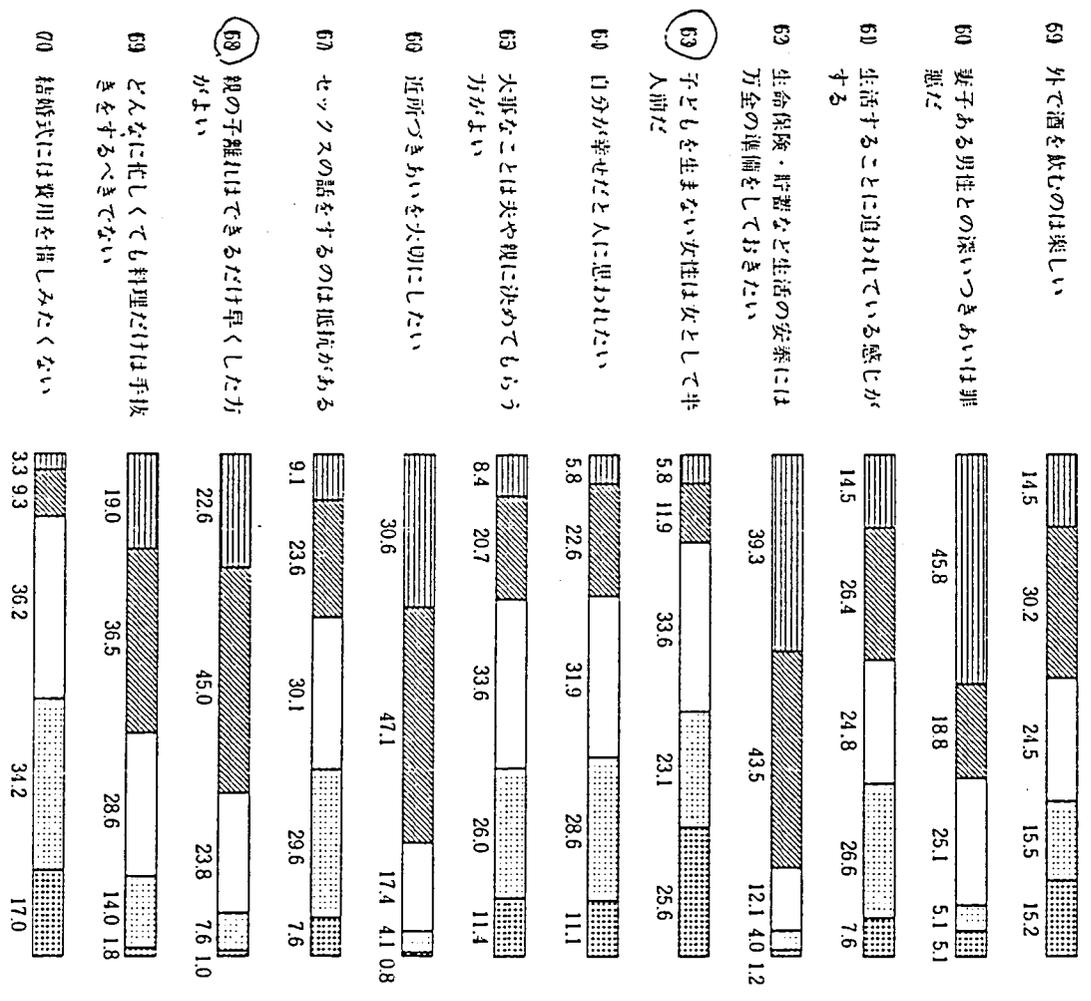
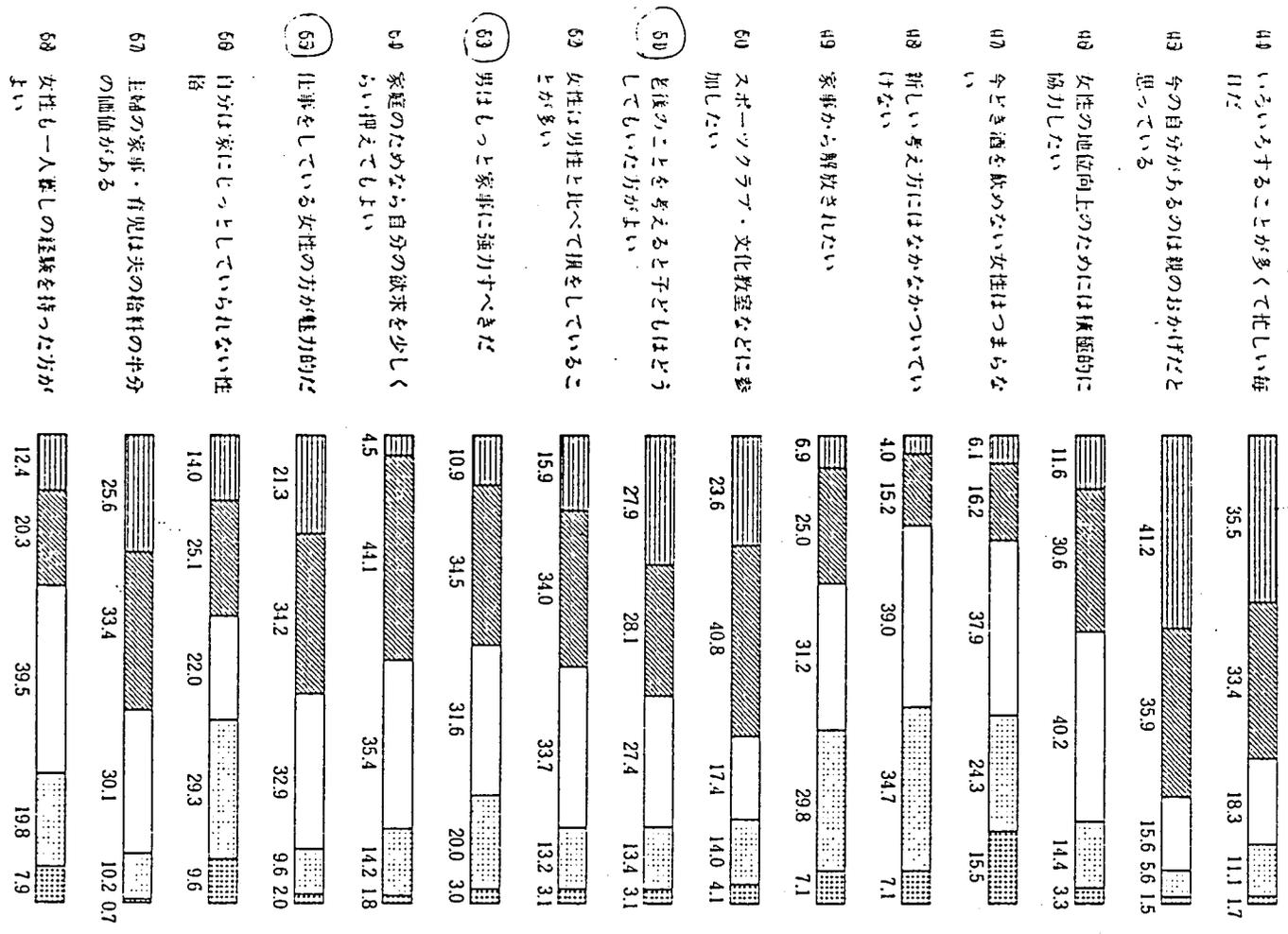
3 超高齢社会の「子供」の存在

——子供に対する期待の変化——

図97 70の質問にみる女性のくらしや意識







資料 6

2000年の日本の家庭像

1100年の日本の家庭像

お茶の水女子大学助教授

袖井 孝子

二世紀の家庭では、個人主義意識や自己実現欲求の高まりとともに、お互いに葛圖的に努力を払って、家族の統合を維持していかなければならぬだろう。

一、変化をどうとらえるか

来図を揃く方法はいくつもある。おそろくも楽しみのは、思いきり空想の翼をひろげ、SF的な未来を思い描くことだろう。こうした作業は、現在からはるか遠く離れた未来についてならば、そして未来に對して明るい展望が持てる時代であれば、試みる価値があるかもしれない。

しかし、わずかに二、三年先の近未来、しかも人口の高齢化、経済の低成長、國家財源の不足といった、どちらかといえは重苦しい未来しか思いつかびそうもない今日、SF的な来図を揃くのはあまり適切ではない。ここでは、SF的方法にくらべ、さして面白くないが、それなりに堅実な方法である過去の趨勢の延長と意識調査の結果を手かりに、二〇〇〇年の日本の家庭像を描くことにする。

過去四半世紀にわたる家族や家庭

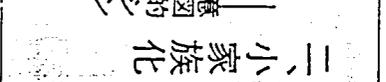
の変化を眺つけると、高度経済成長の急進を眺つけると、高度経済成長期以降のけしきい変動の波に洗われ、形態面でも機能面でも大幅な変化を遂げたことは明らかである。こうした激しい変貌ぶりをそのまま未来に向ける延長すれば、二〇〇〇年にはかなりの変化が予想される。しかし、一九六〇年代のような華々しい技術革新や経済成長は期待できない。堅実な方法である過去の趨勢の延長というが大方向の予想であるから、変化の幅を縮めたほうがよさそうである。なお、変化の幅や方向は、景気変動や國の政策いかによって変わらう

るものであることを、あらかじめ断つておきたい。

二、小家族化

有識者を対象に経済企画庁国民生活局が一九八二年に実施した「二〇〇〇年後の国民生活の予調査」によると、世帯規模の小型化、核家族化は「一定水準に落ち着く」が七割弱を占め、落ち着く先は加重平均で三・

——意圖的シシ
——シシの増加



と、さらに出生児数が減少するといふことも考えられる。

老人と子との同居率についてみると、九六〇年以前には九割近くを占めていたが、一〇年ごとにほぼ一割のスピードで低下し、世帯モデル研究の推計によると、二〇〇〇年には五割程度になるものと予想されている。

ひとり暮らしについてはどうか、定期的にそれらがちであり、経済企画庁「国民生活指標」(一九八六年)においても独居老人の増加がメインタラ指標に数えあげられている。しかし、年金の成熟化、企業年金の普及、貯蓄の伸びなどにより老人の経済状況は年々改善され、「昭和六〇年度国民選好度調査」によると、子供が経済的援助を受けている者は二割足らず、その大部分が小遣い程度であった。

さらに最近では、若者老人ともラ

イオシの尊重や独自のライフスタイルの追求に熱心であり、意圖的シシの生活を選好する者が少なくない。二〇〇〇年までに、若者や老人の経済状態の急激な悪化が生じないかぎり、意圖的シシは増加するとみてよいだろう。

流に對する適応力の高い若年労働者が大量に農村から都市へと流入した。その背後に「農業切捨て、工業優先」の國の政策があったことは言うまでもない。都市に流入した若者たちはそこで結婚して家庭を築く。その結果、都市には若者の核家族が、農村から出ていってしまった農村には老人の核家族が増加することになる。出生児数の減少と核家族化の進行に一定の歯止めがかかったとすれば、小家族化の原因は単独世帯の増加に帰せられる。単独世帯は、核家族化の進行が止つた七五年以降も増え続ける。世帯モデル研究会によると二〇〇〇年には二七・三%に達するものと推計されている。

単独世帯の増加は、若年層と老年層において顕著であり、若年層では結婚年齢の上昇が、老年層では子供の同肩率の低下が単独世帯を増加させている。二五・二九歳の未婚率をみると、男性では、一九六五年の四五・六%から八五年の六〇・四%へと増加し、女性では同じ期間に一・八%から三〇・六%へと増加している。「國勢調査」(成米諸國と違い日本では生涯独身を貫く人は少数派であるから、いずれこれらの人びとは結婚するであろう。しかし、

人であったが、八二年の「第八次調査」では二・三三人にまで低下してきている。毎日新聞社が一九五〇年以來、ほぼ一年おきに実施している「全國家族計画調査」によると、七三年調査までは「現実は二人だが理想子供数は三人」がつねに多数を占めてきた。しかし、七五年以降は、「現実理想とも子供は二人」がトップを占めるに至り、以後その比率を増してきている。

同調査によると、「子供はほしくない」と答える女性はいつの時点でも一・二%にとどまっているので、今後とも平均二人で推移していくのではなからうか。

つぎに普通世帯に占める核家族世帯の比率をみると、一九二〇年には五四%であったが、五五年には六〇・九%を占め、七五年には六三・九%に達する。しかし、以後は停滞な移動が緩和されたからである。

技術革新や産業の高度化を中心とした高度経済成長期には、新しい状

五人一人となっている。

ところで現実には、世帯規模はどのように変わってきたのだろうか。昔の世帯の平均世帯員数は、一九二〇年の第一回國勢調査以降、五五年までの五人前後で安定してきたが、六〇年には四・五四人、七〇年には三・六九人、八〇年には三・三二人、八五年には三・二三人と着実に減少を続けている。そして、世帯モデル研究会の推計によると、二〇〇〇年には三・〇三人になるものと予測されている(「ライフ・プラン」六、寿命学研究会、一九八六年)。

言いかえれば、八一年の調査時点で、現実はずでに有識者の予想を下回っている(「ライフ・プラン」六、寿命学研究会、一九八六年)。

小家族化は今なお続いているのである。小家族化の原因としては、出生児数の減少、核家族世帯の増加、単独世帯の増加があげられる。出生児数の減少については、一九四〇年の「第一次出生力調査」では一人の女性が生む平均出生児数は五・〇四

三、共働きの増加

進まぬ性の役割の流動化

かつてわが国の女子雇用者の特徴は、若年未婚短期雇用型であったが、高度経済成長期以降は中高年既婚型に変わってきている。中高年有配偶女性を労働市場に引き出した需要側の要因としては、一九六〇年代半ば以降に急速な伸びが半を示した販売、流通、サービス業において、女子のパートタイム労働者への需要が増加したことがあげられる。供給側の要因としては、寿命の伸長と出生見込数の減少により、子育て後の期間が大に幅に伸びたため、母親以外の役割を求めようになったこと。家庭電化製品の普及やサービス経済化の進展により家事に割く時間とエネルギーが減少したこと、高学歴化に伴い就業意欲が高まったこと、高度経済成長期を経て上昇した欲求水準を満たすために、夫の収入だけでは不十分であること、住宅費や教育費の高騰が妻の就業を促進したことなどがあげられる。

四、家族機能の外部化

弱まる養育・扶養機能

産業化の進展は、それまで家庭内で遂行されてきた機能のいくつかを家庭外の専門機関に譲り渡し、家庭は生産の場から消費の場へと変化する。わが国において家族機能の外部化が本格的に進むのは一九七〇年代以降とみてよいだろう。戦後生まれの世代が主婦層に加わることにより、かつて主婦の美德とされた勤儉節約、何でも手づくりという習慣はしだいに影をひそめていく。

さらに主婦の家庭外就業は、家事に割く時間とエネルギーを減少させ、働いて得た賃金が家事サービスを購入の可能なにする。既製服や既製・半既製食品の普及および外食機会が急速に増し、それらが成長産業となつたことはよく知られている。しかし、他方では多分に趣味的に手のかかる料理やおやつ作りが行われていることも事実である。おそらく将来は、日常的には衣生活や食生活の外部依存が一層進むが、趣味ないし楽しみ

として手づくりの味を楽しむ人が増え、この分野への男性の参加もありうるだろう。

衣服や食品のようなモノを対象としたサービスの外部化は家庭にとつてそれ程大きなインパクトを与えてではない。だが、育児や老親の介護といったヒトを対象としたサービスの外部化は、家族という集団の存在要件にかかわるだけに、今日多くの人に危機感を抱かせている。無力的な赤ん坊を保護し一人前の大人に育て上げるために、一組の男女がかりな長い期間にわたって固定的な関係を結ぶようになつたのが家族の始まりであるといわれている。また、病人や老人のような集団にとって役に立たなくなつた存在を、集団のなかにかえこんでいくというも他の動物にはみられない現象といわれてきた。しかし、小家族化や主婦の労働市場への進出は、子供・病人・老人といつたいゆる弱者を家庭内の

能の弱体化に対しては、外部化に向けることになる。養育機能や扶養機能が特別異議老人ホームにまかされる。子供の社会化は保育園や幼稚園にする。病人の世話も病院に、老人の介護は特別異議老人ホームにまかされることになる。養育機能や扶養機能が弱体化しては、外部化に向

五、家族は

どうなるのか

か。因産婦人の十年以降、性別役割分業の概念や性別役割の流動化の推進が叫ばれているにもかかわらず、その歩みは遅々としており、二〇〇〇年の家庭においても性別役割の流動化の実現はかなりむずかしそうだ。わが国において、男性の家事参加が少ない理由として、男女とも性別分業意識が強いこと、男性の労働時間が長いこと、専業主婦に有利な政策が採られていることがあげられる。「男は仕事、女は家庭」という考え方には、さすが近年女性で一方については、さすが近年女性で女性の労働力供給は増大し続け、北半層の労働力供給は減少するが、北半層の労働力供給に占める女性の比率は、一九八〇年には三六・四％であつたものが二〇〇〇年には三八・四％になるものと予測されている。既婚女性の労働市場への進出が先進資本主義国と肩を並べるまでになり、今後もその増加が見込まれていくにもかかわらず、あい変わらずわが国では妻への家事集中度が高い。どの調査をみても、炊事、洗濯、掃除は、九割ないしそれ以上が妻の掌中であり、妻が家庭外で雇われて働いているか否かによる差はほとんどない（総務府婦人対策室「婦人問題に関する国際比較調査」一九八二年は

近年、家族の統合維持がむずかしくなり、家庭崩壊の危機が叫ばれるようになつたのは、人間の持つ欲求の多くが家庭外でも満たされるようになったこと、家族員の生活領域が多様化し、ともに過す時間が少なくなつたこと、家族員の価値観の異なること、家族員の価値観の異なることである。

六、家族は

どうなるのか

か。因産婦人の十年以降、性別役割分業の概念や性別役割の流動化の推進が叫ばれているにもかかわらず、その歩みは遅々としており、二〇〇〇年の家庭においても性別役割の流動化の実現はかなりむずかしそうだ。わが国において、男性の家事参加が少ない理由として、男女とも性別分業意識が強いこと、男性の労働時間が長いこと、専業主婦に有利な政策が採られていることがあげられる。「男は仕事、女は家庭」という考え方には、さすが近年女性で一方については、さすが近年女性で女性の労働力供給は増大し続け、北半層の労働力供給は減少するが、北半層の労働力供給に占める女性の比率は、一九八〇年には三六・四％であつたものが二〇〇〇年には三八・四％になるものと予測されている。既婚女性の労働市場への進出が先進資本主義国と肩を並べるまでになり、今後もその増加が見込まれていくにもかかわらず、あい変わらずわが国では妻への家事集中度が高い。どの調査をみても、炊事、洗濯、掃除は、九割ないしそれ以上が妻の掌中であり、妻が家庭外で雇われて働いているか否かによる差はほとんどない（総務府婦人対策室「婦人問題に関する国際比較調査」一九八二年は

今日の欧米の家庭にみられるように、いちいち自分の意思や行動を説明しなくてはならないだろう。意図的的努力を払って、統合を維持しなければならぬのが二一世紀の家庭といえるだろう。

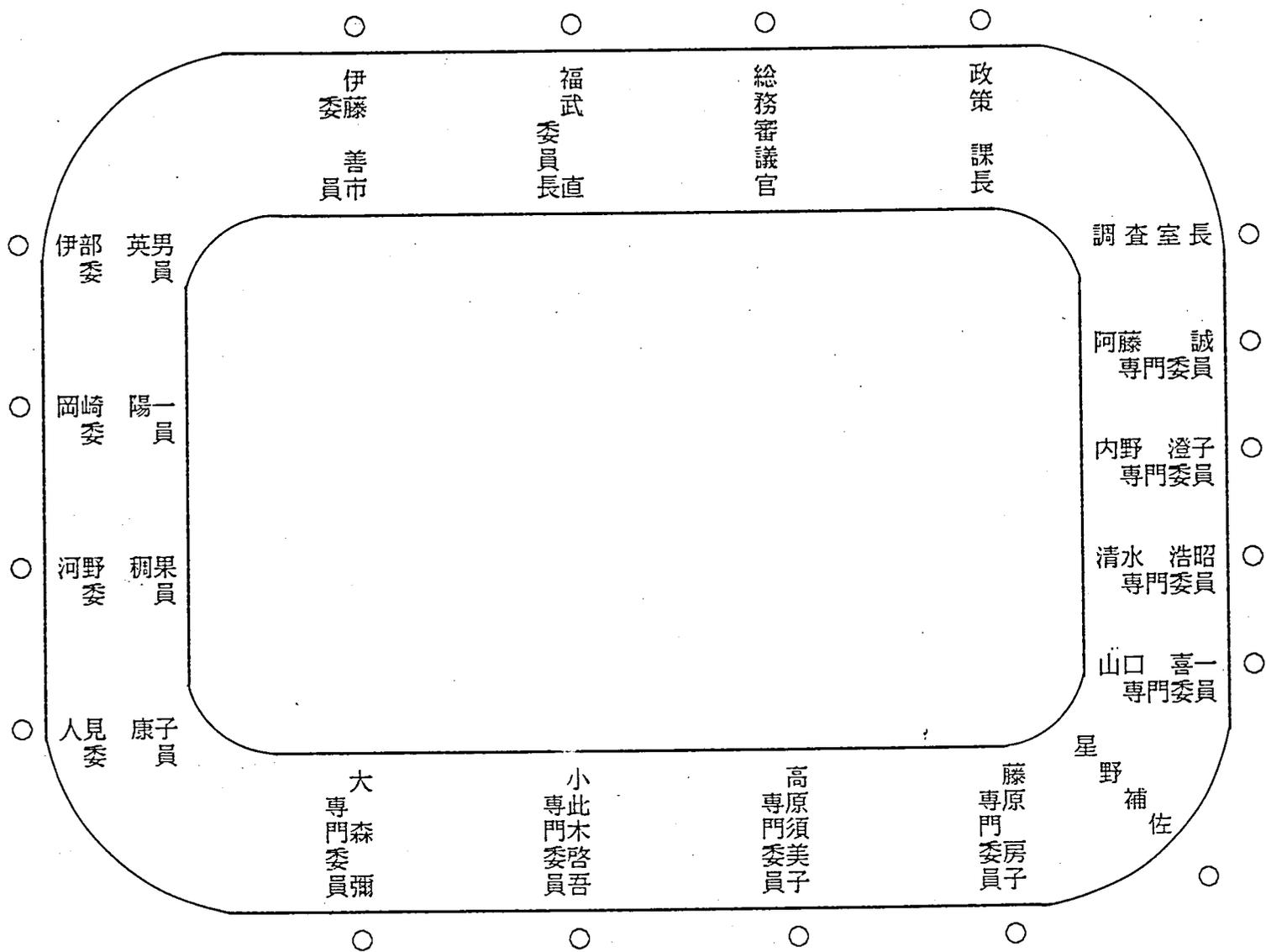
(そでい たかこ)

第3回会合座席表

昭和62年9月17日(木)
10:30~12:30
厚生省特別第一会議室

事務局

事務局



受付

第2回「人口と家族に関する特別委員会」

議事要旨

日 時 昭和62年6月2日(火) 午後 2時00分 ~ 4時00分

場 所 厚生省特別第一会議室

出席者

伊 部 英 男	委 員
岡 崎 陽 一	委 員
河 野 稠 果	委 員
人 見 康 子	委 員
福 武 直	委 員
大 森 彌	専門委員
小此木 啓 吾	専門委員
高 原 須美子	専門委員
藤 原 房 子	専門委員
阿 藤 誠	専門委員
内 野 澄 子	専門委員
清 水 浩 昭	専門委員
山 口 喜 一	専門委員

議事概要

1. 開 会
2. 前回欠席者の紹介（高原須美子専門委員）
3. 事務局（畑補佐）より「世界人口白書」についての説明
4. 報告「民法における私的扶養及び相続について」（人見委員）
5. 報告「欧米諸国における家族構造の変遷」（河野委員）
6. 報告「我が国夫婦出生力の動向」（阿藤専門委員）
7. 報告「家族形態の地域的多様性について」（清水専門委員）
8. 質疑応答

大森専門委員 家裁のデータで、日本の家裁に起こってくる調停や審判の比率が他の国と比べるとどうかということは、ある程度分かっているのでしょうか。

人見委員 日本全体では、例えば相続の遺産紛争については年間の成年の死亡数に対し遺産分割が起こるのは先程説明した件数ですから、非常に少ないのではないかと思います。それから離婚の場合ですが、これも離婚件数が分かっていますので、その件数と家裁の事件件数をかみ合わせると例年統計で約1割です。

大森専門委員 全体としては少ないのですね。

人見委員 家裁の全件数は審判事件が30万件、調停事件が60年で8万5000件ということですから日本の全人口から比べるとそれほど問題が多いと言う訳ではありません。

大森専門委員 国際比較のようなことは出来るのですか。

人見委員 離婚などは国際比較が出来ます。それから、扶養の事件も子供の扶養の事件などは、離婚件数と関連しましてかなり国際比較が出来るようになっていますが、相続は国の仕組みによって違いますので、簡単にはいか

ないかと思います。

大森専門委員

市町村に行くと、市町村の市民相談で結構家庭内紛争は処理されているように見受けませんが、これは民事事件を家裁に持ち出す前に、まず出来るだけ身近かな世間の間で解決し、それでだめなら今度は出来るだけ身近かな市町村に行って解決をする。ですから、最終的に裁判所に上がってくる件数は、その前にあるさまざまな調整のメカニズムを経て非常にこじれてしまった事件が凝縮して出て来るのだと思いますが、家庭内のこの種の紛争を解決する社会のメカニズムが裁判所に上がってくる前に幾つかあるということは、家族の機能とつなげて考えてみてどのように理解すればいいのでしょうか。

人見委員

そうですね。それから、家裁の利用率についても地域性というのが非常にありまして、例えば、離婚の場合でも家裁を利用する地方としない地方というものが、全家庭裁判所の事件件数の統計に出ています。また、利用率の多いところと少ないところを地域別に色分けしたような地図をときどき司法統計に載せています。

大森専門委員

非常にドライな地域というのは分かりますか。

人見委員

離婚の多い県というのは、例えば従来から高知とか北海道とかでして、それについてのいろいろな分析もあります。

高原専門委員

我が国夫婦出生力の動向について伺いたいのですが、結局、夫婦出生力の動向というのは結論としてどうとらえたらいいのですか。

阿藤専門委員

現在まで得られるデータで見ますと、意外に変わっていません。出生率はここ10年、非常に下がっていますが、子供を産み終わった人で比較すると、15年ぐらいずっと変わっていません。しかし、これからどうなるかは分かりません。

高原専門委員

特殊出生率が下がっているとよく言われますが、下がっていないということですか。

阿藤 専門委員

特殊出生率は下がっています。冒頭に述べたように、そういう特殊出生率が下がる理由には二つありまして、結婚する人が減ると非常に下がるということが一つあります。それから、もう一つは実際に子供を産むことに対する考え方が変わって下がるという理由がある訳です。

高原 専門委員

結婚した夫婦について調べると変わらないということですね。

阿藤 専門委員

そうです。ただ、これはどうしてもタイムラグがあるので、最終的に産み終わるにはどうしても何年かかかります。ですから、そういう結果が出てくるのはまだ先になるということで、どうしても現在の合計特殊出生率のような動きをビビットには反映しないのです。結婚10年、15年で子供を産み終わるという考えですから、どうしても非常に時間がかかります。それに対して、結婚数などはそのまま落ちますと翌年の出生数が減るといふ具合に非常にビビットに反映しますので、むしろそちらが非常に強く出る訳です。

藤原 専門委員

それに関連して伺いますが、先ほど子供の数を選ぶ理由として、まず経済的な問題といいますかコスト意識ということ、つまり、教育費だとか一般に子育てに時間が掛かる、お金が掛かるということで、非常に利にさといという側面があると言われ、また逆に、親の都合で1人では将来心細いというようなことは少ないといわれたのですが、いわゆる利にさというような親の態度は昔からあったのですか、それとも今日出てきたものなのですか。それが今後の特殊出生率にどう影響を与えるのですか。

阿藤 専門委員

ハワイで行われた国際比較研究がありまして、子供を持つことのアドバンテージ、利益、あるいは不利益というものを発展途上国から先進国まで10か国ぐらいが参加して議論したのですが、発展途上国ですと子供を持つ利益というのは、例えば、老後の保障とか労働力として役に立つとか、つまり親の役に立つという理由が非常に高いのです。それに対

して、先進国ですとそういうものはほとんどなくなり、子供がかわいいからだとか、愛情を覚えるとか、子はかすがいとか、子育てが楽しいというような情緒的愛情の理由がずっと高くなるのです。

一方、子供を持つことのコストはどうかといいますが、これは、一般的にどのくらいお金が掛かるかという経済感覚になりますが、自分の所得に対して子供にどのくらいお金が掛かるかという経済感覚は各国とも余り変わらないのです。

ところが、いわゆる我々は機会費用といいますが、子供を持つと自分の活動の邪魔になる、支障があるというような意識は、発展途上国ではほとんどないのです。ところが、先進国、この場合、西ドイツなどの国が入っているのですが、8割ぐらいの人がそういうことを答えているのです。ですから、相対感覚ですが、コストの面からいうと、いわゆる経済コストは余り変わらないかもしれないが、機会費用の面からいうと非常に大きな違いがあるようです。

前者の子供が役に立つ、立たないという議論でいいますが、これはまた経済の方の用語を使いますが、昔は子供が生産財、投資財であったという解釈なのですが、現在はそういう要素がなくなって、むしろ子供は消費財である。さらに言えば、耐久消費財であるということになってきています。それが、ある面では非常に順化している訳です。つまり、昔は子供は親の手段でしたが、今は子供自体が目的なのです。しかし、それが目的物として非常に弱いものになっているのです。親が自分の目的物を求めるときに、大型レジャーと子供とどちらを選ぶかというような選択肢になっているおそれがあります。それが子供の数にどうつながるかは難しいのですが、性格的にはそういう変化があるのです。一方で、コストとしては機会費用が高くなっているのです。なかなか子供を持ちにくくなるのではないかという感じはします。

大森専門委員

子供の数を抑えるというのは、機会費用のこともありますが、子供がたくさんいるとコストが掛かり、教育もずさんになるので、少ない子供をしっかりと教育するため、非常に子供を大事にしているとも解釈できるのですが。

阿藤専門委員

そうですね。昔は農業社会で今は近代産業社会です。子供を一人前にするために教育が非常に長くなっていますので、お金が掛かるのは当たり前なのです。しかし、その中で子育てに要する費用というもののコスト感覚を昔の人と比べて今の社会ではどうかというと、余り変わらないかもしれないのです。少なくとも調査で見える限りはそうです。ですから、それよりも今の西ドイツのように、あるいはこれからの日本がどうなるかは分かりませんが、女性が社会進出して子供がいると自分の活動の支障になるというような意識が仮に出てくるとしますと、かなり大きな問題になるかと思われます。

福武委員長

ほかにありませんか。特になければ、この辺で第2回の委員会を終わりにしたいと思いますが、その前に先ほど提出願いました日程ですが、次のように決めさせていただきたいと思います。9月は、9月17日、木曜日午前中、11月は、11月16日、月曜日午前中です。よろしくお願ひします。

なお、次回は小此木さんに親子関係のような視点からのお話、藤原さんに夫婦関係に関するようなお話をさせていただきたいというように事務局が申しておりますので、お願いするようになるかと思いますが、どうぞよろしく。

10月中旬ごろに人口問題審議会が開かれるようですが、そこでこの特別委員会がこんなことを考えているという中間報告ぐらいはしなければならぬだろうと思いますので、次回の9月の時に報告書の骨格としてどういうことが考えられるかという原案を出していただきまして、同

時に議論していただくということにしたいと思います。

それでは、どうもありがとうございました。

103902



1 0 3 9 0 2